

官報号外

平成二十四年二月二十九日

官報

号外

平成二十四年二月二十九日

○ 第百八回 参議院会議録第六号

平成二十四年二月二十九日(水曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第六号

平成二十四年二月二十九日

午前十時開議

第一 国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律案(衆議院提出)

第二 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(第百七十七回国会内閣提出、第百八十回国会衆議院送付)

第三 檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(第百七十七回国会内閣提出、第百八十回国会衆議院送付)

（衆議院提出）

○本日の会議に付した案件

一、国家公務員等の任命に関する件

二、日程第一より第三まで

一、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

(衆議院提出)

（投票開始）
内閣申出のとおり同意することとの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(平田健二君) 投票の結果を報告いたしました。

（投票終了）
〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

投票総数
二百三十五
賛成
二百十三
反対
十二

よって、同意することに決しました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(平田健二君) 次に、国家公務員倫理審査会委員に前田新造君を、社会保険審査会委員に矢野隆男君を、運輸審議会委員に保田真紀子君を任命することについて採決をいたします。

内閣申出のとおり同意することとの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕
内閣申出のとおり同意することとの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票終了〕

○議長(平田健二君) 投票の結果を報告いたしました。

（投票開始）
内閣申出のとおり同意することとの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票終了〕

○議長(平田健二君) 投票の結果を報告いたしました。

（投票開始）
内閣申出のとおり同意することとの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票終了〕

○議長(平田健二君) 次に、国家公務員倫理審査会委員に草野忠義君を、再就職等監視委員会委員長に羽柴駿馬君を、同委員に番敦子君を任命することについて採決をいたします。

内閣申出のとおり同意することとの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕
内閣申出のとおり同意することとの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票終了〕

○議長(平田健二君) 投票の結果を報告いたしました。

（投票終了）
〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

投票総数
二百三十三
賛成
百四十七
反対
八十六
○議長(平田健二君) 投票の結果を報告いたしました。
よって、同意することに決しました。

〔投票終了〕

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(平田健二君) 次に、国家公務員倫理審査会委員に羽仁佐和子君を、総合科学技術会議議員に平野俊夫君及び青木玲子君を、情報公開・個人情報を保護審査会委員に近藤卓史君を、再就職等監視委員会委員に伊東研祐君、篠原文也君及び笠京子君を、公正取引委員会委員に小田切宏之君を、情報保護審査会委員に長谷川眞理子君を、電波監視委員会委員に原島博君及び松崎陽子君を、日本放送協会経営委員会委員に上村達男君及び宮城恵理子君を、中央更生保護審査会委員に北村節子君を、労働保険審査会委員に山本通子君及び宮崎公男君を、中央社会保険医療協議会委員に関原健夫君を、社会保険審査会委員に森俊介君を、調達価格等算定委員会委員に植田和弘君、辰巳菊子君及び和田武君を、公害健康被害補償不服審査会委員に加藤抱一君及び佐脇浩君を任命することについて採決をいたします。

内閣申出のとおり同意することとの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕
内閣申出のとおり同意することとの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票終了〕

○議長(平田健二君) 投票の結果を報告いたしました。

（投票開始）
内閣申出のとおり同意することとの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票終了〕

○議長(平田健二君) 次に、国家公務員倫理審査会委員に草野忠義君を、再就職等監視委員会委員長に羽柴駿馬君を、同委員に番敦子君を任命することについて採決をいたします。

内閣申出のとおり同意することとの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕
内閣申出のとおり同意することとの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票終了〕

○議長(平田健二君) 投票の結果を報告いたしました。

（投票開始）
内閣申出のとおり同意することとの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票終了〕

○議長(平田健二君) 次に、国家公務員倫理審査会委員に草野忠義君を、再就職等監視委員会委員長に羽柴駿馬君を、同委員に番敦子君を任命することについて採決をいたします。

内閣申出のとおり同意することとの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕
内閣申出のとおり同意することとの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票終了〕

○議長(平田健二君) 投票の結果を報告いたしました。

（投票終了）
〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(平田健二君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

○議長(平田健一君)	投票の結果を報告いたしました。
賛成	三百三十二
反対	二百三十二
よつて、全会一致をもつて同意することに決しました。	○

○議長（平田健二君）投票終了
投票の結果を報告いたします
会員に山地憲治君を任命することについて採決をいたします。

投票総数
二百二十八
賛成
反対
よつて、同意することに決しました。

るものとする規定を附則に追加する修正が行われております。

委員会におきましては、発議者を代表して衆議院議員稻見哲男君から法律案の趣旨説明を、次い

内閣提出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

【投票開始】

閣申出のとおり同意することの贊否について
投票ボタンをお押しください。

【投票者氏名は本号末尾に掲載】

○議長(平田健二君) 時間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(平田健二君) 日程第一　國家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告書を読みます。公務員委員会(支

院勧告実施に取り組まなかつた理由、公務員の給与引下げが消費や経済社会に与える影響、人事院勧告を経ない給与削減の憲法上の問題等について質疑が行われました。

○議長(平田健二君) 次に、総合科学技術會議議員に中鉢良治君を、宇宙開発委員会委員に青木節

子君を任命することについて採決をいたします。
内閣申出のとおり同意することの賛否について
て、投票ボタンをお押し願います。

○議長(平田健二君) 間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたします。

○議長(平田健二君) 投票の結果を報告いたします。
投票終了

投票總數
贊成
反對
一百三十一
百三十五
九十八

反対 よつて、同意することに決しました。 九十八

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

す。

地方公共団体において自主的かつ適切に対応され

投票總數

贊成

三百三十五

反対

よつて、本案は可決されました。

十一

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(平田健二君) 日程第一 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○議長(平田健二君) 日程第三 檢察官の俸給等に関する法律の一部

改正する法律案

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

八十回国会衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。日程第三 檢察官の俸給等に関する法律の一部

田実仁君。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

（いづれも第百七十七回国会内閣提出、第百

まず、委員長の報告を求めます。法務委員長西

田実仁君。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○西田実仁君 ただいま議題となりました両法律

案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

兩法律案は、一般の政府職員の給与に関する臨時特例が定められることに伴い、裁判官の報酬及び検察官の俸給に関する臨時特例を定めようとするものであります。

なお、衆議院におきまして、一般の政府職員の給与改定等に伴い、これに準じて裁判官の報酬月額及び検察官の俸給月額の引下げを行うこととするほか、法律の題名、支給減額率及び施行期日等について修正が行われております。

委員会におきましては、両法律案を一括して議

題とし、減額支給措置を講ずる理由及び衆議院における修正の趣旨と経緯、裁判官の報酬の減額を禁じた憲法との関係、今後の裁判官の報酬及び検察官の俸給の改定の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党の井上委員より両法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、順次採決の結果、両法律案はいずれも多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(平田健二君) これより両案を一括して採決いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(平田健二君) 間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(平田健二君) 投票の結果を報告いたしま

す。

〔投票終了〕

○議長(平田健二君) 投票の結果を報告いたしま

す。

〔投票開始〕

○議長(平田健二君) 間もなく投票を終了いたしました。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(平田健二君) これより採決をいたします。

〔投票開始〕

○議長(平田健二君) 間もなく投票を終了いたしました。――これにて投票を終了いたしました。

〔投票終了〕

○議長(平田健二君) これより採決をいたしま

す。

○議長(平田健二君) 本日はこれにて散会いたします。

〔投票終了〕

○議長(平田健二君) 午前十時二十三分散会

よつて、本案は可決されました。

○議長(平田健二君) 投票の結果を報告いたしました。

投票総数
二百三十一
反対
賛成
二百二十三
八

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(平田健二君) 本日はこれにて散会いたしました。

午前十時二十三分散会

よつて、本案は可決されました。

〔投票終了〕

議員	竹谷とし子君	石川博崇君	平田健二君	議長	出席者は左のとおり。
谷合正明君	吉田忠智君	龟井典紀子君	尾辻秀久君	副議長	午前十時二十三分散会
又市征治君	横山信一君	秋野公造君	自見庄三郎君		
山内徳信君	難波樊二君	西田実仁君	山本博司君		
谷合正明君	浜田昌良君	舟山康江君	田城郁君		
又市征治君	福島みづほ君	香苗君	西田実仁君		
横山信一君	風間直樹君	舟山康江君	舟山康江君		
秋野公造君	大久保潔重君	香苗君	香苗君		
自見庄三郎君	長沢広明君	加藤修一君	加藤修一君		
山本博司君	渡辺孝男君	松野信夫君	松野信夫君		
田城郁君	林久美子君	義博君	義博君		

平成二十四年二月二十九日

參議院會議錄第六號

議長の報告事項

官報(号外)

行政監視委員 辞任	金子 恵美君 (閣条第五号)	はた ともこ君 同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
災害対策特別委員 辞任	小見山幸治君 (はた ともこ君)	はた ともこ君 同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
政府開発援助等に関する特別委員 辞任	牧山ひろえ君 (大久保潔重君)	牧山ひろえ君 大久保潔重君 同日委員会において選任した理事は次のとおりである。
決算委員会 理事 今野 東君 (田城郁君の補欠)	同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。	競馬法の一部を改正する法律案(閣法第四二号) 同日議長は、次の内閣提出案を決算委員会に付託した。
投資の促進及び保護に関する日本国政府とパブ アニヨーギニア独立国政府との間の協定の締結 について承認を求めるの件(閣条第一号)	投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とコロンビア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第二号)	平成二十二年度一般会計歳入歳出決算、平成二十二年度特別会計歳入歳出決算、平成二十二年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十二年
脱税の防止のための日本国とポルトガル共和国 との間の条約の締結について承認を求めるの件 (閣条第五号)	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	競馬法の一部を改正する法律案(閣法第四二号) 同日議長は、次の内閣提出案を決算委員会に付託した。
官	同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。	平成二十二年度一般会計歳入歳出決算、平成二十二年度特別会計歳入歳出決算、平成二十二年
同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され た。	平成二十二年度国有財産増減及び現在額總計算 書(第百七十九回国会提出)	度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十二
同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され た。	平成二十二年度国有財産増減及び現在額總計算 書(第百七十九回国会提出)	年度政府関係機関決算書(第百七十九回国会提 出)
同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され た。	平成二十二年度国有財産増減及び現在額總計算 書(第百七十九回国会提出)	平成二十二年度国有財産増減及び現在額總計算 書(第百七十九回国会提出)
参議院議員糸数慶子君提出在日米軍再編計画の 見直しに関する質問に対する答弁書(第二三号)	参議院議員森まさこ君提出第一次消費者委員会 の委員の改選に関する質問に対する答弁書(第二 四号)	同日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員浜田昌良君提出拙速な原子力規制府 法案の閣議決定と原子力規制の在り方に関する 質問に対する答弁書(第二五号)	参議院議員加藤修一君提出エアゾール缶等の火 災・爆発事故対策に関する質問に対する答弁書 (第二六号)	平成二十二年度国有財産増減及び現在額總計算 書(第百七十九回国会提出)
参議院議員秋野公造君提出全国健康保険協会の 安定的運営に関する質問に対する答弁書(第二 七号)	同日議員から次の質問主意書が提出された。 「国防の基本方針改定に関する質問主意書(佐 藤正久君提出)(第四一号)	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

参議院議員秋野公造君提出北九州市等における P C B 廃棄物の適正処理の確保に関する質問に 対する答弁書(第一一八号)	参議院議員横山信一君提出国有林における雪崩 対策に関する質問に対する答弁書(第二九号)	同日議長は、次の内閣提出案を決算委員会に付託した。
参議院議員古川俊治君提出学校給食用牛乳に する質問に対する答弁書(第三〇号)	参議院議員若林健太君提出年金交付国債に する質問に対する答弁書(第三一号)	参議院議員古川俊治君提出学校給食用牛乳に する質問に対する答弁書(第三〇号)
参議院議員古川俊治君提出年金交付国債に する質問に対する答弁書(第三一号)	参議院議員若林健太君提出年金交付国債に する質問に対する答弁書(第三二号)	参議院議員古川俊治君提出年金交付国債に する質問に対する答弁書(第三一号)
参議院議員古川俊治君提出年金交付国債に する質問に対する答弁書(第三二号)	参議院議員森まさこ君提出第一次消費者委員会 の委員の改選に関する質問に対する答弁書(第二 四号)	参議院議員古川俊治君提出年金交付国債に する質問に対する答弁書(第三二号)
参議院議員森まさこ君提出第一次消費者委員会 の委員の改選に関する質問に対する答弁書(第二 四号)	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を 許可し、その補欠を指名した。	参議院議員森まさこ君提出第一次消費者委員会 の委員の改選に関する質問に対する答弁書(第二 四号)

参議院議員片山虎之助君 法務委員 辞任	片山虎之助君 宇都 隆史君 同日議長において、次のとおり常任委員の 辞任を許可し、その補欠を指名した。	同日議長において、次のとおり常任委員の 辞任を許可し、その補欠を指名した。
外交防衛委員 辞任	小川 敏夫君 片山虎之助君 同日議長において、次のとおり常任委員の 辞任を許可し、その補欠を指名した。	同日議長において、次のとおり常任委員の 辞任を許可し、その補欠を指名した。
環境委員 辞任	小川 敏夫君 片山虎之助君 同日議長において、次のとおり常任委員の 辞任を許可し、その補欠を指名した。	同日議長において、次のとおり常任委員の 辞任を許可し、その補欠を指名した。
外交防衛委員 辞任	小川 敏夫君 片山虎之助君 同日議長において、次のとおり常任委員の 辞任を許可し、その補欠を指名した。	同日議長において、次のとおり常任委員の 辞任を許可し、その補欠を指名した。
文教科学委員 辞任	片山虎之助君 熊谷 大君 宇都 隆史君 同日議長において、次のとおり常任委員の 辞任を許可し、その補欠を指名した。	同日議長において、次のとおり常任委員の 辞任を許可し、その補欠を指名した。

参議院議員井上哲士君 環境委員 辞任	井上 哲士君 小見山幸治君 同日議長において、次のとおり常任委員の 辞任を許可し、その補欠を指名した。	同日議長において、次のとおり常任委員の 辞任を許可し、その補欠を指名した。

官 報 (号 外)

辞任 藤原 正司君 水戸 将史君	同日内閣から次の議案が提出された。 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第四六号)
不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案(閣法第四四号)	同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。 同日内閣から、左記の者を電波監理審議会委員に任命したいので、電波法第九十九条の三第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。
海上保安庁法及び領海等における外国船舶の航行に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第四五号)	同日内閣から、左記の者を日本放送協会経営委員会委員に任命したいので、放送法第三十一条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(第百七十七回国会閣法第七九号)審査報告書	(平成二十三年十月二十日辞職の北澤義博の後任) 近藤 卓史 (平成二十三年十一月十八日任期満了の松崎陽子の後任) 松崎 陽子
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(第百七十七回国会閣法第八〇号)審査報告書	同日内閣から、左記の者を公正取引委員会委員に任命したいので、公正取引法第二十九条第二項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。
国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律案(衆第一号)審査報告書	(平成二十三年十二月一日任期満了の吉本徹也の後任) (会長) 前田 新造 (同) 笠 京子 (同) 番 敦子 (同) 篠原 文也
同日議員から次の質問主意書が提出された。 救命救急医療の精度向上を目指した更なる高速道路網の強化及びスマートICの適切な設置に関する質問主意書(秋野公造君提出)(第四一号)	(同日任期満了の北城恪太郎の後任) (委員) 上村 達男 (同日任期満了の石島辰太郎の後任) 作田 久男 (同日任期満了の勝又英子の後任) 宮城恵理子
台湾返還に関する質問主意書(山谷えり子君提出)(第四三号)	(平成二十三年十二月二十一日任期満了の叶井真由美の後任) 松下 勲
「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」に基づく貸付条件の変更等の状況に関する質問主意書(中西健治君提出)(第四四号)	同日内閣から、左記の者を中央更生保護審査会委員に任命したいので、更生保護法第六条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。
(同日任期満了の中鉢良治の後任) 平野 俊夫	(平成二十三年十二月二十四日任期満了の北村節子の後任) 北村 節子 (同日任期満了の戸田信久の後任) 増田 暢也
(同日任期満了の青木玲子の後任) 青木 玲子	同日内閣から、左記の者を公安審査委員会委員に任命したいので、公安審査委員会設置法第五条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。
(同日任期満了の中鉢良治の後任) 中鉢 良治	同日内閣から、左記の者を電波監理審議会委員に任命したいので、電波法第九十九条の三第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

別表第一 行政職俸給表（第六条関係）

イ 行政職俸給表(一)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		号俸	俸給月額								
	1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000	464,600	529,500
	2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800	415,500	467,700	532,500
	3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400	418,000	470,800	535,700
	4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000	420,500	473,900	538,900
	5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,300	422,400	476,900	542,100
	6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	378,800	424,700	480,000	544,500
	7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,300	426,900	483,100	547,000
	8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	383,800	429,100	486,200	549,500
	9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	386,400	431,200	489,100	552,000
	10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,100	433,300	492,200	553,900
	11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	391,800	435,400	495,300	555,700
	12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	394,500	437,600	498,400	557,600
	13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,100	439,500	501,200	559,400
	14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	399,400	441,400	503,600	560,900
	15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	401,700	443,400	506,000	562,400
	16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,100	445,400	508,400	563,900
	17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,500	406,000	447,300	510,800	565,300
	18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,500	408,000	449,100	512,300	566,500
	19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,500	409,900	450,900	513,800	567,700
	20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,400	411,800	452,700	515,300	568,900
	21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,500	413,700	454,500	516,500	570,100
	22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,400	415,500	456,000	518,000	
	23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,400	417,400	457,500	519,500	
	24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,400	419,400	459,000	521,000	
	25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,500	371,500	421,300	460,500	522,300	
	26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,500	373,500	422,800	461,900	523,400	
	27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,500	375,500	424,400	463,300	524,600	
	28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,500	377,500	426,000	464,600	525,800	
	29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,400	379,100	427,600	465,600	527,000	
	30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,300	380,900	428,900	466,400	527,900	
	31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,200	382,700	430,200	467,200	528,800	
	32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,100	384,400	431,500	468,000	529,700	
	33	185,800	242,100	282,700	328,400	357,000	386,200	432,700	468,700	530,500	
	34	187,300	243,600	284,600	330,400	358,800	387,600	434,000	469,500	531,400	
	35	188,800	245,100	286,500	332,500	360,600	389,200	435,300	470,300	532,300	
	36	190,300	246,700	288,400	334,600	362,300	390,800	436,500	471,100	533,200	
	37	191,600	248,000	290,100	336,500	363,800	392,400	437,800	471,900	534,100	
	38	192,900	249,600	291,900	338,500	365,100	393,600	438,700	472,700	535,000	
	39	194,200	251,200	293,700	340,500	366,500	394,800	439,600	473,500	535,900	
	40	195,500	252,800	295,500	342,500	367,900	396,000	440,500	474,300	536,800	

官 報 (号 外)

平成二十四年二月二十九日

参議院会議録第六号

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律案

九

		41	196,900	254,200	297,400	344,400	369,400	397,100	441,100	475,100	537,700		
		42	198,200	255,600	299,100	346,300	370,300	398,300	441,900	475,800			
		43	199,500	257,000	300,800	348,200	371,400	399,500	442,600	476,600			
		44	200,800	258,400	302,500	350,100	372,500	400,700	443,400	477,400			
		45	202,000	259,700	304,200	351,600	373,400	401,400	444,200	478,200			
		46	203,300	261,100	305,900	353,100	374,300	402,100	445,000				
		47	204,600	262,500	307,600	354,600	375,200	402,800	445,800				
		48	205,900	263,900	309,300	356,100	376,100	403,500	446,600				
		49	207,100	265,200	310,600	357,800	377,100	404,200	447,200				
		50	208,200	266,400	312,200	358,700	377,900	404,900	448,000				
		51	209,300	267,700	313,800	359,900	378,700	405,600	448,800				
		52	210,400	269,000	315,400	360,900	379,500	406,300	449,600				
		53	211,600	270,100	317,100	361,800	380,200	407,100	450,200				
		54	212,600	271,400	318,700	362,900	380,900	407,800	451,000				
		55	213,600	272,700	320,300	363,900	381,600	408,500	451,800				
		56	214,600	274,000	321,900	365,000	382,300	409,200	452,600				
		57	215,400	275,200	323,400	365,900	382,900	409,800	453,200				
		58	216,400	276,300	324,600	366,600	383,500	410,500	454,000				
		59	217,300	277,400	325,800	367,300	384,200	411,200	454,800				
		60	218,300	278,500	327,000	368,000	384,900	411,900	455,600				
	再任用職員以外の職員	61	219,200	279,700	327,800	368,500	385,400	412,500	456,200				
		62	220,200	280,700	328,700	369,100	386,100	413,200					
		63	221,200	281,700	329,500	369,800	386,800	413,900					
		64	222,200	282,700	330,300	370,500	387,500	414,600					
		65	223,000	283,500	331,200	370,900	388,000	414,900					
		66	224,000	284,400	331,700	371,600	388,700	415,500					
		67	225,000	285,300	332,500	372,300	389,400	416,200					
		68	226,100	286,200	333,300	373,000	390,100	416,900					
		69	226,900	287,200	334,100	373,500	390,500	417,400					
		70	227,700	288,000	334,800	374,200	391,200	418,100					
		71	228,500	288,800	335,500	374,900	391,900	418,800					
		72	229,300	289,600	336,200	375,600	392,600	419,500					
		73	230,100	290,400	336,700	376,100	392,900	420,000					
		74	230,800	290,900	337,300	376,800	393,600	420,700					
		75	231,500	291,400	337,900	377,500	394,300	421,400					
		76	232,200	291,900	338,500	378,200	395,000	422,100					
		77	233,000	292,000	338,800	378,600	395,400	422,600					
		78	233,800	292,400	339,300	379,200	396,100						
		79	234,600	292,600	339,800	379,800	396,800						
		80	235,400	293,000	340,300	380,400	397,500						
		81	236,100	293,200	340,700	380,900	398,000						
		82	236,800	293,500	341,200	381,500	398,700						
		83	237,500	293,900	341,700	382,100	399,400						
		84	238,200	294,200	342,200	382,700	400,100						
		85	239,000	294,500	342,700	383,300	400,600						
		86	239,700	294,800	343,200	383,900							
		87	240,400	295,100	343,700	384,500							
		88	241,100	295,500	344,200	385,100							

官 報 (号 外)

平成二十四年二月二十九日

参議院会議録第六号 国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律案

89	241,900	295,800	344,600	385,800							
90	242,400	296,200	345,100	386,400							
91	242,900	296,600	345,600	387,000							
92	243,400	297,000	346,100	387,600							
93	243,700	297,100	346,300	388,300							
94		297,500	346,800								
95		297,900	347,300								
96		298,300	347,800								
97		298,500	347,900								
98		298,900	348,400								
99		299,300	348,900								
100		299,700	349,400								
101		299,900	349,700								
102		300,300	350,100								
103		300,700	350,500								
104		301,100	350,900								
105		301,300	351,400								
106		301,600	351,800								
107		302,000	352,200								
108		302,400	352,600								
109		302,600	353,100								
110		303,000	353,500								
111		303,400	353,900								
112		303,700	354,200								
113		303,800	354,700								
114		304,200									
115		304,600									
116		305,000									
117		305,200									
118		305,500									
119		305,800									
120		306,100									
121		306,500									
122		306,800									
123		307,100									
124		307,400									
125		307,800									
再任 用職 員		185,800	213,400	257,600	277,800	293,200	319,100	361,600	395,400	447,500	529,500

備考(一) この表は、他の俸給表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

(二) 2級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなつた職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、181,200円とする。

官 報 (号 外)

平成二十四年二月二十九日

参議院会議録第六号

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律案

口 行政職俸給表(二)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	1	121,600	172,600	194,500	247,300	279,200
	2	122,500	174,100	195,900	248,700	281,100
	3	123,500	175,600	197,300	250,100	283,000
	4	124,400	177,100	198,700	251,500	284,900
	5	125,400	178,500	200,100	252,700	286,800
	6	126,400	180,000	201,600	254,000	288,700
	7	127,400	181,500	203,100	255,300	290,600
	8	128,400	183,000	204,600	256,600	292,500
	9	129,200	184,500	206,100	257,700	294,200
	10	130,200	185,700	207,700	259,000	296,000
	11	131,200	187,000	209,300	260,300	297,800
	12	132,300	188,300	210,900	261,600	299,600
	13	133,100	189,700	212,300	262,700	301,200
	14	134,100	190,800	214,000	263,900	302,900
	15	135,100	192,000	215,700	265,100	304,600
	16	136,100	193,200	217,400	266,200	306,300
	17	137,200	194,400	218,900	267,400	307,900
	18	138,400	195,600	220,100	268,600	309,600
	19	139,600	196,700	221,300	269,800	311,300
	20	140,800	197,800	222,500	271,000	313,000
	21	141,900	198,800	223,800	272,000	314,300
	22	143,100	200,000	225,400	273,100	315,700
	23	144,300	201,200	227,000	274,200	317,100
	24	145,500	202,400	228,600	275,300	318,600
	25	146,700	203,600	230,300	276,400	320,200
	26	148,200	204,900	231,800	277,500	321,700
	27	149,700	206,200	233,300	278,600	323,200
	28	151,200	207,500	234,800	279,700	324,700
	29	152,600	208,800	236,200	280,800	326,300
	30	154,100	210,100	237,600	281,900	327,600
	31	155,600	211,400	239,000	283,000	328,900
	32	157,100	212,700	240,400	284,100	330,100
	33	158,600	213,600	241,700	285,000	331,200
	34	160,400	215,000	243,100	286,100	332,300
	35	162,200	216,300	244,500	287,200	333,400
	36	164,000	217,700	245,900	288,300	334,600
	37	165,800	218,800	247,200	289,000	335,800
	38	167,500	220,100	248,600	289,900	337,000
	39	169,200	221,400	250,000	290,800	338,200
	40	170,900	222,700	251,400	291,800	339,400
	41	172,500	223,800	252,600	292,700	340,500
	42	173,900	225,000	253,900	293,700	341,700
	43	175,300	226,200	255,200	294,700	342,900
	44	176,700	227,400	256,500	295,700	344,100

官 報 (号 外)

平成二十四年二月二十九日 参議院会議録第六号

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律案

	45	178,200	228,600	257,600	296,500	345,100
	46	179,600	229,800	258,800	297,400	346,200
	47	181,000	231,000	260,000	298,300	347,300
	48	182,400	232,200	261,200	299,200	348,400
	49	183,700	233,400	262,500	299,900	349,500
	50	184,900	234,600	263,700	300,700	350,500
	51	186,100	235,800	264,900	301,500	351,500
	52	187,300	237,000	266,000	302,300	352,500
	53	188,400	238,200	267,100	302,900	353,400
	54	189,500	239,200	268,300	303,700	354,300
	55	190,600	240,200	269,500	304,400	355,200
	56	191,700	241,200	270,700	305,100	356,100
	57	192,800	242,300	271,700	305,800	356,900
	58	193,900	243,300	272,800	306,600	357,800
	59	195,000	244,300	273,900	307,400	358,700
	60	196,100	245,300	275,000	308,200	359,600
	61	197,200	246,300	276,100	308,800	360,400
	62	198,100	247,200	277,200	309,500	361,300
	63	199,000	248,100	278,300	310,200	362,200
	64	199,900	249,000	279,400	310,900	363,100
再任用職員以外の職員	65	200,600	250,000	280,300	311,400	363,700
	66	201,400	250,800	281,100	312,000	364,300
	67	202,200	251,600	281,900	312,600	364,900
	68	203,000	252,400	282,800	313,200	365,500
	69	203,600	253,200	283,700	313,800	365,900
	70	204,200	253,800	284,500	314,300	
	71	204,700	254,400	285,300	314,800	
	72	205,300	255,000	286,100	315,300	
	73	205,900	255,300	287,000	315,600	
	74	206,600	255,700	287,800	316,100	
	75	207,300	256,200	288,600	316,600	
	76	208,100	256,700	289,400	317,100	
	77	208,500	257,300	290,000	317,300	
	78	209,200	257,800	290,600	317,700	
	79	209,900	258,300	291,100	318,100	
	80	210,600	258,800	291,500	318,500	
	81	211,300	259,200	292,000	319,000	
	82	212,000	259,500	292,500	319,400	
	83	212,700	259,800	293,000	319,800	
	84	213,400	260,100	293,500	320,200	
	85	214,100	260,300	293,900	320,500	
	86	214,800	260,700	294,500	320,900	
	87	215,500	261,000	295,100	321,300	
	88	216,200	261,300	295,700	321,700	
	89	216,800	261,500	296,000	322,000	
	90	217,400	261,700	296,500	322,400	
	91	218,000	262,100	297,000	322,800	
	92	218,600	262,300	297,500	323,200	

官 報 (号 外)

平成二十四年一月二十九日 参議院会議録第六号

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律案

	93	219,100	262,600	297,900	323,400	
	94	219,600	263,000	298,400	323,800	
	95	220,100	263,400	298,900	324,200	
	96	220,600	263,800	299,400	324,600	
	97	221,200	264,000	299,700	324,900	
	98	221,700	264,300	300,200	325,300	
	99	222,200	264,500	300,700	325,700	
	100	222,700	264,800	301,200	326,100	
	101	223,300	265,100	301,600	326,400	
	102	223,900	265,300	302,000		
	103	224,500	265,600	302,400		
	104	225,100	265,900	302,800		
	105	225,500	266,100	303,100		
	106	226,000	266,400	303,500		
	107	226,500	266,700	303,900		
	108	227,000	267,000	304,300		
	109	227,200	267,300	304,700		
	110	227,600	267,600	305,100		
	111	228,100	267,900	305,500		
	112	228,600	268,200	305,900		
	113	229,100	268,400	306,100		
	114	229,600	268,700	306,500		
	115	230,100	269,000	306,900		
	116	230,600	269,300	307,300		
	117	231,000	269,600	307,600		
	118	231,400	269,900	308,000		
	119	231,800	270,200	308,400		
	120	232,200	270,500	308,800		
	121	232,600	270,600	309,000		
	122		270,900	309,400		
	123		271,200	309,800		
	124		271,500	310,200		
	125		271,600	310,400		
	126		271,900	310,800		
	127		272,200	311,200		
	128		272,500	311,600		
	129		272,600	311,800		
	130		272,900	312,200		
	131		273,200	312,600		
	132		273,500	313,000		
	133		273,600	313,200		
	134		273,900			
	135		274,200			
	136		274,500			
	137		274,600			
再任用職員		191,700	202,900	225,000	246,200	277,900

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

平成二十四年二月二十九日 参議院会議録第六号 国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律案

別表第二 専門行政職俸給表（第六条関係）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		号俸	俸給月額						
	1	156,500	226,800	276,400	320,900	366,200	413,000	464,600	529,500
	2	158,200	229,100	279,100	323,200	368,800	415,500	467,700	532,500
	3	159,900	231,400	281,800	325,500	371,400	418,000	470,800	535,700
	4	161,600	233,600	284,500	327,800	374,000	420,500	473,900	538,900
	5	163,200	235,900	287,100	330,100	376,300	422,400	476,900	542,100
	6	165,700	238,200	289,800	332,200	378,800	424,700	480,000	544,500
	7	168,100	240,500	292,500	334,400	381,300	426,900	483,100	547,000
	8	170,500	242,800	295,200	336,600	383,800	429,100	486,200	549,500
	9	172,800	245,000	297,700	338,800	386,400	431,200	489,100	552,000
	10	174,500	247,200	300,200	340,900	389,100	433,300	492,200	553,900
	11	176,200	249,300	302,700	343,000	391,800	435,400	495,300	555,700
	12	177,900	251,500	305,200	345,100	394,500	437,600	498,400	557,600
	13	179,600	253,700	307,800	347,300	397,100	439,500	501,200	559,400
	14	181,400	255,900	310,100	349,400	399,400	441,400	503,600	560,900
	15	183,200	258,100	312,400	351,500	401,700	443,400	506,000	562,400
	16	185,000	260,300	314,700	353,600	404,100	445,400	508,400	563,900
	17	186,900	262,400	316,800	355,700	406,000	447,300	510,800	565,300
	18	188,700	264,700	319,000	357,700	408,000	449,100	512,300	566,500
	19	190,500	266,900	321,200	359,700	409,900	450,900	513,800	567,700
	20	192,300	269,200	323,400	361,700	411,800	452,700	515,300	568,900
	21	193,900	271,600	325,400	363,600	413,700	454,500	516,500	570,100
	22	195,700	273,900	327,500	365,400	415,500	456,000	518,000	
	23	197,500	276,200	329,600	367,400	417,400	457,500	519,500	
	24	199,300	278,500	331,600	369,400	419,400	459,000	521,000	
	25	201,100	280,600	333,600	371,500	421,300	460,500	522,300	
	26	202,900	282,800	335,700	373,500	422,800	461,900	523,400	
	27	204,700	285,000	337,800	375,500	424,400	463,300	524,600	
	28	206,500	287,200	339,900	377,500	426,000	464,600	525,800	
	29	208,100	289,500	341,900	379,500	427,600	465,600	527,000	
	30	210,000	291,500	343,900	381,400	428,900	466,400	527,900	
	31	211,900	293,500	345,900	383,300	430,200	467,200	528,800	
	32	213,800	295,500	347,900	385,100	431,500	468,000	529,700	
	33	215,500	297,600	349,500	386,500	432,700	468,700	530,500	
	34	217,400	299,300	351,400	388,100	434,000	469,500	531,400	
	35	219,300	301,000	353,300	389,700	435,300	470,300	532,300	
	36	221,200	302,700	355,200	391,300	436,500	471,100	533,200	
	37	222,900	304,300	357,100	393,000	437,800	471,900	534,100	
	38	224,700	305,900	358,900	393,900	438,700	472,700	535,000	
	39	226,500	307,500	360,700	395,000	439,600	473,500	535,900	
	40	228,300	309,100	362,500	396,100	440,500	474,300	536,800	
	41	229,800	310,800	364,400	397,100	441,100	475,100	537,700	
	42	231,500	312,400	365,800	398,300	441,900	475,800		
	43	233,100	314,000	367,300	399,500	442,600	476,600		
	44	234,800	315,600	368,800	400,700	443,400	477,400		
再任用職員以外の職員	45	236,500	317,300	369,800	401,600	444,200	478,200		
	46	238,000	318,900	370,900	402,300	445,000			
	47	239,500	320,500	372,000	403,000	445,800			
	48	241,000	322,100	373,100	403,700	446,600			

官 報 (号 外)

平成二十四年二月二十九日 参議院会議録第六号

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律案

	49	242,600	323,400	374,100	404,200	447,200			
	50	244,100	324,600	374,400	404,900	448,000			
	51	245,600	325,800	374,900	405,600	448,800			
	52	247,200	327,000	375,400	406,300	449,600			
	53	248,500	328,100	375,900	407,100	450,200			
	54	250,100	329,100	376,500	407,800	451,000			
	55	251,700	330,000	377,100	408,500	451,800			
	56	253,300	331,000	377,700	409,200	452,600			
	57	254,700	331,900	378,300	409,800	453,200			
	58	256,100	332,700	378,900	410,500	454,000			
	59	257,500	333,500	379,500	411,200	454,800			
	60	258,900	334,300	380,100	411,900	455,600			
	61	260,100	334,900	380,500	412,500	456,200			
	62	261,400	335,500	381,100	413,200				
	63	262,700	336,100	381,700	413,900				
	64	264,000	336,600	382,300	414,600				
	65	265,300	337,100	382,900	415,100				
	66	266,400	337,400	383,500	415,700				
	67	267,600	338,000	384,000	416,400				
	68	268,800	338,600	384,600	417,100				
	69	270,100	338,900	385,200	417,400				
	70	271,400	339,400	385,800	418,100				
	71	272,700	339,900	386,400	418,800				
	72	274,000	340,400	387,000	419,500				
	73	275,200	340,900	387,500	420,000				
	74	276,300	341,400	388,100	420,700				
	75	277,400	341,900	388,700	421,400				
	76	278,500	342,400	389,300	422,100				
	77	279,700	342,700	389,900	422,600				
	78	280,700	343,200	390,500					
	79	281,700	343,700	391,100					
	80	282,700	344,200	391,700					
	81	283,500	344,600	392,100					
	82	284,400		392,700					
	83	285,300		393,300					
	84	286,200		393,900					
	85	287,200		394,500					
	86	288,000		395,100					
	87	288,800		395,700					
	88	289,600		396,300					
	89	290,400		396,900					
	90	290,900							
	91	291,400							
	92	291,900							
	93	292,300							
再任用職員		208,300	242,900	286,700	319,400	361,600	395,400	447,500	529,500

備考(一) この表は、植物防疫官、家畜防疫官、特許庁の審査官及び審判官、船舶検査官並びに航空交通管制の業務その他の専門的な知識、技術等を必要とする業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) 1級の17号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなつた職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、182,300円とする。

別表第三 稅務職俸給表（第六条関係）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		号俸	俸給月額								
	1	151,500	213,800	252,100	291,600	319,600	349,100	385,300	428,000	464,600	529,500
	2	153,000	215,700	254,100	293,900	321,900	351,400	387,500	429,900	467,700	532,500
	3	154,500	217,600	256,100	296,200	324,200	353,700	389,700	431,800	470,800	535,700
	4	156,100	219,500	258,000	298,500	326,500	356,000	391,900	433,700	473,900	538,900
	5	157,700	221,500	259,900	300,600	328,900	358,100	393,800	435,100	476,900	542,100
	6	159,500	223,300	261,900	302,900	331,100	360,300	395,800	436,800	480,000	544,500
	7	161,300	225,100	263,900	305,200	333,400	362,500	397,800	438,400	483,100	547,000
	8	163,200	226,900	265,800	307,500	335,700	364,700	399,700	440,000	486,200	549,500
	9	165,000	228,600	267,400	309,600	337,800	366,800	401,600	441,600	489,100	552,000
	10	166,900	230,400	269,300	311,900	340,100	369,000	403,600	443,300	492,200	553,900
	11	168,800	232,200	271,100	314,200	342,400	371,200	405,700	445,000	495,300	555,700
	12	170,800	234,000	272,900	316,500	344,700	373,400	407,800	446,700	498,400	557,600
	13	172,500	235,800	274,500	318,600	346,800	375,600	409,700	448,000	501,200	559,400
	14	174,300	237,500	276,400	320,900	349,000	377,800	411,800	449,600	503,600	560,900
	15	176,100	239,200	278,300	323,200	351,200	380,000	413,900	451,400	506,000	562,400
	16	177,900	240,900	280,200	325,500	353,400	382,200	416,000	453,200	508,400	563,900
	17	179,700	242,600	282,100	327,600	355,700	384,100	417,800	454,800	510,800	565,300
	18	183,800	244,300	284,200	329,900	357,800	386,100	419,500	456,600	512,300	566,500
	19	187,900	246,000	286,300	332,100	359,900	388,200	421,200	458,400	513,800	567,700
	20	191,900	247,700	288,400	334,400	362,000	390,200	422,900	460,200	515,300	568,900
	21	195,700	249,400	290,500	336,500	364,200	392,100	424,600	461,800	516,500	570,100
	22	197,500	251,000	292,500	338,600	366,200	394,200	426,200	463,600	518,000	
	23	199,300	252,700	294,500	340,700	368,300	396,300	427,700	465,300	519,500	
	24	201,100	254,400	296,500	342,800	370,400	398,400	429,300	467,100	521,000	
	25	203,000	256,000	298,400	345,000	372,400	400,200	430,700	468,700	522,300	
	26	204,700	257,400	300,400	347,100	374,500	402,300	432,100	470,200	523,400	
	27	206,400	258,700	302,400	349,200	376,600	404,400	433,700	471,700	524,600	
	28	208,100	260,100	304,400	351,300	378,700	406,500	435,300	473,200	525,800	
	29	209,700	261,300	306,200	353,500	380,800	408,100	436,600	474,400	527,000	
	30	211,100	262,600	308,100	355,600	382,900	409,900	438,300	475,200	527,900	
	31	212,500	263,900	310,000	357,700	385,000	411,600	440,000	475,900	528,800	
	32	213,900	265,200	311,900	359,800	387,100	413,300	441,700	476,700	529,700	
	33	215,200	266,500	313,900	361,600	389,000	415,100	443,100	477,200	530,500	
	34	216,400	267,800	315,800	363,700	391,100	416,600	444,800	478,000	531,400	
	35	217,600	269,100	317,700	365,700	393,200	418,200	446,500	478,800	532,300	
	36	218,800	270,300	319,600	367,800	395,200	419,800	448,100	479,600	533,200	
	37	219,800	271,500	321,500	369,800	396,900	421,300	449,600	480,200	534,100	
	38	221,000	272,900	323,300	371,900	398,400	422,800	450,400	481,000	535,000	
	39	222,200	274,300	325,100	374,000	400,800	424,300	451,200	481,800	535,900	
	40	223,400	275,700	326,900	376,100	401,200	425,800	452,000	482,600	536,800	
	41	224,400	277,000	328,700	378,100	402,600	427,400	452,400	483,200	537,700	
	42	225,600	278,300	330,200	380,200	403,700	428,700	453,100	484,000		
	43	226,800	279,600	331,600	382,300	404,700	430,000	453,800	484,800		
	44	228,000	280,900	333,100	384,400	405,700	431,300	454,500	485,600		
再任用職員以外の職員	45	229,100	282,100	334,400	386,100	406,900	432,300	455,300	486,200		
	46	229,900	283,200	335,800	387,800	408,100	433,100	456,000			
	47	230,700	284,300	337,200	389,500	409,300	433,900	456,700			
	48	231,500	285,400	338,600	391,200	410,500	434,700	457,400			

官 報 (号 外)

平成二十四年二月二十九日 参議院会議録第六号

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律案

		49	232,100	286,400	339,600	392,800	411,800	435,300	458,100			
		50	232,700	287,400	340,800	393,800	412,600	436,100	458,800			
		51	233,400	288,400	342,000	394,800	413,400	436,900	459,500			
		52	234,100	289,400	343,200	395,800	414,200	437,700	460,200			
		53	234,500	290,200	344,300	397,100	414,700	438,300	460,900			
		54	235,100	291,100	345,500	398,200	415,400	439,000	461,600			
		55	235,600	292,000	346,700	399,400	416,100	439,700	462,300			
		56	236,200	292,900	347,900	400,600	416,700	440,400	463,000			
		57	236,600	293,700	349,000	401,900	417,500	441,000	463,700			
		58	237,200	294,500	350,100	402,700	417,900	441,700	464,300			
		59	237,800	295,300	351,200	403,500	418,500	442,400	465,000			
		60	238,400	296,100	352,300	404,300	419,100	443,100	465,700			
		61	239,100	297,000	353,000	404,800	419,700	443,800	466,400			
		62	239,800	297,500	353,800	405,500	420,300	444,400				
		63	240,500	298,000	354,600	406,200	420,900	445,000				
		64	241,100	298,500	355,400	406,900	421,500	445,600				
		65	241,500	299,000	356,000	407,300	422,100	446,100				
		66	242,200		356,600	408,000	422,700	446,700				
		67	242,900		357,100	408,700	423,300	447,300				
		68	243,600		357,700	409,400	423,900	447,900				
		69	244,300		358,300	409,900	424,400	448,600				
		70	244,800		359,000	410,500	425,000	449,200				
		71	245,300		359,700	411,100	425,600	449,800				
		72	245,800		360,400	411,700	426,200	450,400				
		73	246,200		360,900	412,300	426,600	451,000				
		74			361,400	412,900	427,200	451,600				
		75			362,000	413,500	427,800	452,200				
		76			362,600	414,100	428,400	452,800				
		77			363,200	414,600	428,900	453,500				
		78			363,700	415,200	429,500					
		79			364,100	415,800	430,100					
		80			364,600	416,300	430,700					
		81			364,800	416,700	431,200					
		82			365,300	417,300	431,800					
		83			365,800	417,900	432,400					
		84			366,300	418,500	433,000					
		85			366,600	419,000	433,600					
		86				419,600						
		87				420,200						
		88				420,700						
		89				421,300						
		90				421,900						
		91				422,500						
		92				423,100						
		93				423,700						
再任用職員			203,700	229,800	282,100	308,800	323,200	347,300	383,100	415,400	458,400	529,500

備考(一) この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) 2級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなつた職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、208,200円とする。

平成二十四年二月二十九日 参議院会議録第六号

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律案

別表第四 公安職俸給表（第六条関係）

イ 公安職俸給表(一)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
		号俸	俸給月額									
	1	158,100	173,600	200,200	240,100	291,600	319,600	349,100	385,300	428,000	464,600	529,500
	2	159,800	175,400	202,200	241,900	293,900	321,900	351,400	387,500	429,900	467,700	532,500
	3	161,500	177,200	204,200	243,700	296,200	324,200	353,700	389,700	431,800	470,800	535,700
	4	163,200	179,000	206,200	245,500	298,500	326,500	356,000	391,900	433,700	473,900	538,900
	5	164,700	180,900	208,200	247,400	300,600	328,900	358,100	393,800	435,100	476,900	542,100
	6	166,600	183,200	210,200	249,300	302,900	331,100	360,300	395,800	436,800	480,000	544,500
	7	168,400	185,500	212,200	251,200	305,200	333,400	362,500	397,800	438,400	483,100	547,000
	8	170,300	187,800	214,200	253,100	307,500	335,700	364,700	399,700	440,000	486,200	549,500
	9	172,000	190,000	216,300	254,800	309,600	337,800	366,800	401,600	441,600	489,100	552,000
	10	173,700	192,600	218,100	256,700	311,900	340,100	369,000	403,600	443,300	492,200	553,900
	11	175,400	195,100	219,900	258,600	314,200	342,400	371,200	405,700	445,000	495,300	555,700
	12	177,100	197,600	221,700	260,400	316,500	344,700	373,400	407,800	446,700	498,400	557,600
	13	179,000	200,000	223,600	262,100	318,600	346,800	375,600	409,700	448,000	501,200	559,400
	14	181,100	201,800	225,500	263,700	320,900	349,000	377,800	411,800	449,600	503,600	560,900
	15	183,200	203,600	227,400	265,300	323,200	351,200	380,000	413,900	451,400	506,000	562,400
	16	185,300	205,400	229,300	266,800	325,500	353,400	382,200	416,000	453,200	508,400	563,900
	17	187,500	207,300	231,000	268,100	327,600	355,700	384,100	417,800	454,800	510,800	565,300
	18	189,900	209,200	232,800	270,000	329,900	357,800	386,100	419,500	456,600	512,300	566,500
	19	192,300	211,100	234,600	271,800	332,100	359,900	388,200	421,200	458,400	513,800	567,700
	20	194,700	213,000	236,400	273,600	334,400	362,000	390,200	422,900	460,200	515,300	568,900
	21	197,200	214,700	238,200	275,200	336,500	364,200	392,100	424,600	461,800	516,500	570,100
	22	199,000	216,500	239,700	277,100	338,600	366,200	394,200	426,200	463,600	518,000	
	23	200,800	218,300	241,200	279,000	340,700	368,300	396,300	427,700	465,300	519,500	
	24	202,600	220,100	242,700	280,900	342,800	370,400	398,400	429,300	467,100	521,000	
	25	204,500	221,800	244,200	282,600	345,000	372,400	400,200	430,700	468,700	522,300	
	26	206,300	223,500	245,800	284,800	347,100	374,500	402,300	432,100	470,200	523,400	
	27	208,100	225,200	247,400	287,000	349,200	376,600	404,400	433,700	471,700	524,600	
	28	209,900	226,900	249,000	289,200	351,300	378,700	406,500	435,300	473,200	525,800	
	29	211,800	228,500	250,400	291,500	353,500	380,800	408,100	436,600	474,400	527,000	
	30	213,600	230,300	251,800	293,500	355,600	382,900	409,900	438,300	475,200	527,900	
	31	215,400	232,100	253,300	295,500	357,700	385,000	411,600	440,000	475,900	528,800	
	32	217,200	233,900	254,800	297,500	359,800	387,100	413,300	441,700	476,700	529,700	
	33	218,900	235,500	256,000	299,400	361,600	389,000	415,100	443,100	477,200	530,500	
	34	220,600	237,100	257,500	301,300	363,700	391,100	416,600	444,800	478,000	531,400	
	35	222,300	238,700	258,900	303,200	365,700	393,200	418,200	446,500	478,800	532,300	
	36	224,000	240,300	260,400	305,100	367,800	395,200	419,800	448,100	479,600	533,200	
	37	225,600	241,800	261,700	307,100	369,800	396,900	421,300	449,600	480,200	534,100	
	38	227,400	243,300	263,200	309,000	371,900	398,400	422,800	450,400	481,000	535,000	
	39	229,200	244,800	264,700	310,900	374,000	399,800	424,300	451,200	481,800	535,900	
	40	231,000	246,300	266,100	312,800	376,100	401,200	425,800	452,000	482,600	536,800	
	41	232,600	247,800	267,500	314,700	378,100	402,600	427,400	452,400	483,200	537,700	
	42	234,100	249,200	269,200	316,600	380,200	403,700	428,700	453,100	484,000		
	43	235,600	250,700	270,900	318,500	382,300	404,700	430,000	453,800	484,800		
	44	237,100	252,200	272,500	320,400	384,400	405,700	431,300	454,500	485,600		
	45	238,600	253,400	274,000	322,300	386,100	406,900	432,300	455,300	486,200		
	46	239,900	254,900	275,700	324,200	387,800	408,100	433,100	456,000			
	47	241,200	256,300	277,400	326,100	389,500	409,300	433,900	456,700			
	48	242,500	257,800	279,100	328,000	391,200	410,500	434,700	457,400			

官 報 (号 外)

平成二十四年二月二十九日 参議院会議録第六号

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律案

九

再任用職員以外の職員	49	243,600	259,100	280,900	329,800	392,800	411,800	435,300	458,100
	50	245,000	260,600	282,600	331,400	393,800	412,600	436,100	458,800
	51	246,500	262,100	284,300	333,100	394,800	413,400	436,900	459,500
	52	248,000	263,600	286,000	334,800	395,800	414,200	437,700	460,200
	53	249,200	264,900	287,700	336,500	397,100	414,700	438,300	460,900
	54	250,700	266,500	289,500	338,300	398,200	415,400	439,000	461,600
	55	252,100	268,200	291,300	340,100	399,400	416,100	439,700	462,300
	56	253,600	269,800	293,100	341,900	400,600	416,700	440,400	463,000
	57	254,900	271,200	294,700	343,300	401,900	417,500	441,000	463,700
	58	256,200	272,900	296,500	345,000	402,700	417,900	441,700	464,300
	59	257,500	274,600	298,300	346,700	403,500	418,500	442,400	465,000
	60	258,800	276,300	300,100	348,400	404,300	419,100	443,100	465,700
	61	260,100	277,900	301,700	350,100	404,800	419,700	443,800	466,400
	62	261,500	279,500	303,500	351,800	405,500	420,300	444,400	
	63	262,900	281,100	305,300	353,500	406,200	420,900	445,000	
	64	264,300	282,700	307,100	355,200	406,900	421,500	445,600	
	65	265,700	284,300	308,700	356,900	407,300	422,100	446,100	
	66	267,000	285,800	310,400	358,500	408,000	422,700	446,700	
	67	268,400	287,300	312,100	360,100	408,700	423,300	447,300	
	68	269,800	288,800	313,800	361,700	409,400	423,900	447,900	
	69	271,000	290,400	315,400	363,000	409,900	424,400	448,600	
	70	272,400	292,000	316,900	364,400	410,500	425,000	449,200	
	71	273,800	293,600	318,400	365,700	411,100	425,600	449,800	
	72	275,200	295,200	319,900	367,100	411,700	426,200	450,400	
	73	276,700	296,600	321,000	368,400	412,300	426,600	451,000	
	74	278,100	298,100	322,700	369,700	412,900	427,200	451,600	
	75	279,500	299,600	324,400	371,100	413,500	427,800	452,200	
	76	280,900	301,100	326,100	372,400	414,100	428,400	452,800	
	77	282,100	302,400	327,900	373,700	414,600	428,900	453,500	
	78	283,300	303,900	329,600	374,900	415,200	429,500		
	79	284,500	305,400	331,200	376,100	415,800	430,100		
	80	285,700	306,900	332,900	377,300	416,300	430,700		
	81	287,000	308,400	334,600	378,600	416,700	431,200		
	82	288,300	309,800	336,300	379,800	417,300	431,800		
	83	289,600	311,200	338,000	381,000	417,900	432,400		
	84	290,900	312,600	339,700	382,200	418,500	433,000		
	85	292,300	313,800	341,200	383,300	419,000	433,600		
	86	293,500	315,300	342,700	383,900	419,600			
	87	294,700	316,800	344,200	384,500	420,200			
	88	295,900	318,300	345,700	385,100	420,700			
	89	297,100	319,800	347,000	385,700	421,300			
	90	298,300	321,300	348,400	386,300	421,900			
	91	299,500	322,800	349,700	386,900	422,500			
	92	300,700	324,300	351,100	387,500	423,100			
	93	301,500	325,600	352,500	388,000	423,700			
	94	302,800	327,000	354,000	388,600				
	95	304,100	328,400	355,500	389,200				
	96	305,400	329,800	357,000	389,800				
	97	306,500	331,000	358,400	390,300				
	98	307,700	332,300	359,600	390,900				
	99	308,900	333,600	360,700	391,500				
	100	310,100	334,900	361,900	392,100				
	101	311,300	336,300	363,100	392,500				
	102	312,400	337,400	364,200	393,100				
	103	313,500	338,600	365,400	393,700				
	104	314,600	339,800	366,600	394,300				

105	315,400	340,900	367,800	394,600								
106	316,000	342,000	368,400	395,100								
107	316,600	343,100	369,000	395,600								
108	317,300	344,200	369,600	396,100								
109	317,800	345,400	370,300	396,400								
110	318,400	346,400	370,900	396,900								
111	319,000	347,400	371,500	397,400								
112	319,600	348,400	372,100	397,900								
113	320,400	349,300	372,600	398,200								
114	321,100	350,300	373,200	398,700								
115	321,800	351,300	373,800	399,200								
116	322,600	352,300	374,400	399,700								
117	323,200	353,400	374,800	400,100								
118	324,000	354,000	375,400	400,600								
119	324,800	354,600	376,000	401,100								
120	325,600	355,200	376,600	401,600								
121	326,200	355,700	376,700	402,000								
122	326,700	356,200	377,300	402,500								
123	327,200	356,700	377,900	403,000								
124	327,700	357,200	378,500	403,500								
125	328,000	357,700	379,000	403,900								
126		358,200	379,500									
127		358,700	380,000									
128		359,200	380,500									
129		359,600	380,800									
130		360,100	381,300									
131		360,500	381,800									
132		361,000	382,300									
133		361,200	382,600									
134		361,700	383,100									
135		362,200	383,500									
136		362,700	384,000									
137		363,000	384,300									
138		363,400	384,800									
139		363,900	385,300									
140		364,400	385,800									
141		364,700	386,100									
142		365,200										
143		365,700										
144		366,200										
145		366,500										
再任用職員		239,400	251,100	255,400	291,500	308,800	323,200	347,300	383,100	415,400	458,400	529,500

備考(一) この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) 3級の5号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなつた職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、203,100円とする。

官 報 (号 外)

平成二十四年二月二十九日 参議院会議録第六号

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律案

口 公安職俸給表(二)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		号俸	俸給月額								
	1	151,500	213,800	252,100	291,600	319,600	349,100	385,300	428,000	464,600	529,500
	2	153,100	215,700	254,100	293,900	321,900	351,400	387,500	429,900	467,700	532,500
	3	154,700	217,600	256,100	296,200	324,200	353,700	389,700	431,800	470,800	535,700
	4	156,400	219,500	258,000	298,500	326,500	356,000	391,900	433,700	473,900	538,900
	5	157,900	221,500	259,900	300,600	328,900	358,100	393,800	435,100	476,900	542,100
	6	159,800	223,300	261,900	302,900	331,100	360,300	395,800	436,800	480,000	544,500
	7	161,700	225,100	263,900	305,200	333,400	362,500	397,800	438,400	483,100	547,000
	8	163,700	226,900	265,800	307,500	335,700	364,700	399,700	440,000	486,200	549,500
	9	165,700	228,600	267,400	309,600	337,800	366,800	401,600	441,600	489,100	552,000
	10	167,700	230,400	269,300	311,900	340,100	369,000	403,600	443,300	492,200	553,900
	11	169,700	232,200	271,100	314,200	342,400	371,200	405,700	445,000	495,300	555,700
	12	171,800	234,000	272,900	316,500	344,700	373,400	407,800	446,700	498,400	557,600
	13	173,600	235,800	274,500	318,600	346,800	375,600	409,700	448,000	501,200	559,400
	14	175,600	237,500	276,400	320,900	349,000	377,800	411,800	449,600	503,600	560,900
	15	177,600	239,200	278,300	323,200	351,200	380,000	413,900	451,400	506,000	562,400
	16	179,600	240,900	280,200	325,500	353,400	382,200	416,000	453,200	508,400	563,900
	17	181,500	242,600	282,100	327,600	355,700	384,100	417,800	454,800	510,800	565,300
	18	185,100	244,300	284,200	329,900	357,800	386,100	419,500	456,600	512,300	566,500
	19	188,700	246,000	286,300	332,100	359,900	388,200	421,200	458,400	513,800	567,700
	20	192,200	247,700	288,400	334,400	362,000	390,200	422,900	460,200	515,300	568,900
	21	195,700	249,400	290,500	336,500	364,200	392,100	424,600	461,800	516,500	570,100
	22	197,500	251,000	292,500	338,600	366,200	394,200	426,200	463,600	518,000	
	23	199,300	252,700	294,500	340,700	368,300	396,300	427,700	465,300	519,500	
	24	201,100	254,400	296,500	342,800	370,400	398,400	429,300	467,100	521,000	
	25	203,000	256,000	298,400	345,000	372,400	400,200	430,700	468,700	522,300	
	26	204,700	257,600	300,400	347,100	374,500	402,300	432,100	470,200	523,400	
	27	206,400	259,100	302,400	349,200	376,600	404,400	433,700	471,700	524,600	
	28	208,100	260,700	304,400	351,300	378,700	406,500	435,300	473,200	525,800	
	29	209,700	262,200	306,200	353,500	380,800	408,100	436,600	474,400	527,000	
	30	211,100	263,700	308,100	355,600	382,900	409,900	438,300	475,200	527,900	
	31	212,500	265,200	310,000	357,700	385,000	411,600	440,000	475,900	528,800	
	32	213,900	266,600	311,900	359,800	387,100	413,300	441,700	476,700	529,700	

官 報 (号 外)

平成二十四年二月二十九日

参議院会議録第六号

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律案

	33	215,200	268,000	313,900	361,600	389,000	415,100	443,100	477,200	530,500	
	34	216,600	269,500	315,800	363,700	391,100	416,600	444,800	478,000	531,400	
	35	218,000	271,000	317,700	365,700	393,200	418,200	446,500	478,800	532,300	
	36	219,400	272,400	319,600	367,800	395,200	419,800	448,100	479,600	533,200	
	37	220,800	273,900	321,500	369,800	396,900	421,300	449,600	480,200	534,100	
	38	222,200	275,400	323,300	371,900	398,400	422,800	450,400	481,000	535,000	
	39	223,600	276,900	325,100	374,000	399,800	424,300	451,200	481,800	535,900	
	40	225,000	278,400	326,900	376,100	401,200	425,800	452,000	482,600	536,800	
	41	226,200	280,000	328,700	378,100	402,600	427,400	452,400	483,200	537,700	
	42	227,400	281,400	330,300	380,200	403,700	428,700	453,100	484,000		
	43	228,600	282,800	332,000	382,300	404,700	430,000	453,800	484,800		
	44	229,800	284,200	333,700	384,400	405,700	431,300	454,500	485,600		
	45	231,100	285,500	335,300	386,100	406,900	432,300	455,300	486,200		
	46	232,200	286,900	337,000	387,800	408,100	433,100	456,000			
	47	233,300	288,300	338,700	389,500	409,300	433,900	456,700			
	48	234,400	289,700	340,400	391,200	410,500	434,700	457,400			
	49	235,500	291,000	341,700	392,800	411,800	435,300	458,100			
再任用職員以外の職員	50	236,400	292,300	343,300	393,800	412,600	436,100	458,800			
	51	237,400	293,600	344,900	394,800	413,400	436,900	459,500			
	52	238,400	294,900	346,500	395,800	414,200	437,700	460,200			
	53	239,300	296,300	348,000	397,100	414,700	438,300	460,900			
	54	240,400	297,700	349,600	398,200	415,400	439,000	461,600			
	55	241,400	299,100	351,200	399,400	416,100	439,700	462,300			
	56	242,500	300,500	352,800	400,600	416,700	440,400	463,000			
	57	243,300	301,800	354,300	401,900	417,500	441,000	463,700			
	58	244,400	302,900	355,600	402,700	417,900	441,700	464,300			
	59	245,500	304,000	356,900	403,500	418,500	442,400	465,000			
	60	246,600	305,100	358,200	404,300	419,100	443,100	465,700			
	61	247,800	306,300	359,400	404,800	419,700	443,800	466,400			
	62	249,000	307,400	360,400	405,500	420,300	444,400				
	63	250,200	308,500	361,400	406,200	420,900	445,000				
	64	251,300	309,600	362,400	406,900	421,500	445,600				
	65	252,400	310,400	363,100	407,300	422,100	446,100				
	66	253,600	311,400	363,900	408,000	422,700	446,700				
	67	254,800	312,400	364,700	408,700	423,300	447,300				
	68	256,000	313,400	365,600	409,400	423,900	447,900				

官 報 (号 外)

平成二十四年二月二十九日 参議院会議録第六号 国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律案

	69	257,200	314,500	366,300	409,900	424,400	448,600				
	70	258,400	315,300	367,000	410,500	425,000	449,200				
	71	259,600	316,100	367,700	411,100	425,600	449,800				
	72	260,800	316,900	368,400	411,700	426,200	450,400				
	73	261,800	317,800	369,100	412,300	426,600	451,000				
	74	262,800	318,300	369,700	412,900	427,200	451,600				
	75	263,800	318,800	370,300	413,500	427,800	452,200				
	76	264,800	319,300	370,900	414,100	428,400	452,800				
	77	265,800	319,500	371,400	414,600	428,900	453,500				
	78	266,700	319,800	372,000	415,200	429,500					
	79	267,600	320,200	372,600	415,800	430,100					
	80	268,500	320,500	373,200	416,300	430,700					
	81	269,400	320,600	373,600	416,700	431,200					
	82	270,300	320,900	374,100	417,300	431,800					
	83	271,200	321,200	374,600	417,900	432,400					
	84	272,100	321,500	375,100	418,500	433,000					
	85	273,100	321,600	375,700	419,000	433,600					
	86	273,500	321,900	376,200	419,600						
	87	273,900	322,200	376,700	420,200						
	88	274,300	322,600	377,200	420,700						
	89	274,800	322,800	377,500	421,300						
	90		323,100	378,000	421,900						
	91		323,400	378,500	422,500						
	92		323,700	379,000	423,100						
	93		324,000	379,200	423,700						
	94		324,300	379,700							
	95		324,600	380,200							
	96		324,900	380,600							
	97		325,300	380,700							
	98		325,600	381,200							
	99		325,900	381,700							
	100		326,200	382,200							
	101		326,500	382,500							
再任用職員		210,700	238,000	285,100	308,800	323,200	347,300	383,100	415,400	458,400	529,500

備考(一) この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) 2級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなつた職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、208,200円とする。

平成二十四年二月二十九日

参議院会議録第六号

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律案

二四

別表第五 海事職俸給表（第六条関係）

イ 海事職俸給表(一)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	1	162,900	216,200	260,300	313,100	355,700	418,500	494,900
	2	165,200	218,300	262,100	315,600	358,200	421,100	496,800
	3	167,500	220,400	263,900	318,100	360,700	423,700	498,700
	4	169,800	222,500	265,700	320,600	363,200	426,300	500,600
	5	172,200	224,500	267,300	323,100	365,600	428,800	502,400
	6	174,700	226,600	269,300	325,600	368,800	431,300	503,800
	7	177,100	228,700	271,300	328,100	372,000	433,800	505,200
	8	179,600	230,800	273,300	330,500	375,200	436,300	506,600
	9	181,800	233,000	275,200	333,000	378,200	438,700	507,800
	10	184,200	234,900	278,000	335,500	381,300	441,000	509,100
	11	186,600	236,800	280,700	338,000	384,400	443,400	510,400
	12	189,100	238,700	283,300	340,500	387,500	445,800	511,700
	13	191,600	240,600	286,000	343,000	390,500	447,800	513,100
	14	194,200	242,500	288,800	345,500	393,300	450,000	514,300
	15	196,900	244,400	291,600	348,000	396,100	452,300	515,500
	16	199,500	246,300	294,300	350,500	398,900	454,600	516,600
	17	201,900	248,200	296,900	353,000	401,800	456,900	517,600
	18	204,600	250,100	299,500	355,500	403,900	459,200	518,800
	19	207,300	252,000	302,100	358,000	406,000	461,500	520,000
	20	210,000	253,900	304,700	360,500	408,100	463,800	521,200
	21	212,600	255,600	307,200	363,000	410,000	466,100	522,300
	22	214,200	257,300	308,900	365,400	412,000	467,900	523,200
	23	215,800	259,000	310,600	367,700	414,000	469,700	524,200
	24	217,400	260,700	312,300	370,100	416,000	471,500	525,200
	25	218,900	262,500	313,900	372,600	417,800	472,900	526,200
	26	220,400	264,300	315,800	375,000	419,500	474,200	527,000
	27	221,900	266,100	317,700	377,400	421,300	475,400	527,800
	28	223,400	267,900	319,600	379,800	423,100	476,600	528,600
	29	225,000	269,600	321,300	382,000	424,400	477,700	529,300
	30	226,100	271,300	323,100	384,200	426,000	478,700	
	31	227,200	273,000	324,900	386,400	427,600	479,800	
	32	228,300	274,700	326,700	388,600	429,300	481,000	
	33	229,500	276,100	328,300	390,700	430,900	481,800	
	34	230,400	277,800	329,900	392,500	432,200	482,800	
	35	231,300	279,400	331,400	394,300	433,500	483,900	
	36	232,200	281,000	333,000	396,100	434,800	485,000	

官 報 (号 外)

平成二十四年二月二十九日 参議院会議録第六号

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律案

	37	233,100	282,400	334,700	398,000	436,200	485,900	
	38	234,000	283,800	336,300	399,500	437,200	486,800	
	39	234,900	285,200	337,900	401,000	438,200	487,700	
	40	235,800	286,600	339,500	402,500	439,200	488,600	
	41	236,800	288,000	341,000	403,500	439,600	489,400	
	42	237,700	289,300	342,500	404,800	440,300	490,100	
	43	238,600	290,500	344,000	406,100	441,000	490,800	
	44	239,500	291,700	345,500	407,500	441,700	491,500	
	45	240,400	293,000	347,100	409,000	442,400	492,100	
	46	241,300	294,400	348,500	410,400	442,700	492,800	
	47	242,200	295,800	349,900	411,800	443,300	493,500	
	48	243,100	297,200	351,300	413,200	443,900	494,200	
再任用職員以外の職員	49	243,700	298,700	352,600	414,600	444,500	494,500	
	50	244,400	299,800	354,100	415,500	445,200	495,200	
	51	245,100	300,900	355,600	416,400	445,900	495,900	
	52	245,800	302,000	357,100	417,300	446,600	496,600	
	53	246,200	303,200	358,500	417,500	447,300	497,200	
	54	246,900	304,300	359,900	417,900	448,000	497,900	
	55	247,500	305,400	361,300	418,400	448,700	498,600	
	56	248,200	306,500	362,700	418,900	449,400	499,300	
	57	248,800	307,700	363,700	419,500	449,800	499,900	
	58	249,500	308,800	364,900	419,700	450,500		
	59	250,200	309,900	366,100	420,300	451,200		
	60	250,900	311,000	367,400	420,800	451,900		
	61	251,600	311,900	368,600	421,300	452,400		
	62	252,300	312,700	369,200	421,900	453,100		
	63	252,900	313,500	369,800	422,500	453,800		
	64	253,500	314,300	370,400	423,100	454,500		
	65	254,000	314,900	370,800	423,700	455,000		
	66	254,500	315,600	371,300	424,300	455,700		
	67	255,000	316,300	371,800	424,900	456,400		
	68	255,500	317,000	372,300	425,500	457,100		
	69	255,800	317,800	372,600	426,100	457,500		
	70			372,900	426,600	458,200		
	71			373,300	427,200	458,900		
	72			373,600	427,800	459,600		
	73			374,200	428,400	460,100		
	74			374,400	429,000			
	75			374,900	429,600			
	76			375,400	430,200			

官 報 (号 外)

平成二十四年二月二十九日 参議院会議録第六号 国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律案

				375,900	430,900			
77				376,400	431,600			
78				376,900	432,300			
79				377,400	433,000			
80				378,000	433,500			
81				378,500	434,200			
82				379,000	434,900			
83				379,500	435,600			
84				379,900	436,000			
85				380,400	436,700			
86				380,900	437,400			
87				381,400	438,100			
88				381,900	438,300			
89				382,400				
90				382,900				
91				383,400				
92				383,900				
93				384,400				
94				384,900				
95				385,400				
96				386,000				
97				386,500				
98				387,000				
99				387,500				
100				388,100				
101								
再任用職員		218,300	248,400	282,500	324,400	353,800	401,200	470,600

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

官 報 (号 外)

平成二十四年二月二十九日

参議院会議録第六号

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律案

口 海事職俸給表(二)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	1	138,000	181,100	214,900	251,000	286,400	317,400
	2	139,000	183,300	216,600	252,900	287,900	319,300
	3	140,100	185,500	218,300	254,800	289,400	321,200
	4	141,100	187,700	220,000	256,700	290,900	323,100
	5	142,100	189,800	221,500	258,700	292,500	325,000
	6	143,400	191,700	223,200	260,700	293,900	326,800
	7	144,700	193,600	224,900	262,700	295,300	328,600
	8	146,000	195,500	226,600	264,700	296,700	330,400
	9	147,100	197,300	228,300	266,400	298,100	332,200
	10	148,600	198,900	230,100	268,300	299,400	333,900
	11	150,200	200,500	231,900	270,200	300,700	335,600
	12	151,700	202,100	233,700	272,100	302,000	337,300
	13	153,000	203,700	235,500	273,800	303,400	338,900
	14	154,500	205,300	237,300	275,400	304,500	340,600
	15	156,000	206,900	239,100	277,000	305,600	342,300
	16	157,600	208,500	240,900	278,600	306,700	344,000
	17	159,000	210,000	242,800	280,200	307,800	345,600
	18	160,700	211,400	244,900	281,700	308,900	347,300
	19	162,400	212,800	247,000	283,200	310,000	349,000
	20	164,100	214,200	249,100	284,700	311,100	350,700
	21	165,700	215,400	251,000	286,300	312,100	352,300
	22	167,600	216,800	252,900	287,800	313,200	353,900
	23	169,500	218,300	254,800	289,300	314,300	355,500
	24	171,400	219,800	256,700	290,800	315,400	357,100
	25	173,100	221,200	258,700	292,400	316,300	358,700
	26	174,900	222,600	260,700	293,800	317,200	360,300
	27	176,700	224,100	262,700	295,200	318,100	361,900
	28	178,500	225,600	264,700	296,600	319,000	363,500
	29	180,100	226,900	266,400	298,000	320,000	365,000
	30	182,200	228,500	268,300	299,300	320,900	366,400
	31	184,300	230,100	270,200	300,600	321,800	367,900
	32	186,400	231,600	272,100	301,900	322,700	369,400
	33	188,300	233,000	273,800	303,300	323,600	370,600
	34	190,200	234,500	275,400	304,400	324,500	371,800
	35	192,100	235,900	277,000	305,500	325,400	373,000
	36	194,000	237,300	278,600	306,600	326,300	374,200

官 報 (号 外)

平成二十四年二月二十九日 参議院会議録第六号 国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律案

	37	195,800	238,600	280,200	307,700	327,200	375,600
	38	197,400	239,900	281,700	308,800	328,100	376,900
	39	199,000	241,300	283,200	309,900	329,000	378,200
	40	200,600	242,700	284,700	311,000	329,900	379,500
	41	202,000	243,800	286,300	312,000	330,700	380,600
	42	203,600	245,300	287,800	313,100	331,600	381,800
	43	205,200	246,800	289,300	314,200	332,500	383,000
	44	206,800	248,300	290,800	315,300	333,400	384,200
	45	208,300	249,600	292,400	316,200	334,300	385,200
	46	209,600	251,100	293,800	317,100	335,200	386,100
	47	210,900	252,500	295,200	318,000	336,100	387,300
	48	212,200	254,000	296,600	318,900	337,000	388,300
	49	213,600	255,500	298,000	319,800	337,600	389,300
	50	214,800	257,000	299,300	320,600	338,200	390,300
	51	216,000	258,500	300,600	321,400	338,800	391,300
	52	217,200	260,000	301,900	322,200	339,400	392,200
	53	218,500	261,300	303,300	322,800	340,100	393,300
	54	219,800	262,700	304,400	323,600	340,700	394,300
	55	221,100	264,100	305,500	324,400	341,300	395,300
再任用職員以外の職員	56	222,400	265,500	306,600	325,200	341,900	396,300
	57	223,500	266,700	307,700	325,800	342,300	397,300
	58	224,700	268,100	308,800	326,500	342,900	398,200
	59	225,900	269,500	309,900	327,200	343,500	399,100
	60	227,100	270,900	311,000	327,900	344,100	400,100
	61	228,300	272,200	312,000	328,500	344,300	400,700
	62	229,400	273,500	313,100	329,000	344,800	401,600
	63	230,400	274,800	314,200	329,500	345,200	402,500
	64	231,500	276,100	315,300	330,100	345,700	403,400
	65	232,300	277,500	316,200	330,500	345,900	404,000
	66	233,300	278,700	317,100	331,100	346,400	404,600
	67	234,300	279,900	318,000	331,700	346,800	405,200
	68	235,400	281,100	318,900	332,300	347,200	405,800
	69	236,500	282,100	319,800	332,700	347,700	406,500
	70	237,400	283,000	320,500	333,100	348,200	
	71	238,300	283,900	321,200	333,500	348,700	
	72	239,200	284,800	321,900	333,900	349,200	
	73	240,200	285,800	322,200	334,100	349,800	
	74	240,900	286,500	322,700	334,500	350,300	
	75	241,600	287,200	323,200	334,800	350,800	
	76	242,300	287,900	323,800	335,000	351,300	
	77	242,700	288,500	324,500	335,400	351,600	
	78	243,400	289,100	325,100	335,600	352,100	
	79	244,100	289,700	325,700	335,900	352,600	
	80	244,800	290,300	326,300	336,200	353,100	

官 報 (号 外)

平成二十四年二月二十九日 参議院会議録第六号 国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律案

81	245,500	291,000	326,900	336,500	353,600		
82	246,000	291,600	327,300	336,900	354,100		
83	246,500	292,200	327,700	337,300	354,600		
84	247,000	292,800	328,100	337,700	355,100		
85	247,400	293,200	328,300	338,000	355,600		
86		293,600	328,700	338,300	356,100		
87		294,000	329,000	338,700	356,600		
88		294,500	329,300	339,100	357,100		
89		294,900	329,600	339,300	357,600		
90		295,300	329,900	339,700			
91		295,700	330,100	340,100			
92		296,100	330,400	340,500			
93		296,300	330,600	340,900			
94		296,700	330,900	341,200			
95		297,100	331,300	341,600			
96		297,500	331,700	342,000			
97		297,700	331,900	342,400			
98		297,900	332,200	342,800			
99		298,200	332,600	343,200			
100		298,500	333,000	343,600			
101		298,900	333,100	343,900			
102		299,200	333,300	344,300			
103		299,400	333,600	344,700			
104		299,600	333,900	345,100			
105		299,900	334,200	345,500			
106			334,500	345,900			
107			334,800	346,300			
108			335,100	346,700			
109			335,400	347,000			
110			335,700				
111			336,000				
112			336,300				
113			336,500				
再任用職員		213,100	227,700	233,600	256,100	285,100	316,000

備考 この表は、船舶に乗り組む職員（海事職俸給表(一)の適用を受ける者を除く。）で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六 教育職俸給表（第六条関係）

イ 教育職俸給表(一)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	1	204,600	265,400	316,200	408,000	542,500
	2	206,800	268,500	319,600	410,500	545,600
	3	209,000	271,600	323,100	413,000	548,800
	4	211,200	274,700	326,600	415,500	552,000
	5	213,300	277,800	330,200	418,100	555,100
	6	215,500	280,600	333,700	420,600	557,600
	7	217,700	283,400	337,200	423,100	560,100
	8	219,900	286,100	340,700	425,600	562,600
	9	222,200	288,900	344,300	427,900	565,000
	10	224,600	291,800	347,600	430,400	566,900
	11	227,000	294,700	350,900	432,900	568,800
	12	229,400	297,600	354,200	435,400	570,700
	13	231,700	300,200	357,500	437,200	572,500
	14	234,100	302,800	360,000	439,500	574,000
	15	236,500	305,300	362,600	441,900	575,500
	16	238,900	307,800	365,200	444,200	577,000
	17	241,100	310,200	367,900	446,600	578,500
	18	244,200	313,000	370,200	449,000	579,500
	19	247,300	315,800	372,500	451,400	580,500
	20	250,400	318,600	374,800	453,800	581,500
	21	253,500	321,200	377,000	456,300	582,600
	22	256,600	324,000	379,100	458,700	
	23	259,700	326,800	381,200	461,100	
	24	262,800	329,600	383,300	463,500	
	25	265,800	332,100	385,300	465,500	
	26	268,800	334,600	387,200	467,700	
	27	271,800	337,100	389,100	469,900	
	28	274,800	339,600	391,000	472,100	
	29	277,800	342,000	393,000	474,300	
	30	280,500	344,200	394,800	476,600	
	31	283,200	346,400	396,600	478,800	
	32	285,900	348,600	398,400	481,000	
	33	288,500	350,900	400,200	483,000	
	34	291,400	353,200	402,000	485,200	
	35	294,200	355,500	403,800	487,500	
	36	297,000	357,800	405,600	489,800	
	37	299,800	359,900	407,200	492,000	
	38	302,100	362,000	408,900	494,000	
	39	304,400	364,100	410,600	496,000	
	40	306,700	366,100	412,300	498,000	

官 報 (号 外)

平成二十四年二月二十九日 参議院会議録第六号

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律案

		308,900	368,100	413,700	500,100
	41	310,100	370,000	415,300	502,000
	42	311,300	371,900	416,900	503,900
	43	312,500	373,800	418,500	505,800
	44				
	45	313,600	375,800	419,900	507,800
	46	314,800	377,600	421,500	509,600
	47	316,000	379,400	423,100	511,500
	48	317,200	381,200	424,700	513,400
	49				
	50	318,200	383,100	426,300	515,200
	51	319,300	384,900	427,600	517,000
	52	320,400	386,700	428,900	518,900
	53	321,500	388,500	430,200	520,800
	54				
	55	322,700	389,900	431,000	522,700
	56	323,800	391,400	432,000	524,400
	57	324,900	392,900	432,900	526,100
	58	326,000	394,500	433,800	527,800
	59				
	60	327,100	395,900	434,800	529,500
	61	328,200	397,300	435,700	530,800
	62	329,300	398,800	436,700	532,100
	63	330,300	400,300	437,600	533,400
	64				
	再任用職員以外の職員	331,400	401,700	438,500	534,700
	65	332,500	403,200	439,500	535,700
	66	333,600	404,700	440,600	536,700
	67	334,700	406,200	441,700	537,700
	68				
	69	335,700	407,200	442,600	538,500
	70	336,800	408,300	443,600	539,400
	71	337,900	409,400	444,600	540,300
	72	339,000	410,500	445,600	541,200
	73				
	74	340,000	411,500	446,600	542,100
	75	341,100	412,400	447,600	542,900
	76	342,200	413,300	448,600	543,800
	77	343,300	414,100	449,600	544,700
	78				
	79	344,000	415,000	450,700	545,600
	80	345,000	415,900	451,700	546,500
	81	346,000	416,700	452,700	547,400
	82	347,000	417,600	453,700	548,300
	83				
	84	348,100	418,300	454,600	549,200
	85	349,100	418,900	455,200	
	86	350,100	419,500	455,900	
	87	351,100	420,100	456,600	
	88				
	89	352,100	420,400	457,400	
	90	353,100	421,000	458,100	
	91	354,100	421,600	458,800	
	92	355,100	422,200	459,500	
	93				
	94	355,700	422,600	460,000	
	95	356,300	423,200	460,700	
	96	356,900	423,800	461,400	
	97	357,500	424,400	462,100	

官 報 (号 外)

平成二十四年二月二十九日 参議院会議録第六号 国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律案

		358,200	424,900	462,600		
89		358,700	425,500			
90		359,100	426,100			
91		359,600	426,700			
92		360,100	427,000			
93		360,500	427,500			
94		361,000	428,000			
95		361,500	428,500			
96		362,100	429,100			
97		362,600	429,600			
98		363,100	430,100			
99		363,600	430,600			
100		364,000	431,000			
101		364,500	431,500			
102		365,000	432,000			
103		365,500	432,500			
104		366,000	433,100			
105		366,500				
106		367,000				
107		367,500				
108		368,100				
109		368,600				
110		369,100				
111		369,600				
112		370,200				
113		370,700				
114		371,200				
115		371,700				
116		372,100				
117		372,600				
118		373,100				
119		373,600				
120		373,900				
121		374,400				
122		374,900				
123		375,400				
124		375,800				
125		376,300				
126		376,800				
127		377,300				
128		377,800				
129						
再任用職員		285,600	297,400	319,700	405,400	542,500

備考 この表は、大学に準ずる教育施設で人事院の指定するものに勤務し、学生の教育、学生の研究の指導及び研究に係る業務に従事する職員その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

官 報 (号 外)

平成二十四年二月二十九日 参議院会議録第六号

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律案

口 教育職俸給表(二)

職員 の区 分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額
	1	171,100	205,800	265,400
	2	173,700	207,900	268,500
	3	176,300	210,000	271,600
	4	179,000	212,100	274,700
	5	181,700	214,000	277,800
	6	184,500	216,100	280,700
	7	187,300	218,200	283,600
	8	190,200	220,300	286,400
	9	193,100	222,500	289,100
	10	196,100	224,900	292,000
	11	199,000	227,300	294,900
	12	201,900	229,700	297,800
	13	204,600	231,900	300,200
	14	206,300	234,200	302,800
	15	208,000	236,500	305,300
	16	209,700	238,800	307,800
	17	211,400	241,200	310,400
	18	213,200	244,300	313,600
	19	215,000	247,400	316,800
	20	216,800	250,500	320,000
	21	218,700	253,500	323,000
	22	220,700	256,600	326,100
	23	222,700	259,700	329,200
	24	224,700	262,800	332,300
	25	226,500	265,800	335,500
	26	228,500	268,800	338,500
	27	230,500	271,800	341,500
	28	232,500	274,800	344,500
	29	234,300	277,800	347,400
	30	236,300	280,300	350,000
	31	238,300	282,800	352,600
	32	240,300	285,300	355,200
	33	242,300	287,700	357,800
	34	244,400	290,300	360,000
	35	246,500	292,800	362,300
	36	248,600	295,300	364,600
	37	250,600	297,600	366,900
	38	252,600	300,100	369,200
	39	254,600	302,600	371,500
	40	256,600	305,100	373,800
	41	258,400	307,500	376,100
	42	259,800	309,900	378,200
	43	261,200	312,300	380,300
	44	262,600	314,700	382,400

官 報 (号 外)

平成二十四年二月二十九日 参議院会議録第六号

三四

		263,900	316,900	384,400
	45	265,200	319,400	386,400
	46	266,400	321,900	388,400
	47	267,600	324,400	390,400
	48			
	49	268,700	326,900	392,200
	50	270,000	329,300	394,000
	51	271,300	331,600	395,800
	52	272,600	334,000	397,600
	53	273,800	336,300	398,800
	54	275,000	338,300	400,500
	55	276,200	340,300	402,200
	56	277,400	342,300	403,900
	57	278,500	344,300	405,400
	58	279,900	346,300	407,100
	59	281,300	348,300	408,800
	60	282,700	350,300	410,500
	61	283,900	352,200	412,000
	62	285,300	354,100	413,600
	63	286,700	356,000	415,200
	64	288,100	357,900	416,800
	65	289,300	359,900	418,200
	66	290,600	361,800	419,200
	67	291,900	363,700	420,200
	68	293,200	365,500	421,200
再任 用職 員以 外の 職員	69	294,600	367,200	422,200
	70	295,700	369,000	423,200
	71	296,800	370,800	424,300
	72	297,900	372,600	425,300
	73	299,100	374,200	426,000
	74	300,200	375,800	426,900
	75	301,300	377,400	427,900
	76	302,400	379,000	428,900
	77	303,300	380,700	429,900
	78	304,300	382,400	430,900
	79	305,300	384,100	431,900
	80	306,300	385,800	432,900
	81	307,100	387,400	433,600
	82	308,000	389,000	434,500
	83	308,900	390,600	435,400
	84	309,800	392,200	436,200
	85	310,600	393,300	437,200
	86	311,400	394,600	438,100
	87	312,200	396,000	439,000
	88	313,100	397,400	439,900
	89	314,000	398,700	440,700
	90	314,800	399,900	441,300
	91	315,600	401,000	441,900
	92	316,400	402,200	442,400
	93	317,100	403,200	442,900
	94	317,800	404,300	443,500
	95	318,500	405,400	444,100
	96	319,200	406,500	444,700

官 報 (号 外)

平成二十四年二月二十九日 参議院会議録第六号

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律案

	97	319,600	407,400	445,100
	98	320,000	408,400	445,700
	99	320,400	409,400	446,300
	100	320,800	410,400	446,900
	101	321,100	411,200	447,300
	102	321,600	412,200	
	103	322,000	413,200	
	104	322,400	414,200	
	105	322,800	414,900	
	106	323,300	415,700	
	107	323,800	416,600	
	108	324,300	417,500	
	109	324,700	418,500	
	110	325,200	419,400	
	111	325,700	420,300	
	112	326,200	421,200	
	113	326,500	422,000	
	114	327,000	422,600	
	115	327,500	423,200	
	116	328,000	423,800	
	117	328,300	424,300	
	118	328,700	424,900	
	119	329,200	425,500	
	120	329,700	426,100	
	121	330,000	426,300	
	122	330,500	426,900	
	123	331,000	427,500	
	124	331,500	428,100	
	125	331,700	428,500	
	126	332,200		
	127	332,700		
	128	333,200		
	129	333,400		
	130	333,900		
	131	334,400		
	132	334,800		
	133	335,000		
	134	335,500		
	135	336,000		
	136	336,500		
	137	336,800		
	138	337,200		
	139	337,600		
	140	338,000		
	141	338,500		
再任用職員		249,900	296,800	314,600

備考 この表は、高等専門学校に準ずる教育施設で人事院の指定するものに勤務し、職業に必要な技術の教授を行う職員その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

平成二十四年二月二十九日 参議院会議録第六号

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律案

別表第七 研究職俸給表（第六条関係）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	1	135,700	185,100	274,800	332,000	392,300	531,200
	2	136,800	187,500	277,600	334,200	395,200	534,300
	3	138,000	189,900	280,400	336,400	398,100	537,500
	4	139,100	192,300	283,200	338,600	400,900	540,700
	5	140,200	194,800	285,800	340,600	403,300	543,900
	6	141,500	197,100	288,600	342,700	406,100	546,300
	7	142,800	199,400	291,400	344,800	408,900	548,800
	8	144,100	201,700	294,200	346,900	411,600	551,300
	9	145,200	203,800	296,800	349,000	414,300	553,800
	10	146,900	206,100	299,600	351,100	417,100	555,600
	11	148,500	208,400	302,400	353,200	419,900	557,500
	12	150,100	210,700	305,200	355,300	422,700	559,400
	13	151,600	212,900	307,800	357,400	425,600	561,200
	14	153,500	215,300	310,600	359,300	428,400	562,600
	15	155,400	217,700	313,400	361,300	431,200	564,000
	16	157,400	220,100	316,200	363,300	434,000	565,400
	17	159,200	222,400	318,800	365,200	436,500	566,600
	18	161,300	225,300	321,100	367,200	439,100	567,500
	19	163,500	228,200	323,400	369,200	441,700	568,400
	20	165,600	231,100	325,700	371,200	444,300	569,300
	21	167,800	233,800	328,100	373,100	446,900	570,300
	22	170,200	236,600	330,200	375,100	449,500	
	23	172,500	239,400	332,200	377,100	452,100	
	24	174,800	242,200	334,300	379,100	454,700	
	25	176,900	245,100	336,500	380,700	457,100	
	26	179,000	247,800	338,400	382,600	459,600	
	27	181,100	250,500	340,300	384,500	462,200	
	28	183,200	253,200	342,200	386,400	464,700	
	29	185,200	256,000	344,200	388,300	467,200	
	30	187,000	258,400	345,900	390,300	469,800	
	31	188,800	260,800	347,600	392,300	472,400	
	32	190,600	263,200	349,300	394,300	475,000	
	33	192,400	265,200	350,800	396,100	477,300	
	34	194,300	267,700	352,300	397,900	479,800	
	35	196,200	270,100	353,800	399,500	482,300	
	36	198,100	272,500	355,300	401,300	484,800	

官 報 (号 外)

平成二十四年二月二十九日 参議院会議録第六号 国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律案

	37	199,800	274,700	356,700	402,600	487,300
	38	201,700	276,600	358,100	404,100	489,800
	39	203,600	278,500	359,500	405,500	492,300
	40	205,500	280,400	360,900	406,900	494,800
	41	207,500	282,100	361,900	408,300	497,200
	42	209,400	283,400	363,100	409,700	499,500
	43	211,300	284,700	364,400	411,200	501,800
	44	213,200	286,000	365,600	412,800	504,100
	45	215,100	287,000	366,900	414,200	506,100
	46	217,100	288,300	368,200	415,700	507,700
	47	219,100	289,600	369,500	417,300	509,300
	48	221,100	290,900	370,800	418,900	510,900
	49	222,900	292,300	371,900	420,200	512,600
	50	224,900	293,600	373,200	421,700	514,100
	51	226,900	294,900	374,500	423,200	515,500
	52	228,900	296,200	375,800	424,700	517,000
	53	230,700	297,400	376,500	426,100	518,300
	54	232,700	298,700	377,500	427,500	519,500
	55	234,700	300,000	378,500	428,900	520,700
	56	236,700	301,300	379,500	430,300	521,900
	57	238,400	302,400	380,400	431,500	523,000
	58	239,900	303,600	381,200	432,900	524,000
	59	241,300	304,800	381,900	434,300	525,000
	60	242,800	306,000	382,600	435,700	526,000
再任用職員以外の職員	61	244,100	307,100	383,200	436,600	527,100
	62	245,500	308,200	384,000	437,600	528,000
	63	246,900	309,300	384,900	438,600	528,900
	64	248,300	310,400	385,800	439,600	529,800
	65	249,800	311,600	386,500	440,500	530,700
	66	251,200	312,700	387,300	441,400	531,600
	67	252,600	313,800	388,100	442,300	532,500
	68	254,000	314,900	388,900	443,200	533,400
	69	255,300	316,100	389,500	443,800	534,400
	70	256,800	317,200	390,200	444,700	535,300
	71	258,300	318,300	390,900	445,600	536,200
	72	259,800	319,400	391,600	446,500	537,100
	73	261,200	320,300	392,300	447,200	538,100
	74	262,600	321,400	393,000		
	75	264,000	322,500	393,700		
	76	265,400	323,600	394,400		
	77	266,500	324,700	395,200		
	78	267,800	325,700	395,800		
	79	269,100	326,700	396,500		
	80	270,400	327,700	397,200		

官 報 (号 外)

平成二十四年二月二十九日

参議院会議録第六号

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律案

81	271,800	328,800	397,900			
82	273,100	329,600	398,600			
83	274,400	330,300	399,300			
84	275,700	331,100	400,000			
85	276,900	331,700	400,500			
86	278,200	332,200	401,200			
87	279,500	332,700	401,900			
88	280,800	333,200	402,600			
89	281,900	333,500	403,000			
90	283,100	334,000				
91	284,300	334,500				
92	285,500	335,000				
93	286,600	335,300				
94	287,600	335,800				
95	288,600	336,300				
96	289,600	336,800				
97	290,200	337,400				
98	291,100	337,900				
99	292,000	338,400				
100	292,900	338,900				
101	293,800	339,400				
102	294,500	339,900				
103	295,200	340,400				
104	295,900	340,900				
105	296,700	341,400				
106	297,200	341,900				
107	297,700	342,400				
108	298,200	342,900				
109	298,400	343,500				
110	298,800	344,000				
111	299,100	344,500				
112	299,400	345,000				
113	299,800	345,600				
114	300,100	346,100				
115	300,400	346,600				
116	300,700	347,100				
117	301,000	347,600				
118	301,400	348,100				
119	301,800	348,600				
120	302,200	349,100				
121	302,500	349,500				
再任 用職 員	215,700	261,200	286,900	330,100	389,800	531,200

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

官 報 (号 外)

別表第八口及びハを次のように改める。

口 医療職俸給表(二)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	円
参議院会議録第六号 国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律案	1	140,300	178,200	213,600	241,900	279,700	328,700	375,200	442,800
	2	141,700	179,800	215,200	243,500	281,900	330,800	377,900	445,400
	3	143,100	181,400	216,800	245,100	284,100	333,000	380,600	448,000
	4	144,500	183,000	218,400	246,700	286,300	335,200	383,300	450,600
	5	145,700	184,500	220,000	248,100	288,500	337,400	385,900	453,200
	6	147,500	186,100	221,700	249,700	290,700	339,600	388,600	455,800
	7	149,200	187,700	223,400	251,200	292,900	341,800	391,300	458,400
	8	150,900	189,300	225,100	252,800	295,100	344,000	394,000	461,000
	9	152,600	190,900	226,800	254,300	297,200	346,000	396,200	463,500
	10	154,300	192,600	228,600	255,900	299,400	348,200	398,500	466,000
	11	156,000	194,300	230,400	257,400	301,600	350,400	400,700	468,600
	12	157,800	196,000	232,100	258,900	303,800	352,600	403,000	471,200
	13	159,300	197,600	233,900	260,400	306,100	354,400	405,100	473,700
	14	161,200	199,200	235,500	262,300	308,200	356,400	407,100	475,200
	15	163,200	200,800	237,100	264,200	310,300	358,400	409,200	476,600
	16	165,100	202,400	238,700	266,000	312,400	360,400	411,400	478,100
	17	167,000	204,000	240,100	267,700	314,600	362,400	413,300	479,700
	18	168,900	205,700	241,700	269,600	316,700	364,500	415,300	481,200
	19	170,800	207,400	243,200	271,500	318,800	366,500	417,400	482,700
	20	172,700	209,100	244,800	273,400	320,900	368,600	419,500	484,200
	21	174,600	210,600	246,300	275,200	323,100	370,500	421,300	485,700
	22	176,100	212,200	247,900	277,100	325,100	372,600	422,900	487,200
	23	177,600	213,800	249,400	279,000	327,100	374,700	424,500	488,700
	24	179,100	215,400	250,900	280,900	329,100	376,800	426,100	490,200
	25	180,700	217,000	252,400	282,900	331,100	378,300	427,600	491,800
	26	182,200	218,600	254,100	284,800	333,100	380,100	428,900	493,300
	27	183,700	220,200	255,800	286,700	335,100	381,900	430,200	494,800
	28	185,200	221,800	257,500	288,600	337,100	383,700	431,500	496,300
	29	186,800	223,400	259,200	290,600	338,900	385,500	432,900	497,900
	30	188,100	225,100	261,000	292,500	340,700	387,000	434,200	499,100
	31	189,400	226,800	262,800	294,400	342,500	388,700	435,500	500,300
	32	190,700	228,500	264,600	296,300	344,300	390,400	436,700	501,500
	33	192,100	230,100	266,100	298,100	346,100	391,900	437,900	502,800
	34	193,500	231,700	267,900	299,900	348,000	393,200	439,200	503,800
	35	194,900	233,200	269,700	301,700	349,900	394,500	440,500	504,800
	36	196,300	234,800	271,500	303,500	351,800	395,800	441,800	505,800

官 報 (号 外)

平成二十四年二月二十九日

参議院会議録第六号

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律案

	37	197,500	236,400	273,200	305,200	353,600	396,900	443,100	506,800
	38	198,800	238,000	274,900	306,900	355,300	398,100	443,900	
	39	200,100	239,600	276,600	308,600	357,000	399,200	444,700	
	40	201,400	241,200	278,300	310,300	358,700	400,400	445,500	
	41	202,600	242,700	280,000	312,100	359,900	401,200	446,100	
	42	203,800	244,200	281,700	313,800	361,100	402,000	446,900	
	43	205,000	245,700	283,400	315,500	362,300	402,800	447,700	
	44	206,200	247,200	285,100	317,200	363,500	403,600	448,500	
	45	207,500	248,600	286,800	318,500	364,700	404,100	449,100	
	46	208,600	250,200	288,500	320,000	365,600	404,800	449,900	
	47	209,700	251,800	290,200	321,500	366,800	405,500	450,700	
	48	210,800	253,400	291,900	323,100	367,900	406,200	451,500	
	49	211,900	255,000	293,400	324,600	369,000	407,000	452,100	
	50	212,900	256,400	295,000	325,900	370,000	407,700	452,900	
	51	213,900	257,800	296,600	327,200	371,000	408,400	453,700	
	52	214,900	259,200	298,200	328,500	372,000	409,100	454,500	
	53	215,700	260,500	299,600	329,600	372,800	409,700	455,100	
	54	216,700	261,900	301,100	330,600	373,700	410,400		
	55	217,600	263,300	302,600	331,700	374,600	411,100		
再任用職員以外の職員	56	218,600	264,700	304,100	332,800	375,500	411,800		
	57	219,500	265,800	305,500	333,300	376,100	412,400		
	58	220,400	267,100	306,800	334,200	376,900	413,100		
	59	221,300	268,400	308,100	335,000	377,700	413,800		
	60	222,200	269,700	309,500	335,900	378,500	414,500		
	61	223,200	270,800	310,800	336,700	379,000	414,800		
	62	224,200	272,100	312,100	337,100	379,700	415,400		
	63	225,200	273,400	313,400	337,800	380,400	416,100		
	64	226,300	274,700	314,700	338,500	381,100	416,800		
	65	227,000	275,900	316,100	339,100	381,700	417,300		
	66	227,900	277,000	316,900	339,800	382,400			
	67	228,800	278,100	317,700	340,500	383,100			
	68	229,700	279,200	318,500	341,200	383,800			
	69	230,400	280,300	319,100	341,900	384,300			
	70	231,100	281,400	319,800	342,500	384,900			
	71	231,800	282,500	320,500	343,100	385,500			
	72	232,500	283,600	321,100	343,700	386,100			
	73	233,300	284,500	321,900	344,000	386,700			
	74	234,100	285,200	322,200	344,600	387,300			
	75	234,900	285,900	322,800	345,200	387,900			
	76	235,700	286,700	323,400	345,800	388,500			
	77	236,300	287,500	324,000	346,300	389,000			
	78	236,900	288,100	324,500	346,800	389,600			
	79	237,500	288,700	325,000	347,300	390,200			
	80	238,100	289,300	325,500	347,800	390,800			

官 報 (号 外)

平成二十四年二月二十九日 参議院会議録第六号 国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律案

	81	238,600	290,000	326,100	348,200	391,500			
	82	239,000	290,500	326,600	348,600	392,100			
	83	239,400	291,000	327,100	349,000	392,700			
	84	239,800	291,500	327,600	349,400	393,300			
	85	240,300	291,700	328,100	349,900	394,000			
	86		291,900	328,500	350,300				
	87		292,100	328,800	350,700				
	88		292,300	329,200	351,100				
	89		292,700	329,600	351,500				
	90		292,900	330,000	351,900				
	91		293,100	330,400	352,300				
	92		293,300	330,800	352,600				
	93		293,700	331,300	353,000				
	94		293,900	331,600	353,400				
	95		294,100	332,000	353,800				
	96		294,400	332,400	354,100				
	97		294,800	332,600	354,600				
	98		295,100	333,000	355,000				
	99		295,400	333,400	355,400				
	100		295,700	333,800	355,800				
	101		296,000	334,000	356,300				
	102		296,300	334,400	356,700				
	103		296,600	334,800	357,100				
	104		296,900	335,000	357,500				
	105		297,200	335,100	358,000				
	106			335,500					
	107			335,900					
	108			336,300					
	109			336,500					
	110			336,900					
	111			337,300					
	112			337,700					
	113			337,900					
再任用職員		186,800	213,500	245,700	259,300	285,500	327,000	370,000	432,700

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

平成二十四年二月二十九日

参議院会議録第六号

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律案

ハ 医療職俸給表(三)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	1	153,300	180,500	229,300	254,700	285,600	332,100	378,400
	2	154,700	182,600	231,100	255,900	287,600	334,300	381,100
	3	156,200	184,700	232,900	257,200	289,600	336,500	383,800
	4	157,600	186,800	234,700	258,500	291,600	338,700	386,500
	5	159,000	188,900	236,300	259,600	293,400	340,900	388,700
	6	160,500	191,300	237,800	261,000	295,300	343,100	391,100
	7	162,000	193,600	239,300	262,300	297,200	345,300	393,500
	8	163,500	195,900	240,800	263,700	299,100	347,500	395,800
	9	164,800	198,300	242,200	265,100	301,100	349,300	397,900
	10	166,500	199,700	243,600	266,400	303,000	351,300	400,000
	11	168,100	201,100	245,000	268,000	304,900	353,300	402,200
	12	169,700	202,500	246,400	269,600	306,800	355,300	404,600
	13	171,200	203,900	247,700	271,200	308,600	357,500	406,700
	14	173,200	205,400	249,000	272,800	310,400	359,600	408,800
	15	175,200	206,900	250,300	274,400	312,200	361,700	411,000
	16	177,200	208,400	251,600	276,000	314,000	363,800	413,200
	17	179,400	209,800	252,600	277,600	315,900	365,900	415,300
	18	181,500	211,300	254,000	279,100	317,600	368,000	417,500
	19	183,600	212,800	255,300	280,600	319,300	370,100	419,700
	20	185,700	214,300	256,600	282,100	321,000	372,200	421,900
	21	187,800	215,700	257,800	283,700	322,700	374,000	423,800
	22	190,000	217,400	259,200	285,300	324,300	376,100	425,700
	23	192,200	219,100	260,600	286,900	325,900	378,200	427,600
	24	194,400	220,800	262,000	288,500	327,500	380,300	429,500
	25	196,500	222,300	263,500	289,900	329,200	382,300	431,300
	26	197,800	224,000	265,100	291,700	330,700	384,000	433,000
	27	199,100	225,700	266,600	293,500	332,300	385,900	434,700
	28	200,400	227,400	268,200	295,300	333,900	387,800	436,300
	29	201,600	229,200	269,800	296,900	335,400	389,700	437,600
	30	202,900	230,700	271,400	298,600	336,900	391,600	439,200
	31	204,200	232,200	273,000	300,300	338,400	393,500	440,800
	32	205,500	233,700	274,600	302,000	339,900	395,400	442,400
	33	206,800	235,200	276,200	303,500	341,600	397,100	444,100
	34	208,100	236,600	277,700	305,100	343,200	398,800	445,700
	35	209,400	238,000	279,200	306,700	344,800	400,600	447,300
	36	210,700	239,400	280,700	308,300	346,400	402,400	448,900
	37	212,100	240,700	282,300	309,900	348,100	404,000	450,300
	38	213,500	242,000	283,800	311,500	349,700	405,800	451,800
	39	214,900	243,300	285,300	313,100	351,300	407,600	453,300
	40	216,300	244,600	286,800	314,700	352,900	409,400	454,800

官 報 (号 外)

平成二十四年二月二十九日 参議院会議録第六号

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律案

四三

	41	217,500	245,600	288,400	316,300	354,100	411,000	456,100
	42	218,900	246,900	290,000	317,800	355,600	412,700	457,000
	43	220,300	248,100	291,600	319,300	357,100	414,400	457,900
	44	221,700	249,400	293,200	320,800	358,600	416,000	458,800
	45	223,100	250,600	294,600	322,100	360,200	417,500	459,800
	46	224,600	252,000	296,100	323,500	361,400	419,100	460,700
	47	226,100	253,400	297,600	324,900	362,900	420,600	461,600
	48	227,600	254,800	299,100	326,400	364,200	422,200	462,500
	49	228,900	256,200	300,500	327,700	365,600	423,800	463,500
	50	230,300	257,700	301,900	329,100	367,000	425,400	464,200
	51	231,700	259,100	303,300	330,400	368,400	427,000	465,000
	52	233,100	260,500	304,700	331,800	369,800	428,600	465,800
	53	234,400	262,000	306,200	333,200	371,300	430,100	466,700
	54	235,700	263,600	307,600	334,600	372,500	431,600	467,500
	55	237,000	265,200	309,000	336,000	373,700	433,100	468,300
	56	238,300	266,700	310,400	337,400	374,900	434,600	469,100
	57	239,500	268,300	311,600	338,300	376,000	435,700	470,000
	58	240,800	269,900	312,900	339,600	377,000	436,600	
	59	242,000	271,500	314,200	340,800	378,000	437,500	
	60	243,300	273,100	315,600	342,100	379,000	438,400	
	61	244,500	274,700	316,800	343,300	379,700	439,300	
	62	245,800	276,200	318,100	344,300	380,500	440,200	
	63	247,100	277,700	319,400	345,600	381,300	441,100	
	64	248,400	279,200	320,700	346,900	382,100	442,000	
	65	249,600	280,800	322,000	348,000	383,000	442,900	
	66	250,900	282,300	323,300	349,200	383,800	443,700	
	67	252,300	283,800	324,600	350,400	384,600	444,500	
	68	253,700	285,300	325,900	351,500	385,400	445,300	
	69	254,800	286,600	326,700	352,500	386,200	446,100	
	70	256,100	288,100	327,800	353,600	386,900		
	71	257,400	289,600	328,900	354,700	387,600		
	72	258,700	291,100	329,800	355,800	388,300		
	73	260,100	292,400	331,100	356,700	389,000		
	74	261,400	293,800	331,900	357,800	389,600		
	75	262,700	295,200	333,100	358,900	390,200		
	76	264,000	296,600	334,300	360,000	390,800		
	77	265,100	298,100	335,400	360,800	391,200		
	78	266,300	299,400	336,600	361,600	391,800		
	79	267,600	300,700	337,800	362,400	392,400		
	80	268,900	302,000	339,000	363,200	393,000		
	81	270,000	302,900	340,100	363,900	393,500		
	82	271,100	304,100	341,200	364,500	394,100		
	83	272,200	305,300	342,300	365,100	394,700		
	84	273,300	306,600	343,400	365,700	395,300		
	85	274,200	307,700	344,300	366,400	395,800		
	86	275,300	308,900	345,300	367,000	396,400		
	87	276,400	310,100	346,300	367,600	397,000		
	88	277,500	311,300	347,300	368,200	397,600		

官 報 (号 外)

平成二十四年二月二十九日

参議院会議録第六号

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律案

四四

89	278,600	312,600	348,400	368,600	398,000
90	279,600	313,800	349,200	369,200	398,500
91	280,600	315,000	350,000	369,800	399,100
92	281,600	316,200	350,800	370,400	399,700
93	282,600	317,100	351,600	370,700	400,200
94	283,600	317,800	352,300	371,200	
95	284,600	318,500	353,000	371,700	
96	285,600	319,100	353,700	372,200	
97	286,500	319,800	354,200	372,800	
98	287,300	320,200	354,700	373,300	
99	288,100	320,900	355,200	373,800	
100	289,000	321,600	355,700	374,300	
101	289,800	322,000	356,200	374,900	
102	290,600	322,600	356,700	375,400	
103	291,400	323,200	357,200	375,900	
104	292,200	323,800	357,700	376,300	
105	292,900	324,200	358,000	376,900	
106	293,400	324,700	358,500	377,400	
107	293,900	325,200	359,000	377,900	
108	294,400	325,700	359,500	378,400	
109	294,600	326,100	360,000	379,000	
110	295,000	326,500	360,500	379,500	
111	295,200	326,900	361,000	380,000	
112	295,600	327,300	361,500	380,500	
113	295,900	327,700	362,000	381,100	
114	296,200	328,100	362,500		
115	296,600	328,500	363,000		
116	296,900	328,800	363,400		
117	297,200	329,100	363,800		
118	297,500	329,500	364,300		
119	297,800	329,900	364,800		
120	298,200	330,300	365,300		
121	298,500	330,500	365,700		
122	298,900	330,900	366,200		
123	299,300	331,300	366,700		
124	299,700	331,700	367,200		
125	299,900	331,900	367,600		
126	300,200	332,200			
127	300,600	332,600			
128	301,000	332,900			
129	301,200	333,000			
130	301,600	333,400			
131	302,000	333,800			
132	302,400	334,200			
133	302,600	334,500			
134	303,000	334,900			
135	303,400	335,300			
136	303,800	335,700			

官 報 (号 外)

平成二十四年二月二十九日

参議院会議録第六号

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律案

	137	304,000	336,000					
	138	304,300	336,400					
	139	304,700	336,800					
	140	305,100	337,200					
	141	305,300	337,500					
	142	305,700	337,900					
	143	306,100	338,300					
	144	306,400	338,700					
	145	306,500	339,000					
	146	306,900	339,400					
	147	307,300	339,800					
	148	307,700	340,200					
	149	307,900	340,500					
	150	308,200	340,900					
	151	308,500	341,300					
	152	308,800	341,700					
	153	309,200	342,000					
	154	309,500						
	155	309,700						
	156	310,000						
	157	310,400						
	158	310,700						
	159	311,000						
	160	311,300						
	161	311,700						
	162	312,000						
	163	312,300						
	164	312,600						
	165	313,000						
	166	313,300						
	167	313,600						
	168	313,900						
	169	314,300						
再任用職員		233,200	257,800	265,100	275,500	292,600	330,400	375,700

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

平成二十四年二月二十九日

別表第九から別表第十一までを次のように改める。

参議院会議録第六号 国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律案

別表第九 福祉職俸給表（第六条関係）

職員の区分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	1	148,600	198,700	247,100	271,400	320,600	366,200
	2	149,800	200,500	249,000	273,600	322,900	368,800
	3	151,000	202,300	250,900	275,800	325,200	371,400
	4	152,200	204,100	252,800	278,000	327,500	374,000
	5	153,200	205,800	254,400	280,200	329,800	376,300
	6	154,700	207,600	256,200	282,500	331,900	378,800
	7	156,100	209,400	258,000	284,800	334,100	381,300
	8	157,500	211,200	259,900	287,100	336,300	383,800
	9	158,800	213,100	261,400	289,200	338,600	386,400
	10	160,200	214,600	263,200	291,500	340,800	389,100
	11	161,600	216,100	265,000	293,800	343,000	391,800
	12	163,100	217,600	266,700	296,100	345,200	394,500
	13	164,600	219,200	268,300	298,200	347,200	397,100
	14	166,100	220,800	270,200	300,500	349,300	399,400
	15	167,600	222,400	272,100	302,800	351,400	401,700
	16	169,100	224,000	274,000	305,100	353,500	404,100
	17	170,700	225,600	275,800	307,300	355,500	406,000
	18	172,500	227,300	277,700	309,600	357,500	408,000
	19	174,200	229,000	279,600	311,900	359,500	409,900
	20	175,900	230,700	281,500	314,200	361,400	411,800
	21	177,500	232,100	283,200	316,400	363,500	413,700
	22	179,200	233,900	285,000	318,600	365,400	415,500
	23	180,900	235,700	286,800	320,800	367,400	417,400
	24	182,600	237,500	288,600	323,000	369,400	419,400
	25	184,200	239,100	290,500	325,200	371,500	421,300
	26	186,000	241,000	292,300	327,300	373,500	422,800
	27	187,800	242,900	294,100	329,400	375,500	424,400
	28	189,600	244,800	295,900	331,400	377,500	426,000
	29	191,400	246,400	297,600	333,500	379,100	427,600
	30	192,900	248,200	299,300	335,600	380,900	428,900
	31	194,400	249,900	301,000	337,700	382,700	430,200
	32	195,900	251,700	302,700	339,800	384,400	431,500
	33	197,400	253,400	304,400	341,700	386,200	432,700
	34	198,700	255,100	306,000	343,700	387,600	434,000
	35	200,000	256,800	307,600	345,700	389,200	435,300
	36	201,300	258,500	309,200	347,700	390,800	436,500

官 報 (号 外)

平成二十四年二月二十九日

参議院会議録第六号

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律案

四七

	37	202,700	260,100	310,900	349,400	392,400	437,800
	38	204,100	262,000	312,500	351,300	393,600	438,700
	39	205,500	263,900	314,100	353,200	394,800	439,600
	40	206,900	265,700	315,700	355,100	396,000	440,500
	41	208,100	267,400	317,300	357,000	397,100	441,100
	42	209,400	269,100	318,900	358,800	398,300	441,900
	43	210,700	270,800	320,500	360,600	399,500	442,600
	44	212,000	272,500	322,100	362,300	400,700	443,400
	45	213,100	274,200	323,400	364,200	401,400	444,200
	46	214,400	275,900	324,600	365,600	402,100	445,000
	47	215,700	277,600	325,800	367,100	402,800	445,800
	48	217,000	279,300	327,000	368,600	403,500	446,600
	49	218,100	280,900	328,100	369,700	404,200	447,200
	50	219,400	282,500	329,100	370,800	404,900	448,000
	51	220,700	284,100	330,000	371,900	405,600	448,800
	52	222,000	285,700	331,000	373,000	406,300	449,600
	53	222,900	287,400	331,900	374,000	407,100	450,200
	54	224,200	288,900	332,700	374,600	407,800	451,000
	55	225,400	290,400	333,500	375,400	408,500	451,800
	56	226,700	291,900	334,300	376,200	409,200	452,600
	57	227,700	293,500	334,900	377,100	409,800	453,200
	58	228,900	295,000	335,500	377,900	410,500	454,000
	59	230,100	296,500	336,100	378,700	411,200	454,800
	60	231,300	298,000	336,600	379,500	411,900	455,600
	61	232,500	299,300	337,100	380,400	412,500	456,200
	62	233,700	300,800	337,400	381,100	413,200	
	63	234,900	302,300	338,000	381,800	413,900	
	64	236,100	303,800	338,600	382,500	414,600	
	65	237,300	305,100	338,900	382,900	414,900	
	66	238,500	306,400	339,400	383,500	415,500	
	67	239,700	307,700	339,900	384,200	416,200	
	68	240,900	309,000	340,400	384,900	416,900	
	69	241,900	310,000	340,900	385,400	417,400	
	70	243,000	311,200	341,400	386,100	418,100	
	71	244,100	312,400	341,900	386,800	418,800	
	72	245,200	313,600	342,400	387,500	419,500	
	73	246,100	314,900	342,700	388,000	420,000	
	74	247,200	315,600	343,200	388,700	420,700	
	75	248,300	316,300	343,700	389,400	421,400	
	76	249,400	317,000	344,200	390,100	422,100	
	77	250,400	317,800	344,600	390,500	422,600	
	78	251,400	318,500	345,100	391,200		
	79	252,400	319,200	345,600	391,900		
	80	253,400	319,900	346,100	392,600		

官 報 (号 外)

平成二十四年二月二十九日 参議院会議録第六号 国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律案

81	254,400	320,200	346,300	393,100
82	255,400	320,600	346,800	393,800
83	256,400	321,200	347,300	394,500
84	257,400	321,500	347,800	395,200
85	258,300	322,000	348,100	395,400
86	259,200	322,300	348,600	396,100
87	260,100	322,700	349,100	396,800
88	261,000	323,000	349,600	397,500
89	261,700	323,500	349,900	398,000
90	262,500	323,900	350,300	398,700
91	263,300	324,200	350,700	399,400
92	264,100	324,500	351,100	400,100
93	264,800	325,000	351,400	400,600
94	265,500	325,400		
95	266,100	325,800		
96	266,800	326,200		
97	267,500	326,600		
98	268,200	327,000		
99	268,900	327,400		
100	269,600	327,800		
101	270,100	328,100		
102	270,600	328,500		
103	271,100	328,800		
104	271,600	329,200		
105	271,700	329,600		
106	272,000	330,000		
107	272,300	330,400		
108	272,600	330,800		
109	273,000	331,200		
110	273,400	331,600		
111	273,800	332,000		
112	274,100	332,400		
113	274,400	332,800		
114	274,700	333,200		
115	275,000	333,600		
116	275,400	333,900		
117	275,700	334,000		
118	276,100	334,400		
119	276,500	334,800		
120	276,900	335,200		
121	277,100	335,400		
122	277,400			
123	277,800			
124	278,200			

官 報 (号 外)

平成二十四年二月二十九日 参議院会議録第六号 国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律案

	125	278,400					
	126	278,800					
	127	279,200					
	128	279,600					
	129	279,800					
	130	280,200					
	131	280,600					
	132	281,000					
	133	281,200					
	134	281,500					
	135	281,900					
	136	282,300					
	137	282,500					
	138	282,800					
	139	283,100					
	140	283,400					
	141	283,600					
	142	283,900					
	143	284,200					
	144	284,500					
	145	284,900					
	146	285,200					
	147	285,500					
	148	285,800					
	149	286,100					
	150	286,400					
	151	286,700					
	152	287,000					
	153	287,300					
再任用職員		199,600	243,100	257,700	291,900	319,100	361,600

備考 この表は、障害者支援施設、児童福祉施設等で人事院の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

平成二十四年二月二十九日 参議院会議録第六号 国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律案

別表第十 専門スタッフ職俸給表（第六条関係）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級
		号俸	俸給月額	俸給月額
	1		円 330,200	円 433,800
	2		332,300	438,200
	3		334,400	442,300
	4		336,500	446,500
	5		338,600	450,400
	6		340,700	454,300
	7		342,800	457,900
	8		344,900	461,500
	9		347,000	465,000
	10		349,100	468,400
	11		351,200	471,400
	12		353,300	474,200
	13		355,400	476,700
	14		357,400	479,100
	15		359,400	481,200
	16		361,400	483,000
	17		363,200	484,400
	18		365,100	485,800
	19		366,900	487,200
	20		368,700	488,600
	21		370,600	490,000
	22		372,500	491,300
	23		374,400	492,600
	24		376,300	
	25		378,200	
	26		380,000	
	27		381,800	
	28		383,600	
	29		385,000	
	30		386,700	
	31		388,400	
	32		390,000	
	33		391,800	
	34		393,100	
	35		394,600	
	36		396,100	
再任 用職 員以 外の 職員	37		397,600	
	38		398,700	
	39		399,800	
	40		400,900	

官 報 (号 外)

平成二十四年二月二十九日 参議院会議録第六号

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律案

		41	401, 900		
		42	403, 000		
		43	404, 100		
		44	405, 200		
		45	406, 000		
		46	406, 600		
		47	407, 200		
		48	407, 800		
		49	408, 300		
		50	408, 900		
		51	409, 500		
		52	410, 100		
		53	410, 700		
		54	411, 300		
		55	411, 900		
		56	412, 500		
		57	412, 900		
		58	413, 400		
		59	413, 900		
		60	414, 400		
		61	414, 900		
		62	415, 400		
		63	415, 800		
		64	416, 300		
		65	416, 600		
		66	417, 100		
		67	417, 600		
		68	418, 100		
		69	418, 600		
		70	419, 100		
		71	419, 600		
		72	420, 100		
		73	420, 600		
		74	421, 100		
		75	421, 600		
		76	422, 100		
		77	422, 600		
再任用職員			328, 600	431, 800	487, 700

備考 この表は、行政の特定の分野における高度の専門的な知識経験に基づく調査、研究、情報の分析等を行うことにより、政策の企画及び立案等を支援する業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

官 報 (号 外)

別表第十一 指定職俸給表(第六条関係)

号 備	俸 級 月 額
1	720,000 円
2	776,000
3	834,000
4	912,000
5	984,000
6	1,055,000
7	1,129,000
8	1,198,000

備考 この表は、事務次官、外局の長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。

例に関する法律(平成十二年法律第二百二十九号。以下「任期付職員法」という。)の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表を次のように改める

日以後に改め、同項第一号中「百分の九十九・五九」を「百分の九十九・一」に改め、同項第二号中「百分の九十九・四四」を「百分の九十八・九四」に改め、同項第三号中「百分の九十九・八三」を「百分の九十九・三四」に改める。

「一、〇〇〇円」に、「一、二〇四、〇〇〇円」を
「一、一九八、〇〇〇円」に、「一、〇六〇、〇
〇〇円」を「一、〇五五、〇〇〇円」に、「九三
六、〇〇〇円」を「九三一、〇〇〇円」に改め
る。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)
第六条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号。以下「特別職給与法」という。)の一部を次のように改正する。

別表第二「俸給月額」の欄中「一、二〇四、〇〇〇円」を「一、二九八、〇〇〇円」に、「一、〇六〇、〇〇〇円」を「一、〇五五、〇〇〇円」に、「九三六、〇〇〇円」を「九三一、〇〇〇円」に改

時間の特例に関する法律の一部改正)

第三条 一般職の任期付研究員の採用、給与、勤務時間の特例に関する法律(平成九年法律六十五号。以下「任期付研究員法」という。)部を次のように改正する。

(一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の一部改正)

第四条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特

号	俸	俸給月額
		円
1		398,000
2		459,000
3		522,000
4		605,000
5		704,000
6		804,000

く。)のうち、その職務の級が給与法附則第八項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者(以下この項において「特定職員」という。)については、五十五歳に達した日後における最初の四月一日(特定職員以外の者が五十五歳に達した日後における最初の四月一日後に特定職員となつた場合にあっては、特定職員となつた

同項第三号中「百二十万四千円」を「百十九万八千円」に、「百六万円」を「百五万五千円」に改め、同項第三項中「百五十万三千円」を「百四十九万五千円」に、「百四十四万千円」を「百四十三万四千円」に、「七十八万円」を「七十七万六千円」に改める。

を「五六三、六〇〇円」に、「五三五、二〇〇円」
を「五三三、九〇〇円」に、「五〇三、六〇〇円」
を「五〇〇、五〇〇円」に、「四七一、三〇〇円」
を「四六九、五〇〇円」に改める。
(防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改
正)

第七条 防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号。以下「防衛省職員給与法」という。)の一項を次のように改正する。

第四条第二項中「三万五千百円」を「三万四千九百円」に、「六万七千七百円」を「六万七千三百円」に改める。

第七条 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号。以下「防衛省職員給与法」という。）の一部を次のように改正する。

附則第九項中「防衛厅の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律

別表第一俸給月額の欄中「一、〇六〇、〇〇〇円」を「一、〇五〇、〇〇〇円」に、「一、五〇三、〇〇〇円」を「一、四九五、〇〇〇円」に、「一、四四一、〇〇〇円」を「一、四三四、〇〇〇円」に、「一、一一一八、〇〇〇円」を「一、一一一〇円」に、

別表第一及び別表第二を次のように改める。
（百二十二号）附則第十六条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。」を削り、「第一、十七条の二第二項中」を「同項中」に改める。

官 報 (号 外)

平成二十四年二月二十九日 参議院会議録第六号

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律案

別表第一 自衛隊教官俸給表（第四条—第五条関係）

職 員 の 区 分	職務の級	1 級			2 級		
		号 債	俸 給	月 額	俸 給	月 額	円
	1			192,800			330,600
	2			194,500			332,900
	3			196,200			335,200
	4			197,900			337,500
	5			199,700			339,800
	6			201,400			342,100
	7			203,100			344,400
	8			204,800			346,700
	9			206,600			348,900
	10			208,500			351,100
	11			210,400			353,300
	12			212,300			355,500
	13			214,000			357,700
	14			216,000			359,700
	15			218,000			361,800
	16			220,000			363,900
	17			221,900			365,900
	18			224,600			367,900
	19			227,300			369,900
	20			230,000			371,900
	21			232,800			374,000
	22			235,700			376,000
	23			238,600			378,000
	24			241,500			380,000
	25			244,300			381,600
	26			247,100			383,500
	27			249,900			385,400
	28			252,700			387,300
	29			255,500			389,200
	30			258,100			391,200
	31			260,700			393,200
	32			263,300			395,200
	33			265,700			397,100
	34			268,300			398,800
	35			270,800			400,500
	36			273,300			402,300
	37			275,800			403,500
	38			278,400			405,000
	39			281,000			406,400
	40			283,600			407,900
	41			286,100			409,600
	42			288,700			411,000
	43			291,200			412,400
	44			293,700			414,000
	45			296,000			415,700
	46			298,700			417,000
	47			301,400			418,600
	48			304,100			420,200
	49			306,600			421,900

官 報 (号 外)

平成二十四年二月二十九日 参議院会議録第六号

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律案

五四

	50	309,100	423,300
	51	311,600	424,900
	52	314,100	426,500
	53	316,500	428,200
	54	318,700	429,700
	55	320,900	431,300
	56	323,100	432,900
	57	325,400	434,500
	58	327,600	436,100
	59	329,800	437,600
	60	331,900	439,200
	61	334,100	440,800
	62	336,300	442,400
	63	338,500	443,900
	64	340,700	445,500
	65	342,900	447,200
	66	345,100	448,700
	67	347,300	450,300
	68	349,500	451,900
再任用職員以外の職員	69	351,500	453,500
	70	353,600	455,100
	71	355,700	456,700
	72	357,800	458,300
	73	359,600	459,800
	74	361,500	460,800
	75	363,500	461,800
	76	365,400	462,800
	77	367,400	463,600
	78	369,100	
	79	370,800	
	80	372,500	
	81	374,200	
	82	375,700	
	83	377,200	
	84	378,700	
	85	379,800	
	86	381,200	
	87	382,600	
	88	384,000	
	89	385,300	
	90	386,600	
	91	387,900	
	92	389,200	
	93	390,600	
	94	391,800	
	95	393,100	
	96	394,400	
	97	395,800	
	98	396,800	
	99	397,900	
	100	399,000	
	101	399,900	
	102	400,900	
	103	402,000	
	104	403,100	

官 報 (号 外)

平成二十四年二月二十九日

参議院会議録第六号

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律案

	105		403,900
	106		404,900
	107		405,900
	108		406,900
	109		407,800
	110		408,700
	111		409,600
	112		410,500
	113		411,100
	114		411,900
	115		412,700
	116		413,500
	117		414,300
	118		415,100
	119		415,800
	120		416,600
	121		417,200
	122		417,700
	123		418,200
	124		418,700
	125		419,100
	126		419,600
	127		420,100
	128		420,600
	129		421,000
	130		421,500
	131		422,000
	132		422,500
	133		422,900
	134		423,400
	135		423,900
	136		424,400
	137		424,800
再 任 用 職 員		277,500	335,400

別表第二
自衛官俸給表
(第四条、第五条、第六条、第八条、第二十七条の三、第二十八条の三関係)

官報(号外)

平成二十四年一月二十九日 参議院会議録第六号

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律案

	534,000	495,300	469,800	440,300	383,400	353,800	331,400	328,800	322,800	322,500	314,100	295,000
57	497,100	471,800	442,300	387,200	357,400	335,400	332,800	325,400	325,100	317,500	298,000	296,500
58	498,000	472,800	443,300	389,100	359,200	337,400	334,800	328,200	327,900	319,200	299,500	315,800
59	499,000	473,700	444,200	391,000	361,000	339,300	336,700	332,100	331,600	333,500	320,700	302,200
60	499,900	474,700	445,000	392,800	362,800	341,300	338,700	334,100	333,500	335,500	323,900	303,500
61	499,900	475,700	445,800	394,600	364,600	343,300	340,700	334,100	333,500	335,400	324,800	304,300
62	500,800	476,700	446,600	396,400	366,400	345,300	342,700	336,100	335,400	335,500	325,500	304,300
63	501,700	476,700	447,300	397,300	367,700	358,700	355,400	348,700	347,600	347,600	313,500	307,300
64	502,600	477,600	447,300	398,300	368,100	347,300	344,700	338,000	337,200	337,200	306,100	307,300
65	503,600	478,500	448,100	399,100	369,000	349,200	346,500	339,800	338,900	338,900	307,500	308,500
66	504,500	479,400	448,900	401,900	371,900	351,100	348,300	341,600	340,600	340,600	331,500	331,500
67	505,400	480,300	449,700	403,700	373,800	352,000	350,100	344,100	342,300	342,300	330,700	330,700
68	506,400	481,000	450,400	405,100	375,500	354,700	351,800	345,900	344,000	344,000	333,100	333,100
69	507,300	481,900	451,300	406,400	377,400	356,500	353,600	346,900	345,800	345,800	334,600	334,600
70	508,200	482,700	452,200	407,700	379,200	358,700	355,400	348,700	347,600	347,600	311,700	312,600
71	509,100	483,700	453,100	409,000	381,200	360,100	357,200	350,500	349,400	349,400	317,600	313,500
72	510,100	484,500	453,800	410,400	382,900	361,800	359,100	352,300	351,000	351,000	319,200	314,300
73	511,000	485,300	454,600	411,600	384,700	363,700	360,900	352,800	352,600	352,600	320,700	314,300
74	511,900	486,300	455,600	412,800	386,700	365,600	362,700	355,900	354,600	354,600	324,200	314,300
75	512,800	487,200	456,500	414,000	388,600	367,500	364,500	357,700	356,400	356,400	343,700	334,600
76	513,800	488,100	457,300	415,000	390,700	369,300	366,300	359,300	358,000	358,000	345,000	335,000
77	513,900	489,000	458,100	416,100	392,100	371,100	368,100	361,100	359,800	359,800	346,500	336,500
78	514,700	489,900	459,000	417,200	393,900	372,900	369,900	362,900	361,600	361,600	348,000	338,000
79	515,600	490,800	459,700	418,300	394,700	374,700	371,700	364,700	363,400	363,400	349,500	339,500
80	516,500	491,600	460,300	419,400	397,200	376,400	373,200	366,200	364,700	364,700	351,000	341,000
81	517,500	492,400	461,200	420,200	398,200	376,200	374,800	367,800	365,200	365,200	352,600	342,200
82	518,400	462,100	421,000	400,400	380,000	368,400	365,400	361,700	354,200	354,200	347,700	334,600
83	519,300	463,000	421,800	402,000	381,800	378,000	371,000	369,200	355,800	355,800	349,000	335,000
84	519,900	463,700	422,600	403,500	382,500	379,400	376,500	372,700	370,700	370,700	356,900	345,900
85	520,600	464,500	423,400	404,800	383,200	380,900	377,000	372,100	359,200	359,200	359,500	345,500
86	520,500	465,300	424,200	406,100	385,900	382,400	375,500	373,500	364,700	364,700	351,000	341,000
87	520,400	466,400	425,000	407,400	388,600	388,600	377,000	371,000	374,900	374,900	360,800	350,800
88	520,300	467,100	425,700	408,700	390,100	385,400	378,500	376,300	376,300	376,300	362,000	352,000
89	520,900	467,900	426,600	409,900	391,900	387,100	380,100	377,900	376,300	376,300	362,300	352,300
90	521,800	468,700	427,500	411,100	392,600	389,600	386,600	381,700	379,500	379,500	364,600	354,600
91	522,700	469,500	428,400	412,300	394,600	390,200	385,300	383,500	381,100	381,100	365,900	355,900
92	523,600	470,300	429,200	413,500	395,700	391,700	384,700	382,800	380,200	380,200	367,200	356,200
93	524,500	471,100	430,200	414,500	397,700	393,500	386,400	384,300	382,800	382,800	368,400	356,400
94	525,300	472,000	431,000	415,400	399,400	395,100	392,100	388,100	385,800	385,800	369,600	358,600
95	526,200	472,900	431,800	416,300	401,000	396,800	392,800	388,800	387,300	387,300	370,800	357,800
96	527,100	473,600	432,700	417,300	402,400	398,300	393,300	389,300	387,000	387,000	372,000	357,000
97	528,000	474,500	433,500	418,200	403,800	399,600	394,600	390,600	389,100	389,100	373,200	357,200
98	528,900	475,400	434,300	419,100	405,200	400,900	395,900	394,300	392,300	392,300	374,000	357,000
99	529,800	476,300	435,100	420,000	406,600	402,200	396,200	395,200	392,500	392,500	375,000	357,000
100	530,700	477,000	435,900	421,000	407,900	403,500	396,500	395,500	393,500	393,500	376,000	357,000
101	531,600	477,900	436,700	421,900	408,900	404,600	397,600	394,600	393,500	393,500	376,900	357,900
102	532,500	478,800	437,500	422,800	409,900	405,700	398,700	395,700	394,600	394,600	377,800	357,800
103	533,400	479,700	438,300	423,700	410,900	406,800	399,800	396,800	395,700	395,700	378,700	358,700
104	534,300	479,600	439,000	424,400	411,900	407,800	400,800	397,000	397,000	397,000	379,700	359,700
105	535,200	479,500	439,800	425,300	412,900	408,900	401,900	398,000	398,000	398,000	380,600	358,600
106	536,100	479,400	440,600	426,200	413,900	410,000	403,000	399,000	398,100	398,100	381,500	358,500
107	537,000	479,300	441,400	427,100	414,900	411,100	404,100	400,000	398,200	398,200	382,400	357,400
108	537,900	479,200	442,200	428,100	416,000	412,100	405,100	400,800	398,400	398,400	383,400	357,400
109	538,800	479,100	442,900	429,000	417,800	413,100	406,800	401,700	398,300	398,300	384,300	357,800
110	539,600	443,800	429,900	417,800	414,100	406,900	402,600	402,600	398,500	398,500	385,200	358,200
111	540,500	444,700	430,800	418,700	415,100	407,900	403,500	403,500	398,600	398,600	386,100	358,100
112	541,400	445,600	431,500	419,700	416,000	408,600	404,600	404,600	398,700	398,700	387,100	358,100
113	542,300	446,500	432,200	420,700	417,100	409,600	405,600	405,600	398,800	398,800	387,200	358,200
114	543,200	447,400	432,900	421,700	418,200	410,900	406,900	406,900	398,900	398,900	387,300	358,300
115	544,100	447,300	433,600	422,700	419,300	412,100	407,600	407,600	399,000	399,000	387,400	358,400
116	545,000	448,200	434,400	423,700	420,200	414,100	406,900	407,900	399,100	399,100	387,500	358,500
117	545,900	449,100	434,300	424,200	421,300	415,300	408,800	408,800	399,200	399,200	387,600	358,600
118	546,800	449,500	435,200	425,300	422,200	416,300	409,600	409,600	399,300	399,300	387,700	358,700
119	547,700	449,400	436,100	426,200	423,200	417,100	410,600	406,100	399,400	399,400	387,800	358,800
120	548,600	447,000	437,000	427,200	424,200	418,200	410,600	407,000	399,500	399,500	387,900	358,900
121	549,500	447,900	437,900	427,900	424,900	419,300	411,600	407,600	399,600	399,600	388,000	359,000
122	550,400	448,800	438,000	428,700	425,700	420,100	413,100	406,300	399,700	399,700	388,100	359,100

再任用職員
以外の職員

平成二十四年一月二十九日 参議院会議録第六号

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律案

官報(号外)

123	453,600	439,300	428,800	425,800	417,800	413,100
124	454,400	439,100	429,600	426,700	418,700	414,000
125	455,200	430,900	430,400	427,500	419,600	414,700
126	456,000	441,700	431,200	428,400	420,500	415,600
127	456,800	442,500	432,000	429,300	421,400	416,500
128	457,600	433,300	432,800	430,200	422,300	417,400
129	458,400	433,200	433,600	430,900	423,000	418,100
130	459,200	434,300	434,500	431,700	423,900	424,800
131	459,800	435,400	432,500	436,300	425,700	433,300
132	460,600	436,300	433,300	434,200	426,400	437,500
133	461,400	437,000	437,800	435,100	427,300	438,100
134	462,200	437,800	437,800	436,000	428,200	439,000
135	463,000	438,600	438,600	436,900	429,100	440,800
136	463,800	439,400	439,400	437,600	429,800	441,600
137	464,600	440,300	441,100	438,500	430,600	442,400
138	465,400	441,100	441,900	439,400	431,400	443,200
139	466,200	442,000	442,700	443,600	441,900	444,000
140	467,000	442,800	443,500	444,300	442,900	444,800
141	467,800	443,600	444,100	445,000	443,900	445,600
142	468,600	444,400	444,900	445,200	444,800	446,300
143	469,400	445,200	445,700	446,000	445,700	447,000
144	470,200	446,000	446,400	446,900	446,400	447,300
145	-	-	-	-	-	-

備考(一) 総合幕僚長その他の政令で定める官職を占める者で陸将、海将又は空将であるものについては、この表の規定にかかわらず、陸将補、海将補及び空将補の(二欄)に定める額の俸給を支給するものとする。

(二) この表の陸将補、海将補及び空将補の一欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、備考(一)の政令で定める官職に準ずる官職を占める者で政令で定めるものとする。

(三) この表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の一欄又は(二欄)に定める額の俸給の支給を受ける職員の給用は、官職及び一般職に属する国家公務員との均衡を考慮して、政令で定める。

(四) 退職の日に昇任した職員（その者の事情によらないで引き続いていることを困難とする理由により退職した職員で政令で定めるものを除く。）については、この表の規定にかかわらず、その者の退職の日の前日に属していた階級の一欄に定める額の俸給を支給するものとする。

官 報 (号 外)

「俸給月額及び専門スタッフ職調整手当の月額に相当する広域異動手当の月額」とあるのは「俸給月額及び専門スタッフ職調整手当の月額に対する月額」である。専門スタッフ職調整手当の月額に対する広域異動手当の月額から一般職給与法附則第八項第四号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第五号中「俸給月額に相当する研究員調整手当の月額」とあるのは「俸給月額に対する研究員調整手当の月額」とある。研究員調整手当の月額から一般職給与法附則第八項第五号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第八号中「期末手当の額」とあるのは「期末手当の額から一般職給与法附則第八項第六号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第九号中「勤勉手当の額」とあるのは「勤勉手当の額から一般職給与法附則第八項第七号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第十号中「前項及び前各号」とあるのは「第五項の規定により読み替えられた前項及び前各号」と、同号口及び二中「前項並びに第三号から第五号まで」と、同号口及び二中「前項並びに第三号から第五号まで」とあるのは「第五項の規定により読み替えられた前項及び第三号から第五号まで」と、同号末中「第八号」とあるのは「第五項の規定により読み替えられた第八号」と、第三項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から一般職給与法附則第十項の規定により給与額から減することとされる額に相当する額を減じた額に」とする。

(国家公務員災害補償法の特例)

(国家公務員災害補償法の特例)
第十条 特例期間においては、国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第百九十一号)第四条第
四項の規定に基づき計算される職員の平均給与額は、同項及び同項の人事院規則の規定にかか
わらず、当該人事院規則において職員に対しても支給された給与の額を基礎として計算す
ることとされている場合を除き、この章の規定により給与の支給に当たつて減ずることとされ
る額に相当する額を減じた給与の額を基礎として当該人事院規則の規定の例により計算した額
とする。

(国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律の特例)

第十一条 特例期間においては、国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する
法律(昭和四十五年法律第二百七十七号)第五条第一項の規定の適用については、同項中「期末手当」とあるのは、「期末手当の額(これらの給与のうち、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成二十四年法律第二百九十一号)第九条第一項及び第二項(同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用があるものについては、当該額からこれらの規定により支給に当たつて減ずることとされる額に相当する額を減じた額とする。)」とする。

(国家公務員の育児休業等に関する法律の特例)

第十二条 特例期間においては、国家公務員の育児休業等に関する法律(平成二年法律第二百九
号)以下「育児休業法」という。)第二十六条第二項の規定の適用については、同項中「給与法第
十九条」とあるのは、「国家公務員の給与の改定

及び臨時特例に関する法律(平成二十四年法律)

(一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の特例)

第十三条 特例期間においては、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第三十三号)第二十条第三項の規定の適用については、同項中「同法第十九条」とあるのは、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成二十四年法律第 号)第九条第三項(同条第五項の規定により読み替えて適用する場合又は同法第十四条第三項若しくは第五条第三項において準用する場合を含む。)」とする。

(任期付研究員法の特例)

第十四条 特例期間においては、任期付研究員法の適用を受ける職員に対する俸給月額の支給に当たつては、俸給月額から、俸給月額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減する。

一 任期付研究員法第六条第一項に規定する俸給表の適用を受ける職員であつて、その号俸が一号俸から三号俸までのもの及び同条第二項に規定する俸給表の適用を受ける職員百 分の七・七七

よる俸給月額を受ける職員 百分の九・七七

2 特例期間においては、任期付研究員法第六条第五項の規定の適用については、同項中「俸給月額」とあるのは、「俸給月額から俸給月額に定められた割合を乗じて得た額に相当する額を減じた額」とする。

3 特例期間においては、第九条第二項第三号から第八号まで及び第十号並びに第三項の規定は、任期付研究員法の適用を受ける職員に対する地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当、期末手当及び一般職給与法第二十三条第一項から第五項まで又は第七項の規定により支給される給与の支給並びに勤務一時間当たりの給与額の算出について準用する。この場合において、第九条第二項第三号中「当該職員の支給減額率」とあるのは「第十四条第一項各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合(以下「支給減額率」という。)」と、同項第十号イ中「前項及び前各号」とあるのは「第十四条第一項及び同条第三項において準用する第三号から第八号まで」と、同号ロ及び二中「前項並びに第三号から第五号まで及び第八号」と、同号ハ中「前項及び第三号から第五号まで」とあるのは「第十四条第一項及び同条第三項において準用する第三号から第五号まで及び第八号」と、同号ホ中「第八号」とあるから第五号まで」と、同号ホ中「第八号」とある

平成二十四年二月二十九日 参議院会議録第六号

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律案

のは「第十四条第三項において準用する第八号」と読み替えるものとする。

手当及び一般職給与法第二十三条第一項から第五項まで又は第七項の規定により支給される給与は第十四条第三項において準用する第八号」と読み替えるものとする。

第十五条 特例期間においては、任期付職員法の

任期付職員法第七条第一項に規定する俸給適用を受けた職員であつて、任期付職員法第三条第一項の規定により任期を定めて採用されたものに対する俸給月額の支給に当たつては、俸給月額から、俸給月額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

表の適用を受ける職員であつて、その号俸が
一号俸から四号俸までのもの 百分の七・七

二 任期付職員法第七条第一項に規定する俸給表の適用を受ける職員であつて、その号俸が五号俸以上のもの及び同条第三項の規定によ

る俸給月額を受ける職員 百分の九・七七
特例期間においては、任期付職員法第七条第
四項の規定の適用については、同項中「俸給月

額」とあるのは、「俸給月額から俸給月額に国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律

(平成二十四年法律第一号) 第十五条第二項

額」とする。

本件其間においては、第九条第一項第三号から第八号まで及び第十号並びに第三項の規定は、第一項の規定の適用を受ける職員に対する地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当、期末

と、法科大学院派遣法第十三条第二項ただし書

及び特命全権公使
百分の十

特別職給与法第一条第四十四号に掲げる國家公務員(次号に掲げる者を除く。)百分の

九・七七
五 特別職給与法第一條第四十四号に掲げる国

家公務員のうち、特別職給与法別表第三に掲げる一号俸から四号俸までの俸給月額を受け

るもの 百分の七・七七
特例期間においては、特別職給与法第四条第

項、第七条の二及び第九条の規定の適用については、同項中「第九条」とあるのは「国家公務

賃の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成二十四年法律第 号)第十七條第二項の

規定により読み替えて適用される第九条」とあるのは「三万五千五百円」

「六万七千三百円」とあるのは「六万六百円」

のは「及び国家公務員の給与の改定及び臨時特

職給与法第九条中「一般職給与法」とあるのは、

法律第九条第四項の規定により読み替えて適用される「設置治存法」とする。

前項の場合において、第一項第一号及び第二

に当たつては、前項の規定により読み替えて適用される特別職給与法第七条の二の規定により

の例によることとされる第九条第二項第八号規定の適用については、同号中「百分の九・七」とあるのは、「第十七条第一項各号に掲げ

る国家公務員の区分に応じ当該各号に定める割合」とする。

(裁判所職員臨時措置法の特例)

第十八条 特例期間においては、裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)の規定の適用については、同法本則中「次に掲げる法律の規定」とあるのは、「次に掲げる法律の規定」及び国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成二十四年法律第二百六十五号)第三十六条の六第一項の規定により任定及び国家公務員の給与の改定及び臨時特例に規定する法律(同法第十一条、第十四条及び第十六条から第一十条までの規定を除く。)とする。

(防衛省職員給与法の特例)

第十九条 第九条第一項、第十四条第一項及び第三項第十六号に掲げる防衛省の職員(以下「防衛省の職員」という。)のうち、防衛省職員給与法第四条第一項から第三項までの規定の適用を受ける者は別表第二自衛隊教官俸給表又は別表第二自衛官俸給表の適用を受ける者に対する俸給月額(防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律附則第十五条の規定による俸給を含む。以下同じ。)の支給に当たつては、俸給月額から、俸給月額に、当該防衛省の職員に適用される次の表の上欄に掲げる俸給表及び同表の中欄に掲げる職務の級又は階級の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

2 特例期間においては、防衛省の職員のうち、防衛省職員給与法別表第一自衛隊教官俸給表又は別表第二自衛官俸給表の適用を受ける者に対する俸給月額(防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律附則第十五条の規定による俸給を含む。以下同じ。)の支給に当たつては、俸給月額から、俸給月額に、当該防衛省の職員に適用される次の表の上欄に掲げる俸給表及び同表の中欄に掲げる職務の級又は階級の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

3 特例期間においては、防衛省の職員のうち、防衛省職員給与法第四条第四項ただし書又は同条第五項の規定の適用を受ける者に対する俸給月額に、次の各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

4 第九条第二項第二号から第四号まで、第六号及び第七号の規定は、防衛省の職員の専門スタッフ職調整手当、地域手当、広域異動手当、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当の支給について準用する。この場合において、同項第二号中「支給減額率」とあるのは、「支給減額率(第十九条第二項の規定の適用を受ける防衛省の職員にあっては同項の表の上欄に掲げる俸給表及び同表の中欄に掲げる職務の級又は階級の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める割合をい、同条第三項の規定の適用を受ける防衛省の職員にあっては同項各号に掲げる防衛省の職員の区分に応じ当該各号に定める割合をい、以下同じ。)と読み替えるものとする。

5 特例期間においては、防衛省の職員に対する次に掲げる給与の支給に当たつては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

一 債給の特別調整額 当該防衛省の職員の俸給の特別調整額の月額に百分の十を乗じて得た額

俸給表	職務の級又は階級	割合
自衛隊教官俸給表	一級	百分の四・七七
自衛官俸給表	二級	百分の七・七七
二等陸尉以下、二等海尉以下又は二等空尉以下	二等陸尉以下、二等海尉以上、二等海佐以下一等海尉以上又は二等空佐以下一等空尉以上	百分の四・七七
一等陸佐以上、一等海佐以上又は一等空佐以上	百分の九・七七	

一 防衛省職員給与法第二十三条第一項の規定により支給される俸給月額、俸給の特別調整額、専門スタッフ職調整手当、地域手当、広域異動手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当、期末手当及び勤勉手当 第一項において準用する第九条第一項に定める額又は第二項若しくは第三項に定める額、前項において準用する同条第二項第二号から第四号まで、第六号及び第七号に定める額、前号に定める額並びに防衛省職員給与法第十八条の二第一項の規定によりその例によることとする第九条第二項第八号及び第九号に定める額
二 防衛省職員給与法第四条第五項に規定する常勤の防衛大臣補佐官 百分の九・七七
三 防衛省職員給与法第二十三条第二項又は第三項の規定により支給される俸給月額、地域手当、広域異動手当及び期末手当 第一項において準用する第九条第一項に定める額又は第二項若しくは第三項に定める額並びに前項において準用する同条第二項第三号及び第四号に定める額(以下この項において「俸給減額基本額等」という。)並びに防衛省職員給与法第十八条の二第一項の規定によりその例によることとされる第九条第二項第八号に定める額
四 防衛省職員給与法第二十三条第四項の規定により支給される俸給月額、地域手当及び広域異動手当、俸給減額基本額等に、同項の規定により当該防衛省の職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
五 防衛省職員給与法第二十三条第五項の規定

官 報 (号外)

第三条 施行日の前日において第六条の規定による改正前の特別職給与法附則第三項の規定による俸給月額を受けていた特別職の職員の施行日における俸給月額は、内閣総理大臣が総務大臣と協議して定める。

第四条 施行日の前日において防衛省職員給与法第五条第四項若しくは第五項、第六条の二第二項又は第七条第二項の規定による俸給月額を受けていた防衛省の職員の施行日における俸給月額は、防衛省令で定める。

(平成二十四年十二月三十一日までの間の医師又は歯科医師である自衛官の俸給月額)

第五条 医師又は歯科医師である自衛官(防衛省職員給与法第六条の規定の適用を受ける自衛官を除く。)の俸給月額は、第七条の規定による改正後の防衛省職員給与法別表第二の規定にかかわらず、平成二十四年十二月三十一日までの間(平成二十四年六月に支給する期末手当に関する特例措置)

第六条 平成二十四年六月に職員に支給する期末手当の額は、一般職給与法第十九条の四第二項(同条第三項、任期付研究員法第七条第二項又は任期付職員法第八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第四項から第六項まで(育児休業法第十六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)若しくは第二十三条第一項から第三項まで、第五項若しくは第七項若しくは附則第八項、国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律第五条第一項又は法科大学院派遣法第十三条第二項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において

「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、における俸給月額は、内閣総理大臣が総務大臣と協議して定める。

第五条 第四項若しくは第五項、第六条の二第二項又は第七条第二項の規定による俸給月額を受けていた防衛省の職員の施行日における俸給月額は、防衛省令で定める。

(平成二十四年十二月三十一日までの間の医師又は歯科医師である自衛官の俸給月額)

第五条 医師又は歯科医師である自衛官(防衛省職員給与法第六条の規定の適用を受ける自衛官を除く。)の俸給月額は、第七条の規定による改正後の防衛省職員給与法別表第二の規定にかかわらず、平成二十四年十二月三十一日までの間(平成二十四年六月に支給する期末手当に関する特例措置)

一 平成二十三年四月一日(同月二日から施行までの間に職員(一般職給与法第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。以下この条において同じ。)以外の者又は職員であつて適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの(平成十七年改正法附則第十一条の規定の適用を受けない職員に限る。)、医療職俸給表(若しくは任期付研究員法第六条第二項に規定する俸給表の適用を受ける職員若しくは同条第一項若しくは任期付職員法第七条第一項に規定する俸給表の適用を受ける職員でその号俸が一号俸から三号俸まであるものからこれららの職員以外の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。)となつた者(同月一日に減額改定対象職員であつた者で任用の事情を考慮して人事院規則で定めるものを除く。)にあつては、その減額改定対象職員となつた日(当該日が二以上あるときは、当該日のうち人事院規則で定める日)において減額改定対象職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、本府省業務調整手当 初任給調整手当、専門スタッフ職調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当 研究員調整手当、住居手当、単身赴任手当(一般職給与法第十二条の二第二項に規定する人事院規則で定める額を除く。)及び特地勤務手当(一般職給与

は、支給しない。)

一 平成二十三年四月一日(同月二日から施行までの間に職員(一般職給与法第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。以下この条において同じ。)以外の者又は職員であつて適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの(平成十七年改正法附則第十一条の規定の適用を受けない職員に限る。)、医療職俸給表(若しくは任期付研究員法第六条第二項に規定する俸給表の適用を受ける職員若しくは同条第一項若しくは任期付職員法第七条第一項に規定する俸給表の適用を受ける職員でその号俸が一号俸から三号俸まであるものからこれららの職員以外の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。)となつた者(同月一日に減額改定対象職員であつた者で任用の事情を考慮して人事院規則で定めるものを除く。)にあつては、その減額改定対象職員となつた日(当該日が二以上あるときは、当該日のうち人事院規則で定める日)において減額改定対象職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、本府省業務調整手当 初任給調整手当、専門スタッフ職調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当 研究員調整手当、住居手当、単身赴任手当(一般職給与法第十二条の二第二項に規定する人事院規則で定める額を除く。)及び特地勤務手当(一般職給与

法第十四条の規定による手当を含む。)の月額(一般職給与法附則第八項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、同項の規定により減ぜられることとなる額を差し引いた額の合計額に百分の〇・三七を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数(同年四月一日から施行日の

前までの期間において、在職しなかつた期間、俸給を支給されなかつた期間、減額改定対象職員以外の職員であつた期間その他の人事院規則で定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して人事院規則で定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

俸給表	職務の級	号俸
行政職俸給表(一)	一級	一号俸から九十三号俸まで
	二級	一号俸から七十六号俸まで
	三級	一号俸から六十号俸まで
	四級	一号俸から四十四号俸まで
	五級	一号俸から三十九号俸まで
	六級	一号俸から三十二号俸まで
	五級	一号俸から二十六号俸まで
	四級	一号俸から二十号俸まで
	三級	一号俸から十四号俸まで
	二級	一号俸から八号俸まで
専門行政職俸給表	一級	一号俸から四十八号俸まで
	二級	一号俸から三十二号俸まで
	三級	一号俸から七十六号俸まで
	四級	一号俸から四十八号俸まで
	五級	一号俸から三十二号俸まで
	六級	一号俸から三十二号俸まで
	五級	一号俸から三十二号俸まで
	四級	一号俸から三十二号俸まで
	三級	一号俸から三十二号俸まで
	二級	一号俸から三十二号俸まで
	一級	一号俸から三十二号俸まで
行政職俸給表(二)	八級	一号俸から四号俸まで
	七級	一号俸から十六号俸まで
	六級	一号俸から二十八号俸まで
	五級	一号俸から三十六号俸まで
	四級	一号俸から四十四号俸まで
	三級	一号俸から五十二号俸まで
	二級	一号俸から六十四号俸まで
	一級	一号俸から百二十一号俸まで

稅務職俸給表

一級	一號俸から五十二号俸まで	一號俸から五十三号俸まで	一號俸から三十六号俸まで	一號俸から四十四号俸まで	一號俸から六十五号俸まで	一號俸から四十八号俸まで	一號俸から六十九号俸まで	一號俸から六十一号俸まで	一號俸から六十六号俸まで	一號俸から六十七号俸まで	一號俸から六十八号俸まで	一號俸から六十九号俸まで	一號俸から七十一号俸まで	一號俸から七十二号俸まで	
四級	二級	一級	八級	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級	八級	七級	六級	五級	
三級	二級	一號俸から五十二号俸まで	一號俸から四十九号俸まで	一號俸から四十八号俸まで	一號俸から三十六号俸まで	一號俸から三十五号俸まで	一號俸から三十四号俸まで	一號俸から三十三号俸まで	一號俸から三十二号俸まで	一號俸から三十一号俸まで	一號俸から五十二号俸まで	一號俸から五十一号俸まで	一號俸から五〇号俸まで	一號俸から四九号俸まで	一號俸から四八号俸まで
二級	一號俸から五十二号俸まで	一號俸から五十一号俸まで	一號俸から五〇号俸まで	一號俸から四九号俸まで	一號俸から四八号俸まで	一號俸から四七号俸まで	一號俸から四六号俸まで	一號俸から四五号俸まで	一號俸から四四号俸まで	一號俸から四三号俸まで	一號俸から五十二号俸まで	一號俸から五十一号俸まで	一號俸から五〇号俸まで	一號俸から四九号俸まで	一號俸から四八号俸まで
一級	一號俸から五十二号俸まで	一號俸から五十一号俸まで	一號俸から五〇号俸まで	一號俸から四九号俸まで	一號俸から四八号俸まで	一號俸から四七号俸まで	一號俸から四六号俸まで	一號俸から四五号俸まで	一號俸から四四号俸まで	一號俸から四三号俸まで	一號俸から五十二号俸まで	一號俸から五十一号俸まで	一號俸から五〇号俸まで	一號俸から四九号俸まで	一號俸から四八号俸まで

海事職俸給表(二)

二 平成二十三年六月一日において減額改定対象職員であつた者(任用の事情を考慮して人事院規則で定める者を除く。)に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に百分の〇・三七を乗じて得た額並びに同年十二月一日において減額改定対象職員であつた者(任用の事情を考慮して人事院規則で定める者を除く。)に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に百分の〇・三七を乗じて得た額

「次に掲げる額」とあるのは、「次に掲げる額及び防衛省職員給与法の適用を受ける者その他の人事院規則で定める者との権衡を考慮して人事院規則で定める額」とする。

第七条 防衛省職員給与法第十八条の二第一項又は第十八条の二の二の規定によりその例によることとされる前条の規定の適用については、同条第一項第一号中「医療職俸給表(一)」とあるのは「防衛省職員給与法別表第一自衛隊教官俸給表」若しくは防衛省職員給与法別表第二自衛官俸給表の適用を受ける防衛省の職員での職務の級又は一等空佐である場合にあっては、同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(一)欄、(二)欄又は(三)欄をいう。」及び号俸がそれぞれ次条の表の俸給表欄、職務の級又は階級欄及び号俸欄に掲

三級	一号俸から六十八号俸まで
四級	一号俸から五十六号俸まで
五級	一号俸から四十号俸まで
六級	一号俸から二十号俸まで
七級	一号俸から四号俸まで
一級	一号俸から百四号俸まで
二級	一号俸から五十号俸まで
三級	一号俸から八号俸まで
四級	一号俸から四十八号俸まで
五級	一号俸から二十八号俸まで
六級	一号俸から十六号俸まで
一級	一号俸から二十八号俸まで
二級	一号俸及び二号俸

自衛隊教官俸給表	職務の級又は階級	俸給表	
		一級	号俸
等陸佐(二)	等陸佐(二)	一号俸から十六号俸まで	一号俸から八十四号俸まで
等海佐(二)	等海佐(二)	一号俸から三十六号俸まで	一号俸から三十六号俸まで
等空佐(二)	等空佐(二)	一号俸から四号俸まで	一号俸から四号俸まで
等陸佐(三)			
等海佐(三)			
等空佐(三)			
二等陸佐			
二等海佐			
二等空佐			
三等陸佐			
三等海佐			
三等空佐			
一等陸尉			
一等海尉			
一等空尉			
二等陸尉			
二等海尉			

げるものであるもの(防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律附則第十五条の規定の適用を受けない防衛省の職員に限り、医師又は歯科医師である自衛官を除く。)、医師若しくは歯科医師である自衛官(防衛省職員給与法第六条の規定の適用を受ける自衛官を除く。)、防衛省職員給与法第四条第四項ただし書の規定の適用を受ける自衛官、医療職俸給表

(一)と、「及び特地勤務手当(一般職給与法第十四条の規定による手当を含む。)」とあるのは「特地勤務手当(一般職給与法第十四条の規定による手当を含む。)、航空手当、乗組手当、落下傘手当及び営外手当」と、同条第二項中「防衛省員給与法」とあるのは「一般職給与法」とする。

二等空尉	一号俸から八十八号俸まで
三等陸尉	
三等海尉	
三等空尉	
准陸尉	
准海尉	
准空尉	
陸曹長	
海曹長	
空曹長	一号俸から八十号俸まで
一等陸曹	
一等海曹	
一等空曹	
二等陸曹	
二等海曹	
二等空曹	
三等陸曹	
三等海曹	
三等空曹	
陸士長	
海士長	
空士長	
一等陸士	
一等海士	一号俸から七十三号俸まで
一等空士	一号俸から十三号俸まで
二等陸士	一号俸から九号俸まで
二等海士	
二等空士	

(平成二十四年四月一日、平成二十五年四月一日及び平成二十六年四月一日における号俸の調整)

第八条 平成二十四年四月一日において第五条の規定による改正後の平成十七年改正法附則第十一条の規定による俸給の状況を考慮して人事院規則で定める年齢に満たない職員(同日において、専門スタッフ職俸給表の適用を受けた職員でその職務の級が二級又は三級であるもの(以下この項において「専門スタッフ職」二級以上職員以外の職員でその職務の級における最高の号俸を受けるもの及び指定職俸給表又は任期付研究員法第六条第一項若しくは第二項若しくは任期付職員法第七条第一項に規定する俸給表の適用を受ける職員(以下この条において「除外職員」という。)である者を除く。)のうち、当該職員の平成十九年一月一日、平成二十年一月一日及び平成二十一年一月一日の一般職給与法第八条第五項の規定による昇給その他の号俸の決定の状況(以下この条において「調整考慮事項」という。)を考慮して調整の必要があるものとして人事院規則で定める職員の平成二十四年四月一日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けこととなる号俸の一号俸(職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして人事院規則で定める職員にあっては、二号俸)上位の号俸とする。

2 平成二十五年四月一日において第五条の規定による改正後の平成十七年改正法附則第十一条の規定による俸給に関する状況を考慮して人事

院規則で定める年齢に満たない職員(同日において除外職員である者を除く。)のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成二十四年四月一日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして人事院規則で定める職員の平成二十五年四月一日における号俸(職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとした場合に同日に受けた職員の一号俸)とあるのは、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けこととなる号俸の一号俸(職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして人事院規則で定めた職員にあっては、二号俸)上位の号俸とする。

4 育児休業法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員に対する前二項の規定の適用については、これらの規定中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の俸給月額は、当該号俸に応じた額に、育児休業法第十七条の規定により読み替えられた一般職の職員の勤務時

問、休暇等に関する法律第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

5 前項の規定は、育児休業法第二十二条の規定による勤務をしている職員について準用する。

6 育児休業法第二十三条第二項に規定する任期内付短時間勤務職員に対する第一項から第三項までの規定の適用については、これらの規定中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者」の俸給月額は、当該号俸に応じた額に、育児休業法第二十五条の規定により読み替えたられた一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律その者の勤務時間と同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とす。

第七条 前条第一項の規定は、平成二十四年四月一日において同項の規定の適用を受ける職員との均衡を考慮して政令で定める年齢に満たない防衛省の職員について準用する。この場合において、同項中「人事院規則」とあるのは、「政令で定める防衛省の職員」と読み替えるものとする。

8 前項に定めるもののほか、平成二十四年四月一日において同項の政令で定める年齢に満たない防衛省の職員(同日において第一項において読み替えて準用する同項第一項に規定する任期内付短時間勤務職員に対する第一項において準用する「人事院規則」とあるのは、「政令」と読み替えるものとする。

9 前項の規定は、育児休業法第二十七条第一項において準用する育児休業法第二十二条の規定による勤務をしている防衛省の職員について準用する。

10 第二項の規定は、平成二十六年四月一日において前項の政令で定める年齢に満たない医師又は歯科医師である自衛官であつて防衛省職員給与法第五条第四項及び第五項の規定の適用を受けるものについて準用する。この場合において「前項」とあるのは「第五項」と、「同日における俸給月額」とあるのは「平成二十六年四月一日における俸給月額」と読み替えるものとする。

11 第二項の規定は、平成二十六年四月一日において同項の規定の適用を受ける職員との均衡を考慮して政令で定める年齢に満たない防衛省の職員(同日において第一項において読み替えて準用する同項第一項に規定する除外職員である者を除く。)について準用する。この場合において、同項第二項中「人事院規則で定める職員」とあるのは、「政令で定める防衛省の職員」と読み替えるものとする。

12 第二項の規定は、平成二十五年四月一日において前項の政令で定める年齢に満たない医師又は歯科医師である自衛官であつて防衛省職員給与法第五条第四項及び第五項の規定の適用を受けるものについて準用する。この場合において「前項」とあるのは、「第三項」と、「同日における俸給月額」とあるのは「平成二十五年四月一日における俸給月額」と読み替えるものとする。

13 前項の規定は、平成二十六年四月一日において同項の規定の適用を受ける職員との均衡を考慮して政令で定める年齢に満たない防衛省の職員(同日において第一項において読み替えて準用する同項第一項に規定する任期内付短時間勤務職員以外の防衛省の職員の一週間当たりの通常の勤務時間として防衛省令で定めるもので除して得た数を乗じて得た額とする」と読み替えるものとする。

(防衛省の職員に関する経過措置)

14 第二項の規定は、平成二十九年法律第百六十五号(昭和二十九年法律第百六十五号)第四十四条第一項において準用する育児休業法第二十七条第一項において準用する育児休業法第二十七条第一項に規定する育児短時間勤務職員以外の防衛省の職員の一週間当たりの通常の勤務時間として防衛省令で定めるもので除して得た数を乗じて得た額とする」と読み替えるものとする。

15 第十条 自衛官(防衛省職員給与法第六条の規定の適用を受ける者並びに防衛省職員給与法第二十三条の規定の適用を受ける者及びこれに準ずる者として防衛省令で定めるものを除く。並びに事務官等(防衛省職員給与法第六条の規定の適用を受ける者並びに防衛省職員給与法第二十三条の規定の適用を受ける者及びこれに準ずる者として防衛省令で定めるものを除く。)のうち防衛省令で定めるもので除して得た数を乗じて得た額とする」と読み替えるものとする。

六月を超えない範囲内で政令で定める期間を経過する日までの間における第十九条並びに防衛省職員給与法第十八条の二第一項の規定によりその例によることとされる第九条第二項第八号及び第九号の規定の適用について、政令で特別の定めをすることができる。

2 前項の政令を定めるに当たっては、東日本大震災への対応として、十万人を超える体制で対処した自衛官等の労苦に特段の配慮をするほか、この法律の目的が東日本大震災からの復興のための財源を確保するためのものであること等を勘案するものとする。

(人事院規則等への委任)

第十二条 附則 第二条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、一般職の職員に関するものにあつては人事院規則、特別職の職員及び防衛省の職員に関するものにあつては政令で定める。

(地方公務員の給与)

審査報告書
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十四年二月二十八日

参議院議長 平田 健二殿 法務委員長 西田 実仁

別表(第二条関係)
別表を次のように改める。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、一般の政府職員の給与改定等に伴い、裁判官の報酬月額の改定等を行うとともに、一般の政府職員の給与に関する臨時特例が定められることに伴い、裁判官の報酬に関する臨時特例を定めようとするものであり、おむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に伴い、平成二十三年度に減額となる経費は約千三百万円、平成二十四年度に減額となる経費は約五十億円である。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(第百七十七回国会内閣提出、本院
繼續審査)
右の内閣提出案は本院において修正議決した。
よつてこれを送付する。

平成二十四年二月二十三日

衆議院議長 横路 孝弘
(小字及び
は衆議院修正)

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律○の一部を改正する法律
正する法律

(裁判官の報酬等に関する法律の一部改正)
第一条 裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法律第七十
五号)の一部を次のように改定する。

第十五条中「九十八万九千円」を「九十八万四千円」に改める。

判												判																	
事												事																	
補												補																	
簡	易	裁	判	所	判	事	補	判	事	補	判	最	高	裁	判	所	判	事	補	判	最	高	裁	判	所	判	事		
判	事	補	判	事	補	判	事	補	判	事	補	判	高	裁	判	所	判	事	判	事	高	裁	判	所	判	事			
事	補	判	事	補	判	事	補	判	事	補	判	官	官	官	官	官	官	官	官	官	官	官	官	官	官	官			
十	九	八	七	六	五	四	三	二	一	十二	十一	十	九	八	七	六	五	四	三	二	一	十	九	八	七	六			
号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号			
一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八		
三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十		
四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一	三十二	
五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一	三十二	三十三	三十四
六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一	三十二	三十三	三十四	三十五
七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一	三十二	三十三	三十四	三十五	三十六
八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一	三十二	三十三	三十四	三十五	三十六	三十七
九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一	三十二	三十三	三十四	三十五	三十六	三十七	三十八
十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一	三十二	三十三	三十四	三十五	三十六	三十七	三十八	三十九
十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一	三十二	三十三	三十四	三十五	三十六	三十七	三十八	三十九	四十
十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一	三十二	三十三	三十四	三十五	三十六	三十七	三十八	三十九	四十	四十一
十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一	三十二	三十三	三十四	三十五	三十六	三十七	三十八	三十九	四十	四十一	四十二
十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一	三十二	三十三	三十四	三十五	三十六	三十七	三十八	三十九	四十	四十一	四十二	四十三
十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一	三十二	三十三	三十四	三十五	三十六	三十七	三十八	三十九	四十	四十一	四十二	四十三	四十四
十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一	三十二	三十三	三十四	三十五	三十六	三十七	三十八	三十九	四十	四十一	四十二	四十三	四十四	四十五
十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一	三十二	三十三	三十四	三十五	三十六	三十七	三十八	三十九	四十	四十一	四十二	四十三	四十四	四十五	四十六
十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一	三十二	三十三	三十四	三十五	三十六	三十七	三十八	三十九	四十	四十一	四十二	四十三	四十四	四十五	四十六	四十七
十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一	三十二	三十三	三十四	三十五	三十六	三十七	三十八	三十九	四十	四十一	四十二	四十三	四十四	四十五	四十六	四十七	四十八
二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一	三十二	三十三	三十四	三十五	三十六	三十七	三十八	三十九	四十	四十一	四十二	四十三	四十四	四十五	四十六	四十七	四十八	四十九
二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一	三十二	三十三	三十四	三十五	三十六	三十七	三十八	三十九	四十	四十一	四十二	四十三	四十四	四十五	四十六	四十七	四十八	四十九	五十
二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一	三十二	三十三	三十四	三十五	三十六	三十七	三十八	三十九	四十	四十一	四十二	四十三	四十四	四十五	四十六	四十七	四十八	四十九	五十	五十一
二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一	三十二	三十三	三十四	三十五	三十六	三十七	三十八	三十九	四十	四十一	四十二	四十三	四十四	四十五	四十六	四十七	四十八	四十九	五十	五十一	五十二
二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一	三十二	三十三	三十四	三十五	三十六	三十七	三十八	三十九	四十	四十一	四十二	四十三	四十四	四十五	四十六	四十七	四十八	四十九	五十	五十一	五十二	五十三
二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一	三十二	三十三	三十四	三十五	三十六	三十七	三十八	三十九	四十	四十一	四十二	四十三	四十四	四十五	四十六	四十七	四十八	四十九	五十	五十一	五十二	五十三	五十四
二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一	三十二	三十三	三十四	三十五	三十六	三十七	三十八	三十九	四十	四十一	四十二	四十三	四十四	四十五	四十六	四十七	四十八	四十九	五十	五十一	五十二	五十三	五十四	五十五
二十七	二十八	二十九	三十	三十一	三十二	三十三	三十四	三十五	三十六	三十七	三十八	三十九	四十	四十一	四十二	四十三	四十四	四十五	四十六	四十七	四十八	四十九	五十	五十一	五十二	五十三	五十四	五十五	五十六
二十八	二十九	三十	三十一	三十二	三十三	三十四	三十五	三十六	三十七	三十八	三十九	四十	四十一	四十二	四十三	四十四	四十五	四十六	四十七	四十八	四十九	五十	五十一	五十二	五十三	五十四	五十五	五十六	五十七
二十九	三十	三十一	三十二	三十三	三十四	三十五	三十六	三十七	三十八	三十九	四十	四十一	四十二	四十三	四十四	四十五	四十六	四十七	四十八	四十九	五十	五十一	五十二	五十三	五十四	五十五	五十六	五十七	五十八
三十	三十一	三十二	三十三	三十四	三十五	三十六	三十七	三十八	三十九	四十	四十一	四十二	四十三	四十四	四十五	四十六	四十七	四十八	四十九	五十	五十一	五十二	五十三	五十四	五十五	五十六	五十七	五十八	五十九
三十一	三十二	三十三	三十四	三十五	三十六	三十七	三十八	三十九	四十	四十一	四十二	四十三	四十四	四十五	四十六	四十七	四十八	四十九	五十	五十一	五十二	五十三	五十四	五十五	五十六	五十七	五十八	五十九	六十
三十二	三十三	三十四	三十五	三十六	三十七	三十八	三十九	四十	四十一	四十二	四十三	四十四	四十五	四十六	四十七	四十八	四十九	五十	五十一	五十二	五十三	五十四	五十五	五十六	五十七	五十八	五十九	六十	六十一

官報(号外)

第一条 裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法律第七十五号)の一部を次のように改正す

十 一 号	二八八、一〇〇円
十 三 号	二七七、六〇〇円
十 四 号	二五三、八〇〇円
十 五 号	二四四、八〇〇円
十 六 号	二三四、三〇〇円
十 七 号	二二七、〇〇〇円

る。

附則に次の一条を加える。

第十六条 裁判官の報酬等に関する法律○の一部を改正する法律(平成二十三年法律第四号)○の施行の日から平成二十六年

三月三十日までの間ににおいては、裁判官に対する報酬の支給に当たつては、報酬月額(裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第一百六十六号)附則第二条の規定による報酬を含む)から、当該報

酬月額に次の方に掲げる裁判官の区分に応じて該各号に定める割合を乗じて得た額に相

じ当する額を減ずる。

一 最高裁判所長官 百分の三十

二 最高裁判所判事及び東京高等裁判所長官 百分の二十

三 その他の高等裁判所長官 百分の十五

四 判事、一号から六号までの報酬を受ける判事補及び前条に定める報酬月額の報酬又は一号から十一号までの報酬を受ける簡易

裁判所判事 百分の十九・七七
五 七号から十二号までの報酬を受ける判事
補及び十二号から十七号までの報酬を受け
る簡易裁判所判事 百分の八・七七

2 前項の規定により報酬の支給に当たつて減
ずることとされる額を算定する場合において、当該額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第一百六十六号)附則第二条第一項中「(平成二十二年法律第五十七号)」を「(平成二十三年法律第六号)」に改め、「には」の下に「平成二十六年三月三十日までの間において」を加え、同項第

二条の規定による報酬を含む)から、当該報酬月額に次の方に掲げる裁判官の区分に応じて該各号に定める割合を乗じて得た額に相

じ当する額を減ずる。

十六年三月三十日までの間において」を加え、同項第一号中

「百分の九十九・四四」を「百分の九十八・九四」に改め、同項第

二号中「百分の九十九・五九」を「百分の九十九・一」に改める。

附 則

この法律は、公布の日の属する月の翌々月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日の属する月の翌月の初日)から施行する。ただし、

第二条の規定は、平成二十四年四月一日から施行する。

は一号から十一号までの報酬を受ける簡易

審査報告書

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(第百七十七回国会内閣提出、本院

る法律案)

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

平成二十四年二月二十八日

法務委員長 西田 実仁

参議院議長 平田 健二殿

衆議院議長 横路 孝弘

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、一般の政府職員の給与改定等に伴い、検察官の俸給月額の改定等を行うとともに、一般の政府職員の給与に関する臨時特例が定められることに伴い、検察官の俸給に関する臨時特例を定めようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に伴い、平成二十三年度に減額となる経費は約八百万円、平成二十四年度に減額となる経費は約三十一億円である。

(検察官の俸給等に関する法律の一部改正)
第一条 検察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十
六号)の一部を次のように改正する。
第九条中「六十五万円」を「六十四万六千円」に改める。

別表を次のように改める。

区	分	報酬月額
檢 事	總 長	一、四九五、〇〇〇円
次 長	檢 事	一、二二三、〇〇〇円
東 京 高 等 檢 察 府 檢 事 長	檢 事	一、二二八、〇〇〇円
そ の 他 の 檢 事 長	長	一、二二三、〇〇〇円
四 号	八三四、〇〇〇円	一、一九八、〇〇〇円
三 号	九八四、〇〇〇円	一、〇五五、〇〇〇円
二 号	九八四、〇〇〇円	一、一九八、〇〇〇円
一 号	九八四、〇〇〇円	一、一九八、〇〇〇円

事										事																												
十 七 号	十 六 号	十 五 号	十 四 号	十 三 号	十 二 号	十 一 号	十 号	九 号	八 号	七 号	六 号	五 号	四 号	三 号	二 号	一 号	二 号	十 九 号	十 八 号	十 七 号	十 六 号	十 五 号	十 四 号	十 三 号	十 二 号	十 一 号	十 号	九 号	八 号	七 号	六 号	五 号						
七〇、〇〇〇円	六四六、〇〇〇円	五六五、〇〇〇円	四二六、九〇〇円	三九一、五〇〇円	三六八、九〇〇円	三八八、二〇〇円	三七七、六〇〇円	三五三、八〇〇円	三四、三〇〇円	三四、三〇〇円	三三七、〇〇〇円	五六五、〇〇〇円	三四四、七〇〇円	五三六、〇〇〇円	三九一、五〇〇円	三四五、一〇〇円	二六八、九〇〇円	二〇六、四〇〇円	二七七、六〇〇円	二八八、二〇〇円	二五、一〇〇円	二三三、二〇〇円	二四五、一〇〇円	二〇六、四〇〇円	二五三、八〇〇円	二八八、二〇〇円	二七七、六〇〇円	二六八、九〇〇円	二四四、八〇〇円	二二五、〇〇〇円	二〇六、六〇〇円	二一五、〇〇〇円	二三四、三〇〇円	二四四、八〇〇円	二五三、八〇〇円	二二五、〇〇〇円	二一五、〇〇〇円	二〇六、六〇〇円

2

前項の規定により俸給の支給に当たつて減
事及び十号から十六号までの俸給を受ける検
事及び十五号から二十号までの俸給を受ける検
副検事 百分の八 七・七七

五 る副検事	四 百分の九・七七	二 東京高等検察庁検事長 百分の十五
		三 次長検事、及び その他の検事長、一号から十 四号までの俸給を受ける検事及び前条に定 める俸給月額の俸給又は一号から九号まで の俸給を受ける副検事 百分の十

号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日の属する月の翌々月

月の初日(公布の日が月の初日であるときは、
その日)の月の属する月の翌月の初日)から施行する。
第一条及び次条から附則第六条まで
附則第七条の規定は、この法律の平成二十四年四月一日
公布の日又は国家公務員法等の一部を改正する
法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する
法律(平成二十三年法律第 号)の公布の日
のいづれか遅い日から施行する。

補償法の適用の特例

第二条 前条ただし書に規定する規定の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間(次条及び附則第四条において「特例期間」という。)においては、国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第二百九十一号)第四条第四項の規定に基づき計算される検察官の平均給与額は、同項及び同項の人事院規則の

検察官に対しして現実に支給された給与の額を基礎として計算することとされている場合を除き、規定にかかわらず、当該人事院規則において検察官の俸給等に関する法律第十条第一項及び同法第一条第一項の規定によりその例によることとされる。国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成二十四年法律第二十号)第九条第二項による法律(平成二十三年法律第二十号)第二条第二項の規定により給与の支給に当たつて減することとされる額に相当する額を減じた給与の額を基礎として当該人事院規則の規定の例により計算した額とする。

(検察官の給与に関する国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律の適用の特例)

第三条 特例期間においては、検察官の給与に関する国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律(昭和四十五年法律第一百七号)第五条第一項の規定の適用については、同項中「期末手当」とあるのは、「期末手当の額(これらの給与のうち、検察官の俸給等に関する法律第十条第一項及び同法第一条第一項の規定によりその例によることとされる額の改定及び臨時特例に関する法律(平成二十四年法律第二十号)第二条第二項の規定の適用があるものについては、当該額からこれらの規定により支給に当たつて減することとされる額に相当する額を減じた額とする。)」とする。

(検察官の給与に関する法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣

第四条 特例期間においては、検察官の給与に関する法律の適用の特例する法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律(平成十五年法律第四十号)第七条第二項及び第十三条第二項ただし書の規定の適用については、同法第七条第二項中「同法第十九条」とあるのは、「検察官の俸給等に関する法律第一条第一項の規定によりその例による」とされる。国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成二十四年法律第二項)第九条第三項「第二条第三項」と、同法第十三条第二項ただし書中「期末手当」とあるのは、「期末手当の額(これらの給与のうち、検察官の俸給等に関する法律第十一条第一項及び同法第一条第一項の規定によりその例によることとされる国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律第二項)」とする。

(端数計算)

第五条 前二条の規定により給与の支給に当たつて減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

(改正) 第七条 国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。 本則に次の一条を加える。 (検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)
第八十条 檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第号)の一部を次のように改正する。 附則第二条を次のように改める。
第二条 削除 附則第三条中「特例期間」を「この法律の施行の日から平成二十六年三月三十日までの間(次条において「特例期間」という。)」に改める。 附則第五条中「前三条」を「前二条」に改める。
附則第六条中「附則第二条から前条まで」を「前三条」に改める。
審査報告書 国會議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。
平成二十四年二月二十九日 参議院議長 平田 健二殿 議院運営委員長 鶴保 康介

一、委員会の決定の理由	
本法律案は、政府職員の給与改定に伴い、国	会議員の秘書に経過措置として支給される給料の改定等を行おうとするものであつて、妥当な措置と認める。
二、費用	
本法施行のため、別に費用を要しない。	
国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案の右の本院提出案をここに送付する。	
平成二十四年二月二十三日	
参議院議長 平田 健二殿	衆議院議長 横路 孝弘
国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案の国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第百十号)の一部を次のように改正する。	
附則第三項中「百分の九十九・五九」を「百分の九十九・一」に改め、「には」の下に「平成二十六年三月三十一日までの間」を加える。	
附 則	
(施行期日)	1 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。 (平成二十四年六月に受ける期末手当等に関する特例措置)
二 国会議員の秘書の給与等に関する法律(平成二年法律第四十九号。次項において「秘書給与	

法」という。)第十四条の規定により、この法律の施行の日以後最初に受けた期末手当の額の算定については、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成二十四年法律第号)附則第六条の規定の例による。この場合において、同条第一項第一号中「職員であつて適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものである。(平成十七年改正法附則第十二条の規定の適用を受けない職員に限る。)」とあるのは、「国會議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第百十号)附則第三項から第六項までの規定の適用を受けない国會議員の秘書」とする。

3 秘書給与法第十四条第四項の規定により期末手当を受けた者で、再び議員秘書となつたものが、平成二十四年六月に同条第一項に規定する期末手当を受けることとなる場合における同条第五項の規定の適用については、同項中「第二項の規定による期末手当の額」とあるのは、「国會議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第号)附則第二項の規定により算定した期末手当の額」とする。

投票者氏名
国家公務員等の任命に関する件「国家公務員倫理審査会会长池田修君」
賛成者氏名
足立 信也君
二三三名
相原久美子君

有田 芳生君	石井 一君	池口 修次君
林 久美子君	石橋 通宏君	白 真熙君
平野 達男君	岩本 司君	姫井由美子君
廣田 一君	梅村 聰君	羽田雄一郎君
福山 哲郎君	藤田 幸久君	林 久美子君
藤本 祐司君	藤原 光信君	平山 幸司君
藤原 良信君	藤末 健三君	廣野ただし君
前川 清成君	藤谷 光信君	塚田 一郎君
増子 輝彦君	大島九州男君	鶴保 康介君
松浦 大悟君	大島原雅子君	中曽根弘文君
水戸 将史君	大島九州男君	伊達 忠一君
室井 邦彦君	藤原 正司君	高階恵美子君
吉川 沙織君	西田 雅治君	谷川 秀善君
安井美沙子君	昌司君	塚田 一郎君
吉川 沙織君	中西 祐介君	鶴保 康介君
森 ゆうこ君	西田 雅治君	中曽根弘文君
柳田 稔君	高階恵美子君	伊達 忠一君
橋本 聖子君	高階恵美子君	高階恵美子君
松下 新平君	西田 雅治君	谷川 秀善君
丸川 珠代君	高階恵美子君	塚田 一郎君
水落 敏栄君	高階恵美子君	鶴保 康介君
宮沢 洋一君	高階恵美子君	中曽根弘文君
山崎 力君	高階恵美子君	伊達 忠一君
山田 俊男君	高階恵美子君	高階恵美子君
山崎 正昭君	高階恵美子君	塚田 一郎君
森 まさこ君	高階恵美子君	鶴保 康介君
溝手 謙正君	高階恵美子君	中曽根弘文君
山本 順三君	高階恵美子君	伊達 忠一君
若林 健太君	高階恵美子君	高階恵美子君
山本 順三君	高階恵美子君	塚田 一郎君
渡辺 猛之君	高階恵美子君	鶴保 康介君
石川 博崇君	高階恵美子君	中曽根弘文君
加藤 修一君	高階恵美子君	伊達 忠一君
木庭健太郎君	高階恵美子君	高階恵美子君
竹谷とし子君	高階恵美子君	塚田 一郎君
長沢 広明君	高階恵美子君	鶴保 康介君
浜田 昌良君	高階恵美子君	中曽根弘文君
山口那津男君	高階恵美子君	伊達 忠一君
山本 博司君	高階恵美子君	高階恵美子君
山本 香苗君	高階恵美子君	塚田 一郎君
山本 昭子君	高階恵美子君	鶴保 康介君
佐藤 正久君	高階恵美子君	中曽根弘文君
佐藤 信秋君	高階恵美子君	伊達 忠一君
小坂 憲次君	高階恵美子君	高階恵美子君
岸 信夫君	高階恵美子君	塚田 一郎君
熊谷 大君	高階恵美子君	鶴保 康介君
川口 順子君	高階恵美子君	中曽根弘文君
岡田 広君	高階恵美子君	伊達 忠一君
片山虎之助君	高階恵美子君	高階恵美子君
大江 康弘君	高階恵美子君	塚田 一郎君
宇都 隆史君	高階恵美子君	鶴保 康介君
衛藤 晟一君	高階恵美子君	中曽根弘文君
岩井 茂樹君	高階恵美子君	伊達 忠一君
磯崎 陽輔君	高階恵美子君	高階恵美子君
石井 準一君	高階恵美子君	塚田 一郎君
石井みどり君	高階恵美子君	鶴保 康介君
磯崎 仁彦君	高階恵美子君	中曽根弘文君
猪口 邦子君	高階恵美子君	伊達 忠一君
赤石 清美君	高階恵美子君	高階恵美子君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	塚田 一郎君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	鶴保 康介君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	中曽根弘文君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	伊達 忠一君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	高階恵美子君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	塚田 一郎君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	鶴保 康介君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	中曽根弘文君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	伊達 忠一君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	高階恵美子君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	塚田 一郎君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	鶴保 康介君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	中曽根弘文君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	伊達 忠一君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	高階恵美子君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	塚田 一郎君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	鶴保 康介君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	中曽根弘文君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	伊達 忠一君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	高階恵美子君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	塚田 一郎君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	鶴保 康介君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	中曽根弘文君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	伊達 忠一君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	高階恵美子君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	塚田 一郎君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	鶴保 康介君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	中曽根弘文君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	伊達 忠一君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	高階恵美子君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	塚田 一郎君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	鶴保 康介君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	中曽根弘文君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	伊達 忠一君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	高階恵美子君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	塚田 一郎君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	鶴保 康介君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	中曽根弘文君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	伊達 忠一君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	高階恵美子君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	塚田 一郎君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	鶴保 康介君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	中曽根弘文君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	伊達 忠一君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	高階恵美子君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	塚田 一郎君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	鶴保 康介君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	中曽根弘文君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	伊達 忠一君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	高階恵美子君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	塚田 一郎君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	鶴保 康介君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	中曽根弘文君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	伊達 忠一君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	高階恵美子君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	塚田 一郎君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	鶴保 康介君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	中曽根弘文君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	伊達 忠一君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	高階恵美子君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	塚田 一郎君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	鶴保 康介君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	中曽根弘文君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	伊達 忠一君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	高階恵美子君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	塚田 一郎君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	鶴保 康介君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	中曽根弘文君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	伊達 忠一君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	高階恵美子君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	塚田 一郎君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	鶴保 康介君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	中曽根弘文君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	伊達 忠一君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	高階恵美子君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	塚田 一郎君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	鶴保 康介君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	中曽根弘文君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	伊達 忠一君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	高階恵美子君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	塚田 一郎君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	鶴保 康介君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	中曽根弘文君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	伊達 忠一君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	高階恵美子君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	塚田 一郎君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	鶴保 康介君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	中曽根弘文君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	伊達 忠一君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	高階恵美子君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	塚田 一郎君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	鶴保 康介君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	中曽根弘文君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	伊達 忠一君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	高階恵美子君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	塚田 一郎君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	鶴保 康介君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	中曽根弘文君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	伊達 忠一君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	高階恵美子君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	塚田 一郎君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	鶴保 康介君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	中曽根弘文君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	伊達 忠一君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	高階恵美子君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	塚田 一郎君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	鶴保 康介君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	中曽根弘文君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	伊達 忠一君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	高階恵美子君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	塚田 一郎君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	鶴保 康介君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	中曽根弘文君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	伊達 忠一君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	高階恵美子君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	塚田 一郎君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	鶴保 康介君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	中曽根弘文君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	伊達 忠一君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	高階恵美子君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	塚田 一郎君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	鶴保 康介君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	中曽根弘文君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	伊達 忠一君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	高階恵美子君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	塚田 一郎君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	鶴保 康介君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	中曽根弘文君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	伊達 忠一君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	高階恵美子君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	塚田 一郎君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	鶴保 康介君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	中曽根弘文君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	伊達 忠一君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	高階恵美子君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	塚田 一郎君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	鶴保 康介君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	中曽根弘文君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	伊達 忠一君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	高階恵美子君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	塚田 一郎君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	鶴保 康介君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	中曽根弘文君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	伊達 忠一君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	高階恵美子君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	塚田 一郎君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	鶴保 康介君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	中曽根弘文君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	伊達 忠一君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	高階恵美子君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	塚田 一郎君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	鶴保 康介君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	中曽根弘文君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	伊達 忠一君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	高階恵美子君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	塚田 一郎君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	鶴保 康介君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	中曽根弘文君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	伊達 忠一君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	高階恵美子君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	塚田 一郎君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	鶴保 康介君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	中曽根弘文君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	伊達 忠一君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	高階恵美子君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	塚田 一郎君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	鶴保 康介君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	中曽根弘文君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	伊達 忠一君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	高階恵美子君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	塚田 一郎君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	鶴保 康介君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	中曽根弘文君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	伊達 忠一君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	高階恵美子君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	塚田 一郎君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	鶴保 康介君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	中曽根弘文君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	伊達 忠一君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	高階恵美子君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	塚田 一郎君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	鶴保 康介君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	中曽根弘文君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	伊達 忠一君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	高階恵美子君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	塚田 一郎君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	鶴保 康介君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	中曽根弘文君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	伊達 忠一君
森 青木 一彦君	高階恵美子君	高階恵美子君

官 報 (号 外)

平成二十四年二月二十九日 参議院会議録第六号

投票者氏名

官 報 (号 外)

官報(号外)

反対者氏名

横山 信一君	渡辺 孝男君
上野ひろし君	江口 克彦君
小熊慎司君	元裕君
川田 龍平君	小野 次郎君
柴田 巧君	桜内 文城君
松田 公太君	寺田 典城君
井上 哲士君	水野 賢一君
紙 智子君	市田 忠義君
大門実紀史君	田村 智子君
福島みづほ君	吉田 忠智君
山内 德信君	山下 芳生君
亀井亜紀子君	又市 征治君
浜田 和幸君	森田 高君
荒井 広幸君	舛添 要一君
平山 誠君	自見庄三郎君
尾辻 秀久君	横峯 良郎君
木節子君」	長谷川大紋君
賛成者氏名	○名
足立 信也君	相原久美子君
有田 芳生君	石井 一君
藤本 祐司君	岩本 司君
大久保潔重君	梅村 通宏君
江崎 孝君	石橋 修次君
小川 勝也君	池口
尾立 源幸君	大河原雅子君
大久保勉君	五月君

国家公務員等の任命に関する件、総合科学技術審議議員(中鉢良治君)及び宇宙開発委員会委員(青木節子君)

一三五名

反対者氏名

藤本 祐司君	藤田 広田	平野 直嶋	友近 德永	外山 谷岡	芝 行田	金子 川崎	風間 大島	大塚 耕平君
藤田 幸久君	福山 一君	林 久美子君	中村 哲治君	西村まさみ君	高橋 千秋君	高橋 千秋君	大野 元裕君	九州 トミ子君
一川 保夫君	一川 保夫君	羽田雄一郎君	中村 正行君	斎君	芝 博之君	芝 博之君	岡崎 康弘君	岡崎 直樹君
植松恵美子君	植松恵美子君	眞鍋一郎君	久志君	眞鍋一郎君	千秋君	千秋君	元裕君	元裕君
江崎 孝君	江崎 孝君	眞鍋一郎君	眞鍋一郎君	眞鍋一郎君	眞鍋一郎君	眞鍋一郎君	元裕君	元裕君
小川 勝也君	小川 勝也君	眞鍋一郎君	眞鍋一郎君	眞鍋一郎君	眞鍋一郎君	眞鍋一郎君	元裕君	元裕君
尾立 源幸君	尾立 源幸君	眞鍋一郎君	眞鍋一郎君	眞鍋一郎君	眞鍋一郎君	眞鍋一郎君	元裕君	元裕君
大久保潔重君	大久保潔重君	眞鍋一郎君	眞鍋一郎君	眞鍋一郎君	眞鍋一郎君	眞鍋一郎君	元裕君	元裕君

藤原 正司君	藤谷 広野	平山 直嶋	友近 德永	外山 谷岡	芝 行田	金子 川崎	風間 大島	大塚 耕平君
藤原 光信君	藤谷 広野	平山 幸司君	眞鍋一郎君	眞鍋一郎君	眞鍋一郎君	眞鍋一郎君	元裕君	元裕君
藤末 健三君	藤末 健三君	眞鍋一郎君	眞鍋一郎君	眞鍋一郎君	眞鍋一郎君	眞鍋一郎君	元裕君	元裕君
赤石 清美君	赤石 清美君	眞鍋一郎君	眞鍋一郎君	眞鍋一郎君	眞鍋一郎君	眞鍋一郎君	元裕君	元裕君
浩郎君	浩郎君	眞鍋一郎君	眞鍋一郎君	眞鍋一郎君	眞鍋一郎君	眞鍋一郎君	元裕君	元裕君

反対者氏名	藤原 良信君	前川 清成君	牧山ひろえ君	松井 孝治君	大家 敏志君	上野 通子君	岩城 光英君	磯崎 仁彦君
石井 みどり君	石井 みどり君	青木 一彦君	平山 誠君	平山 信一君	高階恵美子君	佐藤ゆかり君	岸 信夫君	片山虎之助君
赤石 清美君	赤石 清美君	青木 一彦君	眞鍋一郎君	眞鍋一郎君	眞鍋一郎君	島尻安伊子君	岡田 順子君	岡崎 トミ子君
浩郎君	浩郎君	眞鍋一郎君	眞鍋一郎君	眞鍋一郎君	眞鍋一郎君	眞鍋一郎君	大泉 通子君	大塚 耕平君
藤原 光信君	藤原 光信君	眞鍋一郎君	眞鍋一郎君	眞鍋一郎君	眞鍋一郎君	眞鍋一郎君	大泉 通子君	大塚 耕平君
藤末 健三君	藤末 健三君	眞鍋一郎君	眞鍋一郎君	眞鍋一郎君	眞鍋一郎君	眞鍋一郎君	大泉 通子君	大塚 耕平君
赤石 清美君	赤石 清美君	眞鍋一郎君	眞鍋一郎君	眞鍋一郎君	眞鍋一郎君	眞鍋一郎君	大泉 通子君	大塚 耕平君
浩郎君	浩郎君	眞鍋一郎君	眞鍋一郎君	眞鍋一郎君	眞鍋一郎君	眞鍋一郎君	大泉 通子君	大塚 耕平君
藤原 光信君	藤原 光信君	眞鍋一郎君	眞鍋一郎君	眞鍋一郎君	眞鍋一郎君	眞鍋一郎君	大泉 通子君	大塚 耕平君

三原じゅん子君	松下 新平君	古川 龍二君	丸川 珠代君	藤井 基之君	西田 聖子君	中西 博彦君	鶴保 伊達君	磯崎 仁彦君
水落 敏栄君	水落 敏栄君	山村 政司君	丸山 和也君	藤井 政人君	藤井 政人君	中原 八一君	谷川 秀善君	磯崎 仁彦君
丸山 丸山	丸山 丸山	山村 政司君	和也君	藤井 政人君	藤井 政人君	野上浩太郎君	鶴保 伊達君	磯崎 仁彦君
水落 敏栄君	水落 敏栄君	山村 政司君	和也君	藤井 政人君	藤井 政人君	長谷川 岳君	谷川 秀善君	磯崎 仁彦君
丸山 丸山	丸山 丸山	山村 政司君	和也君	藤井 政人君	藤井 政人君	芳正君	中原 八一君	磯崎 仁彦君

水落 敏栄君	水落 敏栄君	山村 政司君	和也君	藤井 政人君	藤井 政人君	野上浩太郎君	鶴保 伊達君	磯崎 仁彦君
丸山 丸山	丸山 丸山	山村 政司君	和也君	藤井 政人君	藤井 政人君	長谷川 岳君	谷川 秀善君	磯崎 仁彦君
水落 敏栄君	水落 敏栄君	山村 政司君	和也君	藤井 政人君	藤井 政人君	芳正君	中原 八一君	磯崎 仁彦君
丸山 丸山	丸山 丸山	山村 政司君	和也君	藤井 政人君	藤井 政人君	藤井 政人君	中原 八一君	磯崎 仁彦君
水落 敏栄君	水落 敏栄君	山村 政司君	和也君	藤井 政人君	藤井 政人君	藤井 政人君	中原 八一君	磯崎 仁彦君

官 報 (号 外)

官 報 (号 外)

投票者氏名

八

日程第二 裁判官の報酬等に関する法律の一部を
改正する法律案(第百七十七回国会内閣提出、第
百八十四回国会衆議院送付)

二三四名

谷	玉置	亮子君
外山	津田弥太郎君	一弥君
徳永	久志君	聰郎君
友近	直嶋	正行君
磯崎	中村	哲治君
岩城	難波	燐二君
猪口	はた	ともこ君
赤石	姫井由美子君	眞歎君
米長	平山	幸司君
愛知	廣野ただし君	三君
柳田	舟山	康江君
室井	前田	武志君
安井	藤原	健三君
美沙子君	松浦	大悟君
君	水戸	将史君
石井	室井	邦彦君
仁彥君	赤石	清美君
邦子君	米長	晴信君
浩郎君	愛知	治郎君
英君	柳田	稔君

上野	磯崎	岩井	谷岡	辻	泰弘君	郁子君
通子君	陽輔君	茂樹君	那谷屋正義君	徳永	工リ君	轟木
			中谷	智司君		利治君
			長浜	博行君		
			西村まさみ君	羽田雄一郎君	林 久美子君	西村まさみ君
			平野 達男君	広田 一君	福山 哲郎君	羽田雄一郎君
			藤原 良信君	藤田 幸久君	前川 清成君	藤原 良信君
			松井 孝治君	牧山ひろえ君	水岡 俊一君	松井 孝治君
			青木 一彦君	柳澤 光美君	吉川 沙織君	青木 一彦君
			蓮 準一君	石井みどり君	航君	蓮 準一君

衛藤	岸	片山さつき君	岡田	大江	康弘君	晟一君
森	宏君	北川イツセイ君				
山谷えり子君	金子原二郎君	小泉	昭男君			
山崎	佐藤	鴻池	祥繁君			
溝手	山東	末松	信介君			
丸川	伊達	世耕	弘成君			
三原じゅん子君	谷川	伊達	忠一君			
正昭君	中曾根	鶴保	秀善君			
	弘文君	庸介君	唐介君			
	中原	二之湯	古川	橋本	福岡	藤井
	八一君	智君	俊治君	聖子君	資麿君	基之君

大家	敏志君	岡田	直樹君
片山虎之助君	加治屋義人君	岸	信夫君
佐藤	信秋君	熊谷	大君
佐藤ゆかり君	憲次君	小坂	順子君
島尻安伊子君	政二君	川口	
鈴木	一郎君	佐藤	
閔口	昌一君	佐藤	
高階恵美子君	塙田	高階	
中村	博彦君	恵美子	
野上浩太郎君	中川	君	
長谷川	雅治君	中西	
林	祐介君	中西	
藤井	一郎君	中村	
藤川	芳正君	中村	
牧野たかお君	孝男君	野上	
松村	政人君	浩太郎	
松山	祥史君	君	
松山	政司君	長谷川	
丸山	和也君	岳君	
水落	敏栄君	君	
宮沢	洋一君	君	
山崎	俊男君	君	
山田	力君	君	
山本	一太君	君	

反対者氏名

在日米軍再編計画の見直しに関する質問主意書

日米両政府は本年二月八日、在日米軍再編計画の見直しに関する文書を共同発表した。同文書に

ついて以下、質問する。

一 同文書における在日米軍再編計画の見直しに対する政府の見解を示されたい。

二 同文書に記されている「日本はこのイニシアティブを歓迎する」とは、米国のアジア防衛態勢の戦略的見直しの文脈の下での文言であるが、米国のアジア防衛態勢の戦略的見直しとは如何なる内容なのか、米国軍隊の配備先となる国名、配備部隊、その規模等を、より具体的かつ網羅的に明らかにされたい。

三 同文書において明記されている「嘉手納以南の土地の返還」とは如何なる施設及び区域等を指すのか、具体的かつ網羅的に明らかにされたい。

四 同文書では「グアムに移転する海兵隊の部隊構成及び人数についても見直しを行っている」としているが、二〇〇九年に締結された「在沖縄海兵隊のグアム移転に係る協定」も当然見直されるべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

五 前記四の協定に明記された移転経費の日本側負担六十・九億ドルの今後の取り扱いについて、減額等の方針も含め、政府の見解を示されたい。

六 前記四の協定の実施に伴い、これまで投入した日本側の予算を年度ごとに明らかにした上で、この度の在日米軍再編計画の見直しを受け、今後の予算執行をどのように行うのか、政

府の方針を示されたい。

七 同文書には、「今後数週間ないし数か月の間に、両国政府は、このような調整を行う際の複数の課題に取り組むべく作業を行っていく。」と

いう一文があるが、「複数の課題」とは何を指しているか、具体的に示されたい。

右質問する。

平成二十四年二月二十四日

内閣総理大臣 野田 佳彦

参議院議長 平田 健二殿

参議院議員糸数慶子君提出在日米軍再編計画の見直しに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員糸数慶子君提出在日米軍再編計画の見直しに関する質問に対する答弁書

一について

日米両政府（以下「両政府」という。）は、抑止力を維持しつつ、沖縄の負担を早期に軽減して

お尋ねについては、米国がその安全保障政策においてアジアを重視するとの観点から行ってきたアジアにおける防衛の態勢に関する戦略的な見直しを指すものであるが、その詳細は現時点では明らかになつてないものと承知している。

三について

お尋ねの「嘉手納以南の土地の返還」について

は、その最終的な範囲はロードマップに記載されているものから変更はないと理解しており、具体的には、全面的又は部分的な返還が検討されているキャンプ桑江、キャンプ瑞慶覧、普天間飛行場、牧港補給地区、那覇港湾施設及び陸軍貯油施設第一桑江タンク・ファームである。

四及び五について

在沖縄海兵隊のグアムへの移転について

が、最終的に沖縄に残留する米海兵隊のプレゼンスが、平成十八年五月一日の日米安全保障協

議委員会（以下「SCC」という。）の際に発表されたSCC文書「再編の実施のための日米ロードマップ」（以下「ロードマップ」という。）に沿つて、その内容を明確化するが、第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（平成二十一年条約第三号。以下「グアム移転協定」という。）は引き続き有効であるとしている。

また、普天間飛行場については、同飛行場のキャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域への移設に関する現在の計画が引き続き唯一の有効な進め方と考えている。

政府としては、こうした考え方を引き続き沖縄の皆様に誠実に説明し理解を求めていくとともに、沖縄の負担を早期に軽減していくよう引き続き努力する考えである。

二について

お尋ねについては、米国がその安全保障政策においてアジアを重視するとの観点から行ってきたアジアにおける防衛の態勢に関する戦略的な見直しを指すものであるが、その詳細は現時点では明らかになつてないものと承知している。

六について

グアム移転協定に従い、我が国政府は、平成二十一年度以降所要の経費を予算計上してきており、平成二十一年度に三億三千六百万米ドルの資金を、平成二十二年度に四億九千七百八十万米ドルの資金を、米国政府に対し、それぞれ提供しているところである。今後の予算執行については、グアムに移転する米海兵隊の部隊構成及び人数について現在両政府の間で見直しを行つているところであり、現時点でお答えすることは困難であるが、両政府間における見直しの状況を踏まえ、在沖縄米海兵隊のグアムへの移転に関わる他の様々な状況も見極めつつ、適切に判断してまいりたい。

七について

お尋ねの「複数の課題」としては、抑止力を維持しつつ、沖縄の負担を早期に軽減していくとの考え方の下、米国がアジアにおける防衛の態勢に関する戦略的な見直しを踏まえて、在日米軍の再編計画の調整を図ることや、グアムに移転する米海兵隊の部隊構成及び人数の見直し及び嘉手納飛行場以南の施設・区域の返還の進め方について協議することなどが挙げられる。

第一次消費者委員会の委員の改選に関する質問主意書

(号外)

平成二十四年一月十四日

森 まさこ

参議院議長 平田 健二殿

第一次消費者委員会の委員の改選に関する質問主意書

右質問する。

消費者委員会は、平成二十一年九月に消費者行政全般を監視するための第三者機関として設立された。必要と認められる場合には、内閣総理大臣、関係各大臣、消費者庁長官に建議するという重大な権限をも与えられている。このような消費者委員会は国民の期待に全く応えられていない。そのような中で、第一次消費者委員会の委員が改選され、平成二十三年九月より第二次消費者委員会が発足している。この改選に関し、以下の点につき質問する。

一 第一次消費者委員会における委員別出席状況について、本委員会、委員間打合せ、各部会・専門調査会のそれぞれにつき開催回数と各委員の出席回数を明らかにされたい。

二 第一次消費者委員会の委員改選において、再任した委員と任期満了により退任した委員がいる。その選別の基準を委員別に明らかにされたい。

三 製品事故に係る調査機関の創設が喫緊の課題と分かっているながら、製品安全分野に造詣の深い委員が一人も再任されておらず、また、新任もされていない。このような人選となつた理由もさりげなく述べたい。

四 第二次消費者委員会では地方に居住する委員が選任されているため、委員会開催の日程がと

りづらくなっている。このような体制で、多くの課題を処理することや緊急事態への迅速な対応は可能なのか。政府の見解を明らかにされたい。

平成二十四年二月二十四日

内閣総理大臣 野田 佳彦

参議院議員 森まさこ君提出第一次消費者委員会

の委員の改選に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員 森まさこ君提出第一次消費者委員会

の委員の改選に関する質問に対する答弁書

について

平成二十一年九月一日から平成二十三年八月三十日までの期間における、消費者委員会(以下「委員会」という)、委員会の部会及び専門調査会(以下「部会等」という)並びに委員会の出席回数を明らかにされたい。

二 第一次消費者委員会の委員改選において、再任した委員と任期満了により退任した委員がいる。その選別の基準を委員別に明らかにされたい。

三 製品事故に係る調査機関の創設が喫緊の課題と分かっているながら、製品安全分野に造詣の深い委員が一人も再任されておらず、また、新任もされていない。このような人選となつた理由もさりげなく述べたい。

四 第二次消費者委員会では地方に居住する委員が選任されているため、委員会開催の日程がと

りづらくなっている。このような体制で、多くの課題を処理することや緊急事態への迅速な対応は可能なのか。政府の見解を明らかにされたい。

二及び三について

委員会の委員は、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に關して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命しているものである。個別の人事に関する検討の過程については、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えすることは差し控えたいが、平成二十三年九月一日以降に任命された委員の選任理由については、内閣府のホームページ上において公表しているところである。

三 及び三について

委員会については、各回の会議の審議時間で十分に確保するとともに、部会等を活用する等によりその効率的かつ機動的な運営に努めており、地方に居住する委員も、各回の会議に積極的に参加していることから、御懸念は当たらぬるものと考えている。

四について

委員会については、各回の会議の審議時間で十分に確保するとともに、部会等を活用する等によりその効率的かつ機動的な運営に努めており、地方に居住する委員も、各回の会議に積極的に参加していることから、御懸念は当たらぬものと考えている。

五 及び三について

拙速な原子力規制法の閣議決定と原子力規制の在り方に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

六 及び三について

平成二十四年二月十五日

新開発食品調査部会 ①六回 ②川戸恵子委員 六回、田島眞委員 六十四回、中村雅人委員 六十七回、日和佐信子委員 六十五回、松本恒雄委員長 八十三回、山口廣委員 六十一回(任期中の開催回数は六十三回)

新開発食品調査部会 ①六回 ②川戸恵子委員 六回、田島眞委員 六回

食品表示部会 ①十三回 ②川戸恵子委員 十二回、田島眞委員 十三回、日和佐信子委員 十二回

消費者安全専門調査会 ①十回 ②櫻井敬子委員 一回(任期中の開催回数は三回)、佐野真理子委員 十回、中村雅人委員 十回

地方消費者行政専門調査会 ①十三回 ②池田弘一委員 七回、櫻井敬子委員 二回(任期中の開催回数は五回)、佐野真理子委員 十三回、下谷内富士子委員 十三回、日和佐信子委員 员 十回、山口廣委員 十二回

公益通報者保護専門調査会 ①八回 ②中村雅子委員 八回、日和佐信子委員 四回

個人情報保護専門調査会 ①九回 ②川戸恵子委員 八回、下谷内富士子委員 七回

集団的消費者被害救済制度専門調査会 ①十回、②池田弘一委員 十三回、下谷内富士子委員 十三回、山口廣委員 十五回

委員間打合せ ①八十七回 ②池田弘一委員 四回 ②佐野真理子委員 四回、田島眞委員 四回

特定保健用食品の表示許可制度専門調査会 ①六十八回 ②池田弘一委員 五十五回、櫻井敬子委員 二十四回(任期中の開催回数は四十八回)、佐野真理子委員 八十五回、下谷内富士子委員

拙速な原子力規制庁法案の閣議決定と原子力規制の在り方に関する質問主意書

政府は、去る一月三十一日、原子力組織改革法案及び原子力安全調査委員会設置法案（以下合わせて「原子力規制庁法案」という。）の閣議決定を行つた。

これに対し、二月二日、国会に設置された東京電力福島原子力発電所事故調査委員会（以下「調査委員会」という。）の黒川清委員長から、調査委員会が今般の事故を踏まえた「行政組織の在り方の見直し」を含め提言を行うことを任務の一つにしており、昨年十二月からその調査を行つてあるにもかかわらず、政府が「組織の在り方」を定めた法案を決定したことは理解できず、政府の決定の見直し及び国会における責任ある対応を求める声明が出された。

黒川委員長の指摘は当然であり、政府の対応は拙速であると言わざるを得ない。

そこで、以下のとおり質問する。

一 黒川委員長の声明を受け、政府は閣議決定し国会に提出した原子力規制庁法案を撤回すべきであると考えるが、野田内閣の見解を明らかにされたい。

二 二月七日の参議院予算委員会において、細野国務大臣から「四月には新しい組織を発足させていたたきたい、その後、様々な御提案をいただいた場合には、それには真摯に耳を傾けて、（中略）平成二十四年末をめどに最終的な様々な組織の在り方については更に向上去を図っていく」という形になつておりますので、そうした国会事務調査であるとか、さらには政府の事故調査の様々な提案についてはしつかりと受け止める、そう

いうスケジュールになつていているということを是非御理解をいただきたい。」との答弁があつた。

たとえ、細野国務大臣が要望しているように原子力規制庁が四月に発足したとしても、その後、調査委員会から、環境省の外局ではなく国家行政組織法の三条委員会として原子力規制当局を再編すべしとの提案があつた場合には、

「真摯に耳を傾け」、「しっかりと受け止め」で、平成二十四年末に、国家行政組織法の三条委員会として再々編を行う可能性も排除していないのか、それとも、この答弁は細野国務大臣の單なるリップサービス・ごまかしか、野田内閣としての見解を明らかにされたい。

三 同日の予算委員会で、細野国務大臣は、「日本本の原子力規制の在り方そのものは非常に大きな問題がありました。ですから、その行政を担当する者としては、一日でも早くまずそのレベルを上げなければならないと思っておりました」、「そこに燃料がある以上は防災の問題には取り組まなければなりません。その強化がなかなかできない状況にござります。」、「(我が国の原子力発電所が)テロに対しても必ずしも十分な備えができるのではないか。」と答弁しました。

平成二十四年二月二十四日

内閣総理大臣 野田 佳彦

参議院議員浜田昌良君提出拙速な原子力規制庁法案の閣議決定と原子力規制の在り方に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

三について

参議院議員浜田昌良君提出拙速な原子力規制庁法案の閣議決定と原子力規制の在り方に関する質問に対する答弁書

三について

今国会に提出した原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための環境省設置法等の一部を改正する法律案は、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害の結果損なわれた我が国の原子力の安全に関する行政に対する内外の信頼を回復し、その機能の強化を図るため、規制と利用の分離及び原子力の安全の確保に関する規制の一元化の観点から環境省に原子力規制庁を設置するほか関係する組織を再編し、核燃料物質その他の放射性物質の防護に関する関係行政機関の事務の調整についても原子力規制庁が担うものとともに、原子力の安全の確保に関する規制その他の制度について、最新の知見を踏まえた基準を既設の原子炉施設等にも適用するものとすること、重大事

題点について、組織再編以外の選択肢では解決が不可能というのであれば、その根拠を明らかにされたい。

四 原子力規制を担当する大臣が「(我が国の原子力発電所が)テロに対しても必ずしも十分な備えができるのではないか。」と国会で発言したこととは、いわばテロを誘発しうる大問題であり、国の安全保障上許されるものではない。その任命責任をどのように考えているのか、野田内閣総理大臣の見解を明らかにされたい。

右質問する。

今後、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会において原子力に関する基本的な政策及び当該政策に関する事項を所掌する行政組織の在り方の見直しを含む原子力発電所の事故の防止及び原子力発電所の事故に伴い発生する被害の軽減のため講ずべき施策又は措置について提言がなされた際には、これを踏まえて、当該検討を進めてまいりたい。

原会において原子力に関する基本的な政策及び当該政策に関する事項を所掌する行政組織の在り方の見直しを含む原子力発電所の事故の防止及び原子力発電所の事故に伴い発生する被害の軽減のため講ずべき施策又は措置について提言がなされた際には、これを踏まえて、当該検討を進めてまいりたい。

故対策の強化を図ることその他の所要の措置を講ずる必要があると考えている。

四について

御指摘の発言は、一般論として我が国の核物質防護対策の強化の必要性を述べたものであり、当該発言がテロを誘発するものとは考えていない。

工アゾール缶等の火災・爆発事故対策に関する質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十四年二月十五日

加藤 修一

参議院議長 平田 健二殿

工アゾール缶等の火災・爆発事故対策に関する質問主意書

爆発・引火の危険性があるガスボンベ、スプレー缶、ライターなどがごみ収集車内で火災や爆発を起こす事故が相変わらず多発している。東京消防庁の調査によると、二〇〇六年からの五年間に同消防庁管内だけでいわゆる工アゾール缶等に起因する火災が九百三十四件も発生し、一人が死亡、二百九十五人がけがをしている。そのうち約八割がごみ収集車内で残存ガスが噴出することにより発生した火災事故である。

東京都ばかりではなく、「千葉市では、軽微なもの」を含め、毎年五十件を超えるごみ収集車の火事が発生しています」(千葉市環境局ホームページより)、「家庭ごみを回収中のごみ収集車の

火災が、全国十九の政令市で、過去五年間に二千件以上起きている」(二〇一〇年十二月二十六日付け読売新聞)など、全国で事故は日常的に発生しており、マスコミ等の警告も相次いでいる。

特に爆発事故は人的損失にとどまらず、公共施設も大きく損壊させる。一般廃棄物処理施設での物損事故状況をまとめた環境省の「平成二十年度

一般廃棄物処理施設等事故例調査報告書」によると、粗大ごみ処理施設での爆発は二〇〇四年度から二〇〇七年度の四年間で三百三十二件にも達し、全爆発事故件数のうち実に九割以上を占める。

これら工アゾール缶等の火災・爆発事故に対し

て、政府及び自治体が講じている防止対策を一言で言えば、ガスの抜取り廃棄を市民に求める啓発活動の一本槍である。しかし、各地の事故多発は、これだけでは対策として不十分であることを物語っている。

一昨年、「スプレー缶、ライターなどの一般廃棄物への混入に起因する収集・処理・処分時等において多発する火災・爆発等事故に関する質問主意書」(第百七十六回国会質問第一九二号)において同様の問題点を指摘しているが、実態把握が不十分である上に一向に改善が図られていないことから、改めて政府の抜本対策を求めて、以下質問する。

四 ガス爆発や火災で甚大な物損が生じていることについて

二〇〇一年、群馬県高崎市ほか四町村の衛生

施設組合では、不燃ごみ破碎機がガスボンベで爆発し、修理費と復旧までのごみ処理委託費を合わせて八千万円以上の出費を余儀なくされた。同組合では事故以降、ガスが残留している缶がないか不燃ごみ一つ一つを手作業でチェックする。

的確な防止対策の推進には、具体的な被害把握と事故の実像に迫る詳細な全国調査が欠かせないと考えるが、政府の見解を示されたい。

二 混乱する工アゾール缶等の処理法について

工アゾール缶等の廃棄に関して、穴を開けガスを抜いて廃棄させる自治体と、穴を開けないよう求める自治体があるなど、全国的に「ごみ出し」ルールが混乱している。また、缶だけでなくライターの廃棄方法も自治体によってまちまちである。こうした混乱を回避する対策を講じるべきと考えるが、政府の方針を示されたい。

三 ガス抜き方法の周知だけでは事故は減らないことについて

事故防止策は、缶のガスを使い切るための残存ガス排出装置の装着と使用、そのことの市民への周知徹底であることが強調されている。しかし、ガス抜き方法は製品ごとに異なる上に、高齢者や年少者は複雑で理解が難しく、その作業は一般消費者には危険過ぎるとの指摘も多い。分別収集を行った上で処理機器等を活用して一括して処理する方式が有効と考えるが、政府の見解を示されたい。

四 ガス爆発や火災で甚大な物損が生じていることについて

二〇〇四年二月二十四日

内閣総理大臣 野田 佳彦

参議院議長 平田 健二殿

参議院議員加藤修一君提出工アゾール缶等の火災・爆発事故対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

クする余計な一手間をかけることとなつた。こうした事例は全国で多数発生していると推測されるところ、甚大な物損が生じている事実は無視できない。一般廃棄物処理施設及びごみ収集車で発生した可燃性ガス由来の爆発・火災事故の被害額は全国でいくらになるか。修理費と復旧までのごみ処理委託費の合計額の推計値について、二〇〇四年度から二〇〇七年度までの四年間の年度ごとに、政府の承認するところを明らかにされたい。

五 有効な処理機器の活用による事故根絶の必要性について

現状を放置すれば、関係業界を含め国や自治体は、不作為の責任を問われ提訴されることも覚悟すべき事態となりうる。ごみ処理時に可燃性ガス(スプレー缶、ライター等)が含まれている安全な処理機器が既に開発されており、いくつかの自治体ではそうした機器を購入・活用している事例がある。国は、このような処理機器の購入・活用が拡大するよう、支援措置を含めた積極的な対策を講じるとともに、関係業界に対しても適切な措置をとるよう指導するべきであると考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

参議院議員加藤修一君提出エアゾール缶等の火災・爆発事故対策に関する質問に対する答弁書

一から三までについて
エアゾール缶、カセツトボンベ、ライター等の可燃性ガスが内容物として含まれる製品(以下「エアゾール缶等」という。)の処理時における火災・爆発事故の防止を図るため、今年度、環境省においては、十市を対象として、エアゾール缶等の収集区分、収集方法、処理時における事故の発生状況等について詳細な調査を行つてゐるところである。同省としては、当該調査の結果を踏まえ、全国調査の必要性や、御指摘の「分別収集を行つた上で処理機器等を活用して一括して処理する方式」も含めたエアゾール缶等の処理時における火災・爆発事故防止対策の在り方について検討してまいりたい。

四について
お尋ねの「爆発・火災事故の被害総額」については、把握していない。また、お尋ねの「修理費と復旧までのごみ処理委託費の合計額の推計値」については、推計することが困難であることから、お答えすることは困難である。

五について
一般廃棄物の処理のために市町村が行う施設整備に対しては、循環型社会形成推進交付金により支援を行つており、エアゾール缶等を処理する設備についても、交付要件を満たす場合は、同交付金の対象となることから、その旨周知するとともに、エアゾール缶等の安全な処理の推進に向けて、普及啓発等の適切な措置を講ずるよう、関係業界に対して、要請してまいりたい。

全国健康保険協会の安定的運営に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十四年二月十六日

参議院議長 平田 健二殿 秋野 公造

全国健康保険協会の安定的運営に関する質問主意書

平成二十年十月に全国健康保険協会(以下「協会けんぽ」という。)は、中小企業等で働く従業員や家族に対する健康保険の保険者として誕生し、地域の実情を踏まえた自主自律の運営を行いつつ、都道府県単位で保険者機能を發揮してきた。これまで、度重なる業務の効率化・経費削減に努めながら、三千五百万人の加入者、百六十万事業所の事業主へのサービス向上に取り組んでいるところである。

しかしながら、日本経済は想定外のデフレ、円高及びリーマンショックの影響などにより、社会保障制度を支える現役世代の収入の増加が期待できない状況が続いている。さらに、事業主にとって毎年続く保険料率の引上げによる保険料負担の増加は既に限界に達し、このままでは中小企業等における正規雇用に影響が出かねない状況である。

世界に誇る国民皆保険制度の一翼を担う存在である協会けんぽの安定的運営を図る観点から、以下質問する。
一 「医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律」(平成二十一年法律第三十五号)により、協会けんぽに対する国庫補助率を十六・四パーセントに引き

上げるなどの措置を講じた効果について、政府の見解を示されたい。

二 平成二十四年一月六日に政府・与党社会保障改革本部が決定した社会保障・税一体改革素案において、高齢者医療の支援金を各被用者保険者の総報酬に応じた負担とする措置について検討することなどが示されている。しかしながら、協会けんぽの安定的な運営を行うために、は、更なる方法を検討・提示すべきであり、まずは健康保険法(平成十一年法律第七十号)の本則に定める国庫補助率の上限である二十パーセントにより近づけた国庫補助を行うこと及び後期高齢者医療のあり方を抜本的に見直すことが、協会けんぽの運営改善に資すると考えが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成二十四年二月二十四日

内閣総理大臣 野田 佳彦

参議院議長 平田 健二殿

参議院議員秋野公造君提出全国健康保険協会の安定的運営に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

二について

平成二十五年度以降の協会の保険給付費等に対する国庫補助率は、協会が管掌する健康保険の財政状況、高齢者の医療に要する費用の負担の在り方についての検討の状況、国の財政状況その他の社会経済情勢の変化等を勘案し、平成二十四年度中に検討を行うこととしている。また、高齢者医療制度の見直しについては、「社

消するために保険料率を大幅に引き上げる必要がないよう、医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第三十五号)により、平成二十二年度から平成二十四年度までの三年間の特例措置として、協会について、毎事業年度の財政收支を均衡する原則を緩和し、また、協会の財政力を勘案し、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)に基づき被用者保険の各保険者が負担する後期高齢者支援金について、その総額の三分の一を被用者保険の各保険者の財政力に応じた負担とするとともに、協会の保険給付費に対する国庫補助率を十三・〇パーセントから十六・四パーセントに引き上げる措置が講じられたところである。これらの措置が講じられたことにより、協会の保険料率の引上げ幅について、全国平均で、平成二十二年度においては約〇・六パーセント、平成二十三年度においては約〇・四パーセント、平成二十四年度においては約〇・三パーセントの抑制効果があつたと考えている。

参議院議員秋野公造君提出全国健康保険協会の安定的運営に関する質問に対する答弁書
一について
全国健康保険協会(以下「協会」という。)が、平成二十一年度末以降の累積債務を単年度で解

七日閣議決定)に基づき、世代間・世代内の負担の公平化の観点を踏まえて、更に検討を進め、関係者の理解を得た上で、今国会に所要の法律案を提出してまいりたい。

十月一日から検討を進めているところである。」と答弁、二二二二二二二二二二。

府の見解を示されたい。

北九州市等におけるPCB・廃棄物の適正処理の確保に関する質問主意書

立成集

秋野公造

POCの開発は、二十数年以降も、より多くの資源を有する、より紛失や漏洩が指摘されているところであります。環境汚染の進行・拡大が懸念されていることから、その対策が急務である。

によると、P C B 廃棄物の処理に当たり作業者の健康障害を防ぐためには、①作業環境管理、②適切な保護具の使用及び③生物学的モニタリングが重要と指摘されている。日本環境安全事業株式会社(以下「J E S C O」という。)のP C B 廃棄物処理施設内の作業従事者に対して、P

一について
日本環境安全事業株式会社（以下「会社」とい
う。）においては、ポリ塩化ビフェニル廃棄物
(ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推
進に関する特別措置法(平成十三年法律第六十
五号)第二条第一項に規定するポリ塩化ビフェニ
ル廃棄物をいう。以下同じ。)の処理施設の作

モニタリングを常時行うこと、浄化装置によ
り净化された排気を活性炭吸
着すること等により、ボリ
屋外への排出防止に関する
期していると承知している
三について

、浄化された排気の
、浄化装置により
着装置により更に淨
化ビフェニルの建
対策について万全を

P C B 廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法附則第二条では、同法の施行後十年が経過した場合、施行状況についての検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じることとされており。私が平成二十三年九月二十九日に提出した「P C B 廃棄物処理の促進に関する質問主意書」(第百七十八回国会質問第二八号)に対する答弁書(内閣参質一七八第二八号)においても、政府はP C B 廃棄物の処理を更に加速させていく必要があるとの認識を示した上で、「環境省において、「P C B 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」(以下「検討委員会」という)を設置し、平成二十三年

二 地域の理解を得てP.C.B廃棄物の円滑な処理を
進めるとともに、P.C.B廃棄物処理施設の安
全対策が重要と考えるが、J.E.S.C.OのP.C.B
廃棄物処理施設内から外部へのP.C.B排出防止
対策は万全に講じられているのか、政府の承知する
するところを示されたい。

三 資力が十分ではない中小企業等が今なお保管
し続けているP.C.B廃棄物の処理を促進するた
めには、更なる財政支援が必要と考えるが、政

業従事者がポリ塩化ビフェニルに暴露されるとを防止するための対策として、作業環境中のポリ塩化ビフェニルの濃度を極力低減するため、処理施設の建屋内において、ポリ塩化ビフェニル取扱区域（以下「取扱区域」という。）内のポリ塩化ビフェニルに汚染された空気を取扱区域の外に排出するとともに、作業従事者に保護具を着用させる等の措置を講じ、作業環境のモニタリングを行つていると承知している。また、作業従事者に対する健康管理対策として、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十六条による健康診断、作業従事者の血液

中小企業者等（独立行政法人環境再生保全機構に関する省令（平成十六年環境省令第十一号）第二十一条第一号に規定する中小企業者及び学校法人等をいう。）が保管するポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理については、処理費用の一部を独立行政法人環境再生保全機構に設けられたポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成の対象としており、今後とも、同基金による助成が十分に活用されるよう、周知に努めてまいりたい。

中のボリ塩化ビフェニルの濃度の測定等を行つてゐると承知してゐる。

113

中のポリ塩化ビフェニルの濃度の測定等を行つてゐると承知している。

国有林における雪崩対策に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十四年二月十六日

参議院議長 平田 健二殿 横山 信一

国有林における雪崩対策に関する質問主意書

書

平成二十四年二月一日、秋田県玉川温泉で三名の死者を出す雪崩が発生した。雪崩はいつどこで起るか予測が困難な災害であり、温泉のよう多くの人が集まる施設に対しては十分な対策を行う必要がある。玉川温泉は国有林にあり、平成十九年、林野庁が社団法人玉川温泉研究会に対し、国有財産法に基づき国有林の使用を許可しているが、その後特段の雪崩対策は採られず、今回の惨事となってしまった。国有林にある温泉施設が雪崩災害にあつた例としては、平成十八年に一名の死者を出した秋田県乳頭温泉の例もあり、同様の災害を繰り返さない観点から、以下、質問する。

一 国有林の使用許可に当たつては、使用者に対して、どのような義務が課されるのか。国有林にある施設を第三者の利用に供する場合の安全確保義務、灾害防除及び応急対策義務等が課されると思うが、その具体的な内容を示されたい。

二 社団法人玉川温泉研究会に課されている義務には、雪崩災害への対応も対象となつてゐるから明らかにされたい。

三 社団法人玉川温泉研究会が雪崩災害への対応義務を履行していかなければ、林野庁は義務を履行するよう指導、監督しなければならないと思

うが、政府の見解如何。

四 国有林において林野庁が講ずる雪崩対策については、どのような基準の下に行われるのか。

雪崩は予測困難な災害であり、地域からの要請の有無を過度に重視するようであれば、十分な対策を講じることはできないが、具体的な実施基準を示されたい。

五 平成十八年の乳頭温泉での雪崩災害では、事故後、林野庁により雪崩防護柵が設置されたが、玉川温泉については同様の対策を採る考えがあるのか、政府の見解を明らかにされたい。

六 今回の玉川温泉の事例を踏まえ、政府は国有林での雪崩災害を防止するために、どのような対策を採つていくのか示されたい。そのためには、国有林にある温泉施設の数と、その中で現在雪崩対策が実施されている温泉施設の数の把握が不可欠であるが、それらの数を併せて明らかにされたい。

七 温泉施設のほかに多数の人が集まる施設としては学校、社会福祉施設があるが、同様に国有林にある当該施設の数と、その中で現在雪崩対策が実施されている施設の数を示されたい。

右質問する。

参議院議員横山信一君提出国有林における雪崩対策に関する質問に対する答弁書

一について

国有林野について、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第十八条第六項の規定に基づく使用の許可(以下「使用許可」という。)を行う場合には、使用許可を受けた者が、使用許可の対象とされた物件又は当該物件に設置する施設を第三者の利用に供することを目的とするときは、当該物件等の利用者の安全確保のため、当該物件又はその周辺の国有林野において、注意標識の設置、立入りの規制等必要な措置を講じなければならないとする義務(以下「安全確保義務」という。)等を課しているところである。

二について

お尋ねの「雪崩災害への対応」の意味するところが必ずしも明らかではないが、社団法人玉川温泉研究会に対し使用許可を行つて当たり、一つについてで述べたとおり、安全確保義務等を課している。

三について

社団法人玉川温泉研究会に対し使用許可を行つては、同研究会が安全確保義務等を遵守しない場合は、林野庁は使用許可の取消し又は変更を行うことができるとしている。

四について

林野庁が国有林野において実施する雪崩対策のための治山事業は、過去に雪崩が発生し、又は今後発生するおそれがある箇所であつて、雪崩の危険を防止する必要がある箇所(以下「危険防止箇所」という。)において実施することとし

ている。

仙北市の玉川温泉における雪崩災害防止策については、今後、林野庁東北森林管理局において、秋田県、仙北市等と協議し、適切に対応していく考え方である。

六及び七について

林野庁としては、引き続き、国有林野における危険防止箇所について、雪崩対策のための治山事業を実施していく考え方である。

なお、お尋ねの施設の数及びその中で現在雪崩対策が実施されている施設の数については、

調査に時間を要するため、お答えすることは困難である。

五について

学校給食用牛乳に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十四年二月十六日

参議院議長 平田 健二殿 古川 俊治

学校給食用牛乳に関する質問主意書

一 「学校給食用牛乳に関する質問主意書」(第百七十九回国会質問第一三号)に対する答弁書(内閣參賀一七九第一三号)において、政府は、学校給食用牛乳について、「全乳形態」での供給を

原則とする理由として、国内産の牛乳及び乳製品の消費の増進を図ることを挙げている。

1 学校給食用牛乳を「全乳形態」とすることにより、実際に国内産の牛乳及び乳製品の消費の増進は図られたか。両者間の因果関係について、具体的な数値を示した上で明らかにされたい。

2 「国産百パーCENT」の乳原料を主原料とした成分調整牛乳、加工乳、乳飲料又は発酵乳の供給でも国内産の牛乳及び乳製品の消費の増進は図ることができるが、あくまでも「全乳形態」を原則とする理由を示されたい。併せて、いかなる科学的根拠に基づいて、「全乳形態」を原則にしているのか示されたい。

二 前記一の答弁書において、政府は、「国産百パーCENT」の乳原料を主原料とした成分調整牛乳、加工乳等の供給に關し、年間供給日数の一割程度という上限が設けられている理由について、需要の変化に対応して多様な牛乳及び乳製品が開発され普及している状況にも対応することを挙げている。

需要の変化に對応して多様な牛乳及び乳製品が開発され普及している状況にも対応することが、なぜ一割という上限を設けることにつながるのか。上限を設定した理由、その上限を年間供給日数の一割程度とした数値の根拠について、それぞれ具体的に明示されたい。

三 学校給食における無脂肪・低脂肪牛乳の使用について、政府は、各学校の設置者が、学校給食全体として必要な栄養素をバランスよく確保する等の観点から適切に判断すべきものと考えているとの見解を示している。

学校の設置者が、全乳には生活習慣病の原因となる飽和脂肪酸が多い一方、無脂肪・低脂肪

牛乳は、飽和脂肪酸が少なくカルシウムが強化され、児童・生徒が必要な栄養をバランスよく確保することができる等の観点から、無脂肪・低脂肪牛乳の方が適切であると判断した場合、全ての年間供給日において無脂肪・低脂肪牛乳を供給することは可能なのか、政府の見解を示されたい。また、可能でないとした場合、その上限は何日間か。さらに、そのような日数を上限とする根拠を明示されたい。

右質問する。

平成二十四年二月二十四日

参議院議長 平田 健二殿 内閣総理大臣 野田 佳彦

参議院議員古川俊治君提出学校給食用牛乳に関する質問に対する別紙答弁書を送付する。

年に「学校給食用牛乳供給事業の実施について」

(昭和三十九年八月三十一日付け文体給第二六五号・三九畜A第五四二二号文部事務次官及び農林事務次官連名通達)において全乳形態での供給を原則とする旨を示す前の供給形態については把握していないため、お尋ねにお答えすることは困難である。

平成二十四年二月十六日

参議院議長 平田 健二殿 若林 健太

年金交付国債に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十五年度以降の取扱い、会計年度独立の原

則との関係等について、以下、質問する。

年金交付国債に関する質問主意書

年金交付国債と年金積立金との関係、

平成二十五年度以降の取扱い、会計年度独立の原

則との関係等について、以下、質問する。

年金特別会計では、国民年金勘定において、

特別会計に関する法律第百十五条规定に基づき、剩余金のうち国民年金事業の給付費

及び基礎年金勘定への繰入金の財源に充てるた

めに必要な金額を積立金として積み立ててい

る。また、厚生年金勘定においても、同法第百

十六条第一項の規定に基づき、剩余金のうち厚

生年金保険事業の保険給付費及び基礎年金勘定

への繰入金の財源に充てるために必要な金額を

積立金として積み立てている。

年金特別会計における平成二十四年度の年金

差額分(基礎年金国庫負担割合二分の一と三十

六・五パーセントの差額分)の取扱いとして

は、両勘定において年金積立金管理運用独立行

政法人に対して国債が交付され、国庫負担差額相当額寄託金として両勘定の積立金に計上される一方、両勘定の歳入にはその同額が「国庫負担差額相当額積立金より受入」として計上されている。

特別会計に関する法律第百十五条第三項で

(号外)

官報

は、「第一項の積立金は、国民年金事業の給付費及び基礎年金勘定への繰入金の財源に充てるために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、国民年金勘定の歳入に繰り入れることができる」と規定し、同法第百十六条第四項では、「第一項の積立金は、厚生年金保険事業の保険給付費及び基礎年金勘定への繰入金の財源に充てるためには、予算で定める金額を限り、厚生年金勘定の歳入に繰り入れることができる」と規定している。また、これらの積立金の水準は、有限均衡方式の下、財政均衡期間の最終年度において給付費の一年分程度の規模となるよう制度が構築されており、積立金の安易な取り崩しは認められるものではない。これらの趣旨に照らせば、平成二十四年度の年金給付財源を確保するために年金交付国債を積立金に計上する一方、既存の積立金を取り崩すことでの必要な財源を確保する一連の会計処理は、財政規律や積立金設置の本来の趣旨から逸脱するものと考えるが、政府の認識を示されたい。

二 平成二十五年度以降の年金交付国債の取扱いについて

平成二十四年度予算では、国庫負担差額相当額寄託金を除く運用寄託金(平成二十四年度末時点)が、年金特別会計の厚生年金勘定においては約九十四・五兆円、国民年金勘定においては約六・三兆円となることが予定されており、後年度においても年金交付国債の発行が続く場合、積立金における同寄託金の更なる減少が見込まれる。

平成二十三年十二月二十二日付けで公表され

た「平成二十四年度以降の基礎年金国庫負担の取扱い等について」では、「平成二十五年度から税制抜本改革により安定財源を確保するまでの間の年金差額分の取扱いは、現行法の「必要な税制上の措置を講じた上で国庫の負担とするよう、必要な法制上及び財政上の措置を講ずる」との規定に沿って、引き続き検討する」として

いる。しかしながら、「税制抜本改革により安定財源を確保する」ための法律案が成立せず、
「安定財源を確保するまでの間」が長期間となる可能性があり、この間は年金交付国債の交付が続くことも考えられる。この場合、平成二十五年度以降の年金交付国債の発行について、財政規律の観点から具体的な上限金額を設定するのか、政府の見解を示されたい。

三 年金交付国債と会計年度独立の原則との関係について

財政法第十二条では、「各会計年度における経費は、その年度の歳入を以て、これを支弁しなければならない」として会計年度独立の原則を定めている。本規定は財政に係る基本原則の一つであるが、まずはその意義について、政府の認識を示されたい。

年金交付国債の償還については、税制抜本改革により安定財源を確保した後に歳入歳出の両面について予算計上するとされており、平成二年

り、会計年度独立の原則に合致しない姿であると考える。今般の年金交付国債を活用した国庫負担差額分の財源確保策が、会計年度独立の原則を求める財政法の趣旨に照らしてふさわしいものであるのか、政府の認識を示されたい。

四 年金交付国債の償還について

交付国債の償還は保有者からの請求等に応じて行なわれているが、年金交付国債の償還は、税制抜本改革により財源を確保した上で行なわれている。では、年金交付国債を保有する各機関は、税制抜本改革により安定財源が確保される以前に任意に償還請求を行うことができるのか、また、償還請求額は保有する国債の金額の範囲内で各機関が任意に決定することができるのか、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成二十四年二月二十四日

内閣総理大臣 野田 佳彦

参議院議長 平田 健二殿

参議院議員若林健太君提出年金交付国債に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

一について

平成二十四年度の年金特別会計国民年金勘定及び厚生年金勘定(以下「両勘定」という。)の歳入予算においては、特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)第百十五条规定及び第百十六条第四項の規定により両勘定から同

の財源を実質的に確保する年度が異なつてお

るため、同年度における基礎年金の給付に要する費用等の二分の一に相当する額と三分の一に千分の三十二を加えた率を乗じて得た額との差額に相当する額(以下「差額相当額」という。)の積立金からの受入見込額を計上しているが、これは、同年度の基礎年金の給付に支障を生じさせないために必要な処理であると考えている。

また、平成二十四年二月十日に国会に提出した国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百四号。以下「改正法案による改正後の平成十六年改正法」という。)附則第十四条の四第二項及び第三十二条の四第二項の規定により当該差額相当額を国庫の負担とするために発行され、年金積立金管理運用独立行政法人(以下「管理運用法人」という。)に交付される国債(以下「年金交付国債」という。)については、厚生労働大臣が両勘定の積立金として管理運用法人に寄託したことのみなされることから、これにより両勘定の積立金の水準が低下するものではないと考えている。加えて、当該年金交付国債については、平成二十三年十二月二十二日に財務大臣と厚生労働大臣との間で合意した「平成二十四年度以下「大臣合意」という。)において「償還は、税制抜本改革の実施後において、毎年度 予め定める一定額を限り行うことができる」とし、また、「社会保障・税一体改革大綱」(平成二十四年二月十七日閣議決定。以下「大綱」という。)において「償還は、消費税引上げ後に消費税收

ジユールをあらかじめ明確化した上で発行し交付することを検討していることから、このようない年金交付国債の発行、交付等による一連の処理は、財政規律を損なうものではなく、また、将来にわたる年金財政の安定を損なうものではないと考えている。

二について

平成二十五年度から税制抜本改革により安定財源の確保が図られる年度（以下「特定年度」という。）の前年度までの各年度における差額相当額の取扱いについては、改正法案による改正後の平成十六年改正法附則第十六条の二第一項及び第三十二条の五第一項において「必要な税制上の措置を講じた上で国庫の負担とするよう、必要な法制上及び財政上の措置を講ずるものとする。」とされており、今後具体案を検討していくものであることから、お尋ねにお答えすることは困難である。

なお、大綱においては、平成二十六年四月一日に消費税の税率を地方消費税と合わせて八パーセントに引き上げることとしており、これを踏まえ、平成二十六年度を特定年度と定めることを検討していることから、平成二十五年度から特定年度の前年度までの期間は、長期間とはならないものと考えている。

三について

財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第十二条の規定は、特定の年度における収入支出は他の年度の収入支出と区分すべきという原則を定めているものと認識している。

その上で、年金交付国債の発行、交付等によ

る一連の処理については、平成二十四年度の両

勘定の歳入予算において同年度の差額相当額の

積立金からの受入見込額を計上し、これを当該

両勘定の歳出予算に計上する同年度の年金特別

会計基礎年金勘定への繰入金の財源に充てるこ

ととしており、財政法第十二条の規定に照らし

て問題はないものと考えている。

四について

なお、当該年金交付国債の償還については、大綱において「消費税引上げ後に消費税収により行う。」としており、特定年度以後の各年度において、当該年度の消費税収をその財源に充てることを検討している。

四について

年金交付国債の償還については、大臣合意において「税制抜本改革の実施後において、毎年度、予め定める一定額を限り行うことができる」とし、また、大綱において「消費税引上げ後に消費税収により行う。」としており、当該償還の請求は、特定年度以後の各年度において、一定額を限り行うことができるものとする検討している。

原子力災害対策本部等の議事録・議事概要が作成・保存されていないことに関する質問主意書

平成二十四年二月十七日

桜内 文城

私は去る二月七日に提出した「政府の会議において議事録・議事概要等が作成・保存されていないことに関する質問主意書」（第二百八十九回国会質問第一七号）において、政府の会議における議事録・議事概要の未作成・未保存問題に関する質問をしたが、これに対する答弁書（内閣参賀一八〇第一七号）では、「御指摘の「これらの組織の議事録等」の意味するところが必ずしも明らかでなく、お尋ねについてお答えすることは困難である」とあり、明確な答弁がなされていない。そのため、質問の趣旨を明確にした上で、以下、再度質問するので、政府の見解を示されたい。

一 内閣府の公文書管理委員会の調査によれば、東日本大震災に対応するために設置された会議のうち、①原子力災害対策本部 ②政府・東京電力統合対策室（旧・福島原子力発電所事故対策統合本部）、③緊急災害対策本部、④被災者生活支援チーム（旧・被災者生活支援特別対策本部）及び⑤電力需給に関する検討会合（旧・電力需給緊急対策本部）の議事録及び議事概要が作成・保存されていない。これら①ないし⑤の会議における議事録及び議事概要是、公文書等の管理に関する法律第四条第二号「閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は省議（これらに準ずるもの）の決定又は了解及びその経緯」の文書に該当するか、会議ごとに議事録及び議事概要のそれぞれについて示されたい。また、該当しない場合、その理由をそれぞれ示されたい。

右質問する。

平成二十四年二月二十八日

参議院議長 平田 健二殿

内閣総理大臣 野田 佳彦

二 前記の①ないし⑤の会議における議事録及び議事概要について、前記一に示した文書に該当するならば、同法同条に違反するか。

三 同法同条違反があるとすれば、国家公務員法第八十二条第一項第二号「職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合」に該当し、懲戒处分の対象となるか。

四 懲戒処分の対象となる場合、誰を対象とするか。

五 懲戒処分の対象となる場合、いつまでに処分するか。

六 前記答弁書では、行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程及び実績が把握できる文書の作成について、「事後に作成することも許容されている」とあるが、①ないし⑤の会議の開催から一年近く経過した後に、当時の記憶や資料を辿り議事概要を作成したとしても、その内容は極めて不十分かつ不正確なものと言わざるを得ない。①ないし⑤の会議における議事録及び議事概要是、現在及び将来の国民に説明する責務を果たすために極めて重要なものであり、未作成・未保存問題の責任の所在を明らかにする必要があると考えるが、政府の見解を示されたい。

参議院議員桜内文城君提出原子力災害対策本部等の議事録・議事概要が作成・保存されていないことに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員桜内文城君提出原子力災害対策本部等の議事録・議事概要が作成・保存されていないことに関する質問に対する答弁書

一から五までについて

御指摘の会議等のうち、公文書等の管理に関する法律(平成二十一年法律第六十六号)以下「公文書管理法」という。)が施行された平成二十三年四月一日以後に開催されたものについて、お尋ねにお答えすると次のとおりである。

原子力災害対策本部については、「原子力安全に関するIAEA閲覧会議に対する日本国政府の報告書」—東京電力福島原子力発電所の事故について—等を決定しており、当該決定に至る過程に係る文書は、お尋ねの議事録又は議事概要(以下「議事概要等」という。)という形式であるか否かを問わず、公文書管理法第四条第二号に規定する「閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は省議(これらに準ずるもの)を含む。)の決定又は了解及びその経緯の事項に関する文書(以下「決定等関連文書」という。)に該当するものと考える。

政府・東京電力統合対策室については、「東京電力福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋進捗状況」等を決定しており、当該決定に至る過程に係る文書は、決定等関連文書に該当するものと考える。

緊急災害対策本部については、「東日本大震災に係る被災地における生活の平常化に向けた面の取組方針」等を決定しており、当該決定に至る過程に係る文書は、決定等関連文書に該当するものと考える。

被災者生活支援チームについては、決定又は

了解を行つておらず、当該会議等に係る文書は、決定等関連文書に該当しないものと考える。

電力需給に関する検討会合については、「今冬の電力需給対策について」等を決定しておる。

公文書管理法においては、行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程及び実績が把握できる文書の作成が求められているものの、議事概要等の作成が一律に求められているものではなく、また、事後に作成することも許容されており、当該会議等の議事概要等が現時点で作成されていないことをもつて公文書管理法第四条に違反するものではない。

六について

政府としては、東日本大震災に対応するために設置された会議等の議事内容の記録を残すこととが極めて重要との考え方の下、お尋ねの会議等の議事概要を可能な限り迅速に作成するとともに、御指摘の問題が発生した原因を分析し、改善策を講ずることとしている。

高等学校卒業程度認定試験合格者に対する各種国家試験の受験資格の扱いに関する質問主意書

高等学校卒業程度認定試験は、何らかの理由により高等学校への進学を断念・中退した若者の再スタートを支援する重要な制度であり、毎年一万名を超える合格者を世に送り出し、その多くが大学や専門学校に進学している。

一方、文部科学省が平成十八年に実施した実態調査によれば、高等学校卒業程度認定試験の出願動機のうち、「高等学校卒業程度の資格が欲しいかつたため」が四十三パーセント、「資格試験の受験資格を得るために上つており、高等学校卒業程度認定試験合格者が「高等学校卒業扱い」として多くの資格試験の受験資格を得ている。

しかしながら、「ボイラーラー・タービン主任技術者」、「ダム水路主任技術者」など、いまだ高等学校卒業程度認定試験合格者を「高等学校卒業扱い」としていない国家試験が存在する。

そこで、以下のとおり質問する。

一 高等学校卒業を受験資格としている国家試験数を府省別に明らかにされたい。

二 前記一のうち、高等学校卒業程度認定試験合格者を高等学校卒業者と同等とみなし、国家試験の受験資格を付与しているものの数を府省別に明らかにされたい。

高等学校卒業程度認定試験合格者に対する各種国家試験の受験資格の扱いに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十四年二月二十日 浜田 昌良

れぞれ明らかにされたい。

四 高等学校中退者は、近年若干の減少傾向を見せており、平成二十一年度で五万三千人を上回っている。その他の何らかの理由により高等学校への進学を断念した子どもたちを含め、その再スタートを支援するためにも、高等学校卒業程度認定試験の合格者を、各種国家試験において、「高等学校卒業扱い」とし、受験資格を付与することを原則とすべきと考えるが、野田内閣の見解を明らかにされたい。

右質問する。

平成二十四年二月二十八日
内閣総理大臣 野田 佳彦

参議院議員浜田昌良君 提出高等学校卒業程度認定試験合格者に対する各種国家試験の受験資格の扱いに関する質問に対する答弁書

参議院議員浜田昌良君 提出高等学校卒業程度認定試験合格者に対する各種国家試験の受験資格の扱いに関する質問に対する答弁書

参議院議員浜田昌良君 提出高等学校卒業程度認定試験合格者に対する各種国家試験の受験資格の扱いに関する質問に対する答弁書

お尋ねの「高等学校卒業を受験資格としている国家試験数」の意味するところが必ずしも明らかではないが、国家資格を認定するための試験及び国(国会及び裁判所を除く。)が実施する採用試験(以下「国家資格試験等」という。)のうち、高等学校卒業特定の学科を修めて卒業することを含む。以下同じ。)を受験資格(受験資

格の一部としている場合を含む。以下同じ。)と
しているものとして整理したものの数(技能検定については、職種又は等級の別にかかわらず、自動車整備士技能検定については、種類の別にかかわらず、技術検定については、種目又は等級の別にかかわらず、それぞれ一つと数えられる。以下同じ。)は、平成二十四年二月二十日現在で、所管府省等別に示すと、人事院が八、総務省が一、文部科学省が四、厚生労働省が十四、農林水産省が三、国土交通省が六、防衛省が五である。

なお、御指摘の「ボイラー・タービン主任技術者及び「ダム水路主任技術者」は、試験によらず、学歴及び実務の経験に応じて付与される国家資格であることから、国家資格試験等には含めていない。

二について

一についてでお答えしたもののうち、高等学校卒業程度認定試験(以下「高卒認定試験」という。)の合格を高等学校卒業と同等に扱い、受験資格として認めている国家資格試験等の数は、所管府省等別に示すと、人事院が八、文部科学省が四、厚生労働省が五、農林水産省が三、国土交通省が三、防衛省が五である。

三について

一についてでお答えしたものの中のうち、高卒認定試験の合格を高等学校卒業と同等に扱わず、受験資格として認めていない国家資格試験等の数及び名称は、所管府省等別に示すと、以下のとおりである。また、これらのものが、高卒認定試験の合格を高等学校卒業と同等に扱わず、

格の一部としている場合を含む。以下同じ。)と
しているものとして整理したものの数(技能検定については、職種又は等級の別にかかわらず、自動車整備士技能検定については、種類の別にかかわらず、技術検定については、種目又は等級の別にかかわらず、それぞれ一つと数えられる。以下同じ。)は、平成二十四年二月二十日現在で、所管府省等別に示すと、人事院が八、総務省が一、文部科学省が四、厚生労働省が十

四、農林水産省が三、国土交通省が六、防衛省が五である。

なお、御指摘の「ボイラー・タービン主任技術者及び「ダム水路主任技術者」は、試験によらず、学歴及び実務の経験に応じて付与される国家資格であることから、国家資格試験等には含めていない。

二について

一についてでお答えしたもののうち、高卒認定試験の合格を高等学校卒業と同等に扱つていいことに加えて、特定の学科以外の学科を修めて高等学校を卒業した者とも同等に扱つていいところ、後者については、高卒認定試験の合格者の受験を想定していかつたためである。

総務省 一 甲種消防設備士試験

厚生労働省 九 介護福祉士試験、一級ボイ

ラーチ士免許試験、二級ボイラー技士免許試

験、発破技士免許試験、労働安全コンサルタン

ト試験、労働衛生コンサルタント試験、第一種

作業環境測定士試験、第二種作業環境測定士試

験、技能検定(一級、二級、三級、基礎一級、

基礎二級及び単一等級に係るもの)

国土交通省 三 自動車整備士技能検定(二

級及び三級に係るもの)、二級建築士試験、木

造建築士試験

四について

高卒認定試験は、高等学校を卒業した者と同

等以上の学力があるかどうかの認定のための試

験であり、その趣旨に鑑み、国家資格試験等に

おいては、専門性を確保すべく、高等学校の特

定の学科を修めて卒業することを求める必要が

ある場合を除き、高卒認定試験の合格を高等学

校卒業と同等に扱うよう、検討するとともに、

今後、新たに国家資格試験等を創設する場合に

した場合に「冷温停止状態」ではなくなるのか、

も、専門性を確保するなどの特段の事由がない

受験資格として認めている理由は、専門性を確保すべく、高等学校の特定の学科を修めて卒業することを求めているためである。なお、第

一種作業環境測定士試験及び第二種作業環境測定士試験では、受験資格において、高卒認定試験の合格者を、特定の学科を修めて高等学校を卒業した者と同等に扱つていいことに加えて、特定の学科以外の学科を修めて高等学校を卒業した者とも同等に扱つていいところ、後者については、高卒認定試験の合格者の受験を想定していかつたためである。

限り、同様の取扱いをするよう、検討してまいりたい。

拙速な野田総理の原子力発電所事故収束宣言に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十四年二月二十日

浜田 昌良

参議院議長 平田 健二殿

拙速な野田総理の原子力発電所事故収束宣

言に関する質問主意書

野田総理は、去る十二月十六日の記者会見にお

いて、「原子炉が冷温停止状態に達し、事故自体

は収束したと確認した」と発言した。しかし、十

二月二十七日に福島県議会が「原発事故の収束宣

言の撤回を求める意見書」を全会一致で可決した

ほか、「冷温停止状態」の定義自体に疑問が呈され

るなど、地元や専門家から、余りにも拙速な収束

宣言との批判があるだけではなく、国民の安全に

関わる重要な問題を十分な根拠なく判断する野田

内閣の政治姿勢に多くの国民は懸念を有してい

る。

そこで、以下のとおり質問する。

一 政府が用いる「冷温停止状態」の定義につい

て、現在の計測値及び計測場所を示した上で、

具体的に明らかにされたい。また、それらの計

測値のうち、どの計測場所でどのような値を示

した場合に「冷温停止状態」ではなくなるのか、

も、専門性を確保するなどの特段の事由がない

い。

二 東京電力福島第一原子力発電所の各原子炉から大気・海水・土壤に放出されている時間当たりの放射性物質の量について、大気・海水・土壤別(個別値がなければ全体値)にベクレル単位

で明らかにされたい。また、それらは昨年二月十一日前の状態のおおよそ何倍になるのか示されたい。

三 昨年十二月十六日付け東京新聞によれば、建屋地下に毎日五百トン程度地下水が流れ込み、その処理が厄介な問題となつており、当初の計画では建屋地下からは汚染水がなくなっているはずだったが、いまだに八万トン近い汚染水で満たされている一方、十四万トン分用意した処理水タンクの残容量は少ないと指摘がある。

これらの実事関係について、政府の承知するところを実際の値を示した上で明らかにされたい。また、同報道によれば、政府は「水は冷温停止状態の定義と無関係」と説明したとされているが事実か、政府の承知するところを明らかにされたい。

四 日本原子力保険ブールは、東京電力福島第一原子力発電所の損害保険契約の更新を拒否したとの報道(一月十一日付け日本経済新聞)もあるが、文部科学省は具体的にどのような考え方から「難色を示した」のか。政府の承知するところについて、国民が安心できるよう明らかにされたい。

平成二十四年二月二十九日 参議院会議録第六号

質問主意書及び答弁書

五 東京電力は、本年二月二日頃から東京電力福島第一原子力発電所一号機の温度測定値が急上昇した原因是、熱電対の故障としているが、このような測定機器の故障は、政府の「冷温停止状態」の定義の中で想定されていたのか。想定されていたのであれば、今後、具体的にどのような測定装置が故障することを想定しているのか。また、その際の政府の対処方法を具体的に明らかにされたい。

右質問する。

平成二十四年二月二十八日

内閣総理大臣 野田 佳彦

參議院議長 平田 健二

議院議員浜田昌良君提出拙

参議院議員浜田昌良君提出拙速な野田総理の原子力発電所事故収束宣言に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田昌良君提出拙速な野田総理の原子力発電所事故収束宣言に関する質問に対する答弁書

一
につ
いて

原子力災害対策本部が平成二十三年十二月十六日に取りまとめた「東京電力福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋 ステップ二完了報告書」(以下「完了報告書」という。)において、冷温停止状態の定義については、「圧力容器底部の温度が概ね百度以下になつてゐる」と、「格納容器からの放射性物質の放出を管理し、追加的放出による公衆の被ばく線量を大幅に抑制していること」、「上記二条件を維持する

ために、循環注水冷却システムの中長期的安全を確保していること」のいずれも満たしている状態であるとしている。また、冷温停止状態かどうかを判断するに際しては、複数の指標を基に温度計により測定し、各温度計の状態や位置も総合的に判断することとしており、例えば圧力容器底部の温度については、東京電力株式会社（以下「東京電力」という。）において、複数個の温度計により測定し、各温度計の状態や位置も考慮しつつ測定結果を相互に比較参照して計測しているところ、東京電力によると、福島第一原子力発電所の第一号機から第三号機までの各号機における圧力容器底部代表部位の温度については、平成二十四年二月二十四日十一時時点では、それぞれ第一号機で約二十四度、第二号機で約四十七度、第三号機で約五十一度である。について

東京電力によると、平成二十四年一月二十三日時点において、福島第一原子力発電所の第一号機から第三号機までにおける原子炉格納容器からの放射性セシウムの追加的放出量の合計は、毎時約〇・七億ベクレルと推定されている。なお、平成二十三年三月十一日以前の状況については、経済産業省において、東京電力が定める「福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定」に定める年間の管理目標値を下回っているかを確認するため、東京電力から、同発電所における放射性ヨウ素等の年間総放出量について報告を受けており、その内容については同省のホームページに掲載しているが、放射性物質の核種が異なり、また、放射性物質の放出量は原子力発電所の運転状態により変動することがら、単純に比較することは困難である。

三について

東京電力からの平成二十三年十二月六日の報告によれば、福島第一原子力発電所において、タービン建屋等の水位の測定記録から推定される雨水や地下水の流入量は、一日当たり合計で二百立方メートルから五百立方メートルである。また、東京電力からの平成二十四年二月二

は、東京電力に対し、同法第六条に規定する損害賠償措置として同法第七条第一項の規定による承認を受けるためには、当該契約の付保の範囲について、従前より東京電力と日本原子力保険、ブルルとの間で締結されていた責任保険契約の付保の範囲と同様のものである必要がある旨

四について

及び集中廃棄物処理建屋内における汚染水の滞留量は、合計で約九万立方メートルであり、濃縮塩水受けタンク及び濃縮廃液貯槽の残容量は合計で約三万立方メートルである。御指摘の「水は冷温停止状態の定義と無関係」が何を指すのか必ずしも明らかではないが、完了報告書において、冷温停止状態の条件の一つについて、「格納容器からの放射性物質の放出を管理し、追加的放出による公衆の被ばく線量を大幅に抑制していること」としており、そのためには、滞留水が適切に管理された状態にあり外部への放出が抑制されていることが必要であると考えている。

一についてで述べたとおり、冷温停止状態かどうかを判断するに際しては、複数の指標を基に総合的に判断することとしており、例えば圧力容器底部の温度については、複数個の温度計により測定し、各温度計の状態や位置も考慮しつつ測定結果を相互に比較参考している。経済産業省においては、今般の温度計の故障を受けて、平成二十四年二月十三日に、東京電力に対し、現在使用されている温度計以外に原子炉内の温度を監視する代替手段があるかどうか等について報告を求めており、現在、東京電力からの報告内容について、専門家の意見も聴きつつ評価しているところである。

四について

福島第一原子力発電所に係る責任保険契約（原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第二百四十七号）第八条に規定する責任保険契約をいう。以下同じ。）について、日本原子力保険ブールによれば、同発電所において既に事故が発生していることや核燃料物質等が事故発生前と同等の状態で管理されていないこと等を理由として、責任保険契約を更新しなかつたものと聞いている。また、御指摘の「海外大手保